

『事林廣記』人事類譯注

本篇では、前冊に發表した「刑法類・公理類」につづき、『事林廣記』「人事類」の譯注を掲げる。底本には前回と同じく、國立公文書館内閣文庫所藏の元・至順刊本(内閣本)を用い、また臺灣故宮博物院所藏の椿莊書院刊本(故宮本)、北京大學圖書館所藏の元・後至元六年鄭氏積誠堂刊本(北大本)、元・泰定刊本に據った日本の元錄十二年刊本(和刻本)、慶應義塾大學圖書館所藏の明・洪武二十五年刊本(洪武本)、臺灣國家圖書館所藏の明・成化十四年劉廷賓刊本(成化本)によって校訂した。

一 本文は、原則として正體字にあらため、句讀を付し、また便宜上番號をつけた。關連記事によって訂正する場合は、誤字はその後に()で正しいと思える推定字を示し、字を補う場合は()で、削る場合は()で該當する字を圍った。

二 (校) には、『事林廣記』諸テキスト間の異同を記した。

三 (關連記事) には、本文が基づいたと推定される、あるいは本文と同内容の記事を挙げた。今回は特に、本文と異なる簡

所に傍線を付し、比較の便宜を圖った。

四 (注) では、本文と關連記事の異同、および一部の語彙について説明した。

五 今回は特に「人事類上」について解説を付した。

六 譯注の作成は、「人事類上」の「立身規戒」第一條から第八條までを豐田さおり、第九條から第二十條までを沖田道成、「治家法度」の第一條から第十一條までを古松崇志、第十二條から第十九條までを加藤雄三、第二〇條から第三三條までを櫻井智美、「傳家遠慮」の第一條から第八條までを堤一昭、第九條から第十三條までを岩井茂樹、「人事類下」の「莅官政要」を古松崇志、「警世格言」を金文京が擔當し、最後に金がまとめた。また解説は金が執筆した。

「元代の社會と文化」研究班

人事類上（前集卷八）

立身規戒

（校）

故宮本前集卷八「人事類・立身規戒」、北大本乙集卷上「人事類・立身規戒」、洪武本後集卷二「人事類・立身規戒」、成化本前集卷六「人事類・立身規戒」および和刻本庚集卷七「立身箴誨」は、基本的に同じ順番で同文であるが、和刻本には少なからぬ異同がある。以下、各條においては、異同がある場合のみ（校）を付す。

（二）心戒慢偽妬疑

處己接物、不可懷慢偽妬疑之心。慢心之人、自不如人、而好輕薄人。見敵己以下之人、及有求於我者、面前既不加禮、背後又竊譏笑。若能回省其身、則愧汗浹背矣。偽心之人、言語委曲、若甚相厚、而中心乃大不然。一時之間、人所信慕、用之再三、則蹤跡露見、爲人所唾去矣。妬心之人、常欲我之高出於人、故聞有稱道人之美者、則忿然不平、以爲不然。聞人有不如人者、則欣然笑快。此何加損於人、祇重怨耳。疑心之人、人之出言、未嘗有心、而反復思繹曰、「此譏我何事、此笑我何事」。則與人締怨、常萌於此。賢者聞人譏笑、若不聞焉。此豈不省「事」¹。

（譯）

慢心、偽心、妬心、疑心を戒める

己れを處し他人に接する時は、慢心・偽心・妬心・疑心を持ってはならない。慢心の方は、自らは人に及ばないのに、好んで人を輕んずる。自分以下の者や、自分に何か求める者を見ると、面と向かって無禮な振舞いをする上に、背後でもまたひそかに嘲笑する。もし自分自身を顧みて反省することができれば、恥ずかしさ

の餘り冷や汗が背中を流れるであろう。偽心の方は、言葉が詳しく細かく、非常に篤實なようだが、しかし内心はまったくそうではない。一時の間は、人に信用され慕われるが、この手を再三用いると、化けの皮がはがれて、人に唾棄されることになる。妬心の方は、常に自分が他人よりも高い位置にすることを望んでいるので、人の美點をほめたたえるのを聞けば、怒って心穏やかならず、そんなはずはないと思う。他人に及ばない人がいることを聞くと、喜んで笑い満足する。そうしたからといって人の價值が上下する譯でもなく、ただ怨みを深めるだけである。疑心の方は、他人が発言した時、意圖があつて言つたわけでは無いのに、繰り返し考えて、「これは私のことをなにか譏っているのだろう」、「これは私のことをなにか笑っているのだろう」と言う。人と怨みを結ぶのは、常にこのようなことから生じるのである。賢者は人が自分を嘲けり笑うのを聞いても、知らんふりをしてゐる。その方が面倒が省けるではないか。

（校）

○成化本には「此笑我何事」がない。

（關連記事）

1『袁氏世範』（『知不足齋叢書』本、以下同）卷二「處己」第二一條「12人不可懷慢偽妬疑之心」

處己接物、而常懷慢心偽心妬心疑心者。皆自取輕辱於人、盛德君子所不爲也。慢心之人、自不如人、而好輕薄人。見敵己以下之人、及有求於我者、面前既不加禮、背後又竊譏笑。若能回省其身、則愧汗浹背矣。偽心之人、言語委曲、若甚相厚、而中心乃大不然。一時之間、人所信慕、用之再三、則蹤跡露見、爲人所唾去矣。妬心之人、常欲我之高出於人、故聞有稱道人之美者、

則忿然不平、以爲不然。聞人有不如人者、則欣然笑快。此何加損於人、祇厚怨耳。疑心之人、人之出言、未嘗有心、而反復思繹曰、「此譏我何事、此笑我何事」。則與人締怨、常萌於此。賢者聞人譏笑、若不聞焉。此豈不省事。

(注)

(一) 此豈不省——關連記事1によって「事」を補う。

(二) 人貴忠信篤敬

言忠信、行篤敬、乃聖人教人、取重鄉曲之術。蓋財物交加、不損人而益己、患難之際、不妨人而利己、所謂忠也。有所許諾、纖毫必償、有所期約、時刻不易、所謂信也。處事近厚、處心誠實、所謂篤也。禮貌卑下、言辭謙恭、所謂敬也。若能行此、非惟取重於鄉曲、則無入而不自得。然敬之一事、於己無損、世人類能行之、而矯飾假僞、其中心則輕薄、是能敬而不能篤者、君子指爲諛佞、鄉人亦不歸重矣。然是四者、必先存其在己、然後望其在人。如在己未盡、而以責人、人亦以此責我矣。今世之人、能存其在己者寡、而望其在人者皆然也。雖然在我者既盡、在人者亦不必深責。或不然則疾之已甚、祇益貽怨於人耳。

(譯)

人は忠信篤敬を貴はなければならない

「言は忠信、行は篤敬」とは、聖人が人に教えて、郷里で尊敬を得られるようにするための方法である。思うに金銭や物が絡む時、他人を損なうまで自分の益となることをせず、困難な状況の時、他人を妨げてまで自己を利するようなことをしないのが、いわゆる忠である。承諾したことは、わずかでも必ず實行し、約束したことは、一刻たりとも變えないのが、いわゆる信である。事に

處しては親身で手厚く、心のもちようが誠實なのが、いわゆる篤である。禮にかないへりくだった立振るまい、謙遜でうやうやしい言葉つきが、いわゆる敬である。もしこれらを行うことができれば、郷里において尊敬されるだけでなく、どのような状況においても自ずと得られないことはないだろう。しかし敬の一事は、自分が損をすることがないので、世間の人はおおむねこれを行うことができるが、いつわってうわべを飾っているなら、その心の中は輕薄で、これでは敬はできても篤にはならない。君子はこれを指してへつらいおもねっているとし、郷人もまた尊敬することはない。だからこの四者は、必ず自分が備えていることを前提にし、その後で他人に備えることを望むものである。もし自分がまだ完全には備えていないのに、他人に求めれば、他人もまたその點を自分に求めることだろう。今の人は、自分に(忠信篤敬を)備えている者は少なく、他人に望む者ばかりである。自分が完全に備えているとしても、他人に深く求める必要はない。もしそうしなければ他人を甚だしく憎んでしまうので、ただますます相手に怨みを残すだけである。

(校)

○和刻本「人貴忠信篤敬」

言忠信、行篤敬、乃聖人教人、取重於鄉曲之術。蓋財物交加、不損人而益己、患難之際、不妨人而利己、所謂忠也。有所許諾、纖毫必償、有所期約、時刻不易、所謂信也。處事近厚、處心誠實、所謂篤也。禮貌卑下、言辭謙恭、所謂敬也。若能行此、非惟取重於鄉曲、則亦無入而不自得。然敬之一事、於己無損、世人類能行之、而矯飾假僞、其中心則輕薄、是能敬而不能篤者、君子指爲諛佞(佞)、鄉人亦不歸重矣。然是四者、必先存其在己、然後望其在人。如在己未盡、而以責人、人

亦以此責我矣。今世之人、能存其在己者蓋寡、而望其在人者皆然也。雖然在我者既盡、在人者亦不必深責。苟盡其在我、又欲責人之似己、一或不然則疾之已甚、祇益貽怨於人耳。此處己之要法。

○成化本は、「乃聖人教人取重鄉曲之術」を「乃聖人教取重鄉曲之術」とする。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷二「處己」第十三條「人貴忠信篤敬」

言忠信行篤敬、乃聖人教人、取重於鄉曲之術。蓋財物交加、不損人而益己、患難之際、不妨人而利己、所謂忠也。有所許諾、纖毫必償、有所期約、時刻不易、所謂信也。處事近厚、處心誠實、所謂篤也。禮貌卑下、言辭謙恭、所謂敬也。若能行此、非惟取重於鄉曲、則亦無入而不自得。然敬之一事、於己無損、世人頗能行之、而矯飾假偽、其中心則輕薄、是能敬而不能篤者。君子指爲諛佞、鄉人久亦不歸重矣。

2 『袁氏世範』卷二「處己」第十四條「厚於責己而薄責人」

忠信篤敬、先存其在己者、然後望其在人者。如在己者未盡、而以責人、人亦以此責我矣。今世之人、能自省其忠信篤敬者蓋寡、能責人以忠信篤敬者皆然也。雖然在我者既盡、在人者亦不必深責。今有人能盡其在我者固善矣、乃欲責人之似己、一或不滿意、則疾之已甚、亦非有容德者、祇益貽怨於人耳。

(注)

(1) 言忠信、行篤敬——『論語』「衛靈公」に「子張問行。子曰、

言忠信、行篤敬、雖蠻貊之邦行矣。言不忠信、行不篤敬、雖州里行乎哉」とある。

(2) 無入而不自得——『禮記』「中庸」に「君子素其位而行、不願乎其外。素富貴、行乎富貴、素貧賤、行乎貧賤。素夷狄、行

乎夷狄、素患難、行乎患難。君子無入而不自得焉」とある。

(3) 雖然——「雖」と同じ。口語的表現。

(4) 在人者亦不必深責——『論語』「衛靈公」に「子曰、躬自厚而薄責於人、則遠怨矣」とあるのをふまえる。

(三) 貧富自當安分

操履與升沈、自是兩塗。不可謂操履之正、自宜榮貴、操履不正、自宜困厄。若然則孔顏應爲宰輔、而古今宰輔、不復小人矣。蓋操履乃當行之事、不可以此責效。責效不效、則操履必怠所守、遂爲小人之歸矣。世有愚蠢而享富厚、智惠而居貧寒者。皆有定分、不可致詰。若知此理、安而處之、豈不省事。

(譯)

貧富は分に安んずるべきである

品行と官途の浮沈とは、自ずと別のことである。品行が正しければ、自ずから出世するはず、品行が正しくなければ、自ずから困窮するはず、と思つてはならない。もしそうならば孔子や顔回は宰相になつたはずだし、古今の宰相には、小人はいないはずだろう。そもそも品行は當然おさめるべきことであり、それで何らかの効果を求めてはいけない。効果を得ようとしてうまくいかなければ、守るべき品行をきつと怠り、小人になつてしまふ。世間には愚昧であつても豊かな者や、智惠があつても貧しい者がいる。みな定まつた分というものがあるので、深く追求してはいけない。もしこの道理が分かつて、安んじてこれに處することができれば、面倒が省けるというものではないか。

(校)

○和刻本は「小人矣」を「小人戾」に誤り、「享」を「饗」に作る。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷二「處己」第四條「窮達自兩塗」

操履與升沈、自是兩塗。不可謂操履之正、自宜榮貴、操履不正、自宜困阨。若如此則孔顏應爲宰輔、而古今宰輔達官、不復小人矣。蓋操履自是吾人當行之事、不可以此責效於外物。責效不效、則操履必怠、而所守或變、遂爲小人之歸矣。今世間多有愚蠢而饗富厚、智慧而居貧寒者。皆自有一定之分、不可致詰。若知此理、安而處之。豈不省事。

(四) 盛衰本無定勢

世事多更變、乃天理如此。世人見目前稍稍榮盛、以爲此生無足慮、不旋踵而衰敗者多矣。大抵天序十年一換甲、則世一變。且以鄉曲一二十年前比論目前、其成敗興衰、何嘗有定勢。世人無遠識、見人興進則懷妬、見人衰退則譏笑。同居同鄉人最多此患。若知事無定勢、自慮不暇、何暇妬人笑人。

(譯)

盛衰には本來定まった決まりは無い

世事に移り變ることが多いのは、天理がそうなのである。世人は目前のわずかな繁榮を見て、一生心配することはないと思うが、あっといふ間に衰退する者が多い。たいてい自然の順行は十年で十干が一巡りするが、それにつれて世事も變化する。たとえば郷里の十年前、二十年前と今を比較するならば、その間に榮枯盛衰があつて、定まった運勢が存在したためしがあるうか。世人には遠い將來を見通す見識が無いので、人の成功を見れば嫉妬心を抱き、人の衰退を見れば嘲笑する。同居や同郷の人に最もこの缺點が多い。もし物事に定勢が無いのを知っていれば、自分のこ

とを心配するのさへ忙しいのに、どうして人を嫉妬したり嘲笑したりする暇があるだろうか。

(校)

○成化本は「笑人」を「笑矣」とする。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷二「處己」第五條「世事更變皆天理」

世事多更變、乃天理如此。今世人往往見目前稍稍榮盛、以爲此生無足慮、不旋踵而破壞者多矣。大抵天序十年一換甲、則世事一變。今不須廣論久遠、只以鄉曲十年前二十年前比論目前、其成敗興衰、何嘗有定勢。世人無遠識、凡見他人興進及有如意事則懷妬、見他人衰退及有不如意事則譏笑。同居及同鄉人最多此患。若知事無定勢、則自慮之不暇、何暇妬人笑人哉。

○宋本、格致叢書本、寶顏堂秘笈本は「榮盛」を「榮盛」に作る。「樂」は知不足齋本の誤刻。寶顏堂秘笈本は、「若知事無定勢」の後に「如築牆之板然、或上或下、或下或上」とある。『袁氏世範』の版本については解説参照。

2 『居家必用事類全集』(北京圖書館古籍珍本叢刊61所收明刊本、以下同)乙集「袁氏世範・處己」第一條は、「若知事無定勢」を

「若知天下事無定勢」に、「妬人笑人哉」を「妬他人」に作る。

(五) 富貴不可驕人

富貴乃命分偶然、豈宜以此驕傲鄉曲。若本自貧寒、一旦身致富厚、本自寒素、一旦身致富顯、此雖人之所謂賈、亦不可以此驕傲鄉曲、取尤於人。若因父祖之遺資、而坐享肥濃、因父祖之保任、而馴致通顯、此何以異於常人。其間有欲以此驕傲鄉曲、不亦羞而可嘆哉。

(譯)

富貴を人に驕ってはならない

富貴は偶然のめぐりあわせである、どうして郷里においておごり高ぶってよいものだろうか。もし元來貧乏で、にわかに豊かになったり、元來低い身分であった者が、にわかに高位になるのは、人に立派だと言われることであるけれども、このことで郷里においておごり高ぶって、人の怨みを招いてはならない。もし父祖の遺産によって、いながらにして豊かな暮らしを享受したり、父祖の保任によって、自然に位が高くなったのならば、これは何ら常人と異なることは無い。そのような人たちの中に郷里で威張り散らすようにする人がいるのは、また恥じて嘆くべきことではないか。

(校)

○和刻本は「嘆」を「怜」(憐の俗字)に作る。

○洪武本、成化本は「哉」を「乎」に作る。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷二「處己」第二條「處富貴不宜驕傲」

富貴乃命分偶然、豈宜以此驕傲鄉曲。若本自貧窶、身致富厚、本自寒素、身致通顯、此雖人之所謂賢、亦不可以此取尤於鄉曲。若因父祖之遺資、而坐饗肥濃、因父祖之保任、而馴致通顯、此何以異於常人。其間有欲以此驕傲鄉曲、不亦羞而可憐哉。

(注)

(1) 肥濃——馳走をいう。張籍「董公詩」(『全唐詩』卷三八三)に「公衣無文采、公食少肥濃」とある。

(2) 父祖之保任——高位の官人の子孫が官職につける特權。いわゆる任子、補蔭、恩蔭のこと。梅原郁「宋代の恩蔭制度」

『東方學報』京都五十二冊) 參照。

(六) 禮貌不可因人

世有無知之人、不能一概待鄉曲、而因人之富貴貧賤、設爲高下、見有資財有官職者、則禮恭而心敬、資財愈多、官職愈高、則愈加敬焉。至視貧賤者、則禮傲而心慢、曾不少顧恤。殊不知彼之富貴、非我之榮、彼之貧賤、非我之辱、何用高下分別如此。長厚有識君子不然也。

(譯)

禮儀は人によって區別してはならない

世間には無知の人がいて、郷里の人を平等に待遇することができず、その人が富貴か貧賤かによって、上下の差を設け、資産や官職がある者を見れば、禮儀はうやうやしく尊敬の心を持ち、資産が多いほど、官職が高いほど、ますます敬意を拂う。貧しい者を見るに至っては、扱いは傲慢で侮りの心をもち、少しも憐れみかけることが無い。これは他人の富貴は自分の榮華ではなく、他人の貧賤は自分の屈辱ではないということがちっとも分かっていない、どうしてこのように上下を差別する必要があるうか。溫厚で見識のある君子はそのようなことはしない。

(校)

○和刻本は「彼之貧賤」を「彼貧賤」とする。

○成化本は「鄉曲」を「鄰曲」に、「設」を「沒」に誤る。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷二「處己」第三條「禮不可因人分輕重」

世有無知之人、不能一概禮待鄉曲、而因人之富貴貧賤、設爲高下等級、見有資財有官職者、則禮恭而心敬、資財愈多、官職愈

高、則恭敬又加焉。至視貧者賤者、則禮傲而心慢、曾不少顧卹。殊不知彼之富貴、非我之榮、彼之貧賤、非我之辱、何用高下分別如此。長厚有識君子必不然也。

(七) 富貴不必計較

高年享富貴者、必少時艱難辛苦。不會有少壯享富貴、安逸至老者。早年登科、及受蔭之人、必於中年不如意、迫於暮年、方得榮達、或仕宦無齟齬、必於子息上有虧缺。若早年宦達、及承祖父積累之厚、無不如意者、多不獲高壽。造物乘除、類多如此。間有始終享富貴者、乃是大福人、亦千萬中一人耳。今人往「往」欲機巧、皆欲不受辛苦、即享富貴終身、蓋不知此理。又有非理計較、欲爲其子孫地者、尤其蔽惑也。人自宜安分。

(譯)

富貴を氣にかける必要はない

老年になつて富貴になつた者は、必ず若い時に苦勞をしているものだ。若くして富貴になり、樂なまま老年に至る者などいはい。早くに登第したり、恩蔭を受けた人は、必ず中年にままたぬことがあり、晩年になつてようやく榮達を得ることができる。あるいは仕官がうまくいったものは、必ず跡継ぎに不足が起る。もし若くして高位を得たり、父祖代々の富を受け繼いで、何でも思い通りになるような者は、長壽を得ないことが多い。造物主の計らいは、おおむねこのようなものである。中には初めから終りまで富貴を享受する者がいるが、これこそは大いに幸福な人であつて、千人萬人のうち一人だけなのだ。今の人は往々にして策略をこらし、みな苦勞せず、終身富貴でいようとするが、これはこの道理を知らないのである。また無理をして色々氣にかけて、自分

の子孫のために基礎を作つてやろうとする者もいるが、それこそもっとも愚かなことだ。人は分に安んじるべきである。

(校)

○和刻本は、「享」を「饗」、「迨」を「殆」、「宦」を「官」、「虧缺」を「虧失」、「積累」を「生事」、「往欲」を「往往」に作る

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷二「處己」第六條「人生勞逸常相若」

應高年饗富貴之人、必須少壯之時、嘗盡艱難、受盡辛苦。不會有少壯饗富貴、安逸至老者。早年登科、及早年受奏補之人、必於中年齟齬不如意、却於暮年、方得榮達。或仕宦無齟齬、必其生事窘薄、憂饑寒、慮婚嫁。若早年宦達、不歷艱難辛苦、及承父祖生事之厚、更無不如意者、多不獲高壽。造物乘除之理、類多如此。其間亦有始終饗富貴者、乃是有大福之人、亦千萬人中間有之、非可常也。今人往往機心巧謀、皆欲不受辛苦、即饗富貴至終身、蓋不知此理。而又非理計較、欲其子孫自少小安然享大富貴、尤其蔽惑也。終於人力不能勝天。

○『寶顏堂秘笈』本は「饗」を「享」に作り、「早年」の前に「故」があり、「中年齟齬不如意」の後にまた「中年齟齬不如意」が重複、「慮婚嫁」の後に「有所困鬱而然」、「造物」の前に「蓋」、「不能勝天」の後に「徒爲蒼蒼者笑耳」がある。

2 『居家必用事類全集』乙集「袁氏世範・處己」第二條は、「更無不如意者」の「者」、「非可常也」が無く、「即饗富貴至終身」を「至終身享富貴及其子孫」に作り、「蓋不知此理。而又非理計較、欲其子孫自少小安然享大富貴、尤其蔽惑也」の部分が無い。

(八) 富貴自有定分

造物者既設爲一定之分、又設爲不測之機。役使天下之人、朝夕奔趨、老死而不覺。不如是、則人生天地間、全然無事、而造化之術亦窮矣。然奔趨而得者、不得一二、奔趨而不得者、蓋千萬人。世人終以二者之故、至於勞心費力、死而無成者多矣。不知他人奔趨而得之、亦其定分中所有。若定分中所有、雖不奔趨、遲以歲月、亦終必得。苟有高見遠識、任其自去自來、所謂奔趨之事、未嘗萌意。豈不高哉。

(譯)

富貴には自然と定まった運命がある

造物者は決まった運命を設けた上で、さらに不測の機をも設けた。天下の人を役使して、朝から晩まで奔走させ、老いて死んでも悟ることは無いようにさせる。そうでなければ、人が天地の間に生まれてから、全く無事で、造化のからくりもまた窮まってしまふだろう。しかし奔走して成功を得る者は、一人か二人に過ぎず、奔走しても成功を得られない者は、千人萬人である。世間の人はどうしてもこの一人二人になるために、心と力を費やすが、死んでも成功を得られない者が多い。他人が奔走して成功を得るのは、運命で決まっていたことだということを知らないのである。もし運命で決まっているなら、奔走しなくても、歳月が過ぎるのを待てば、最後には必ず得ることができるのだ。いやしくも高遠な見識を持っているならば、来るも去るもそのなりゆきに任せて、いわゆる奔走のことなど、一度も考えに浮かばないだろう。それこそかしこいことではないか。

(校)

○和刻本は「造物者既設爲一定之分」の前に「富貴自有定分」があ

る。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷二「處己」第七條「貧富定分任自然」

富貴自有定分、造物者既設爲一定之分、又設爲不測之機。役使天下之人、朝夕奔趨、老死而不覺。不如是、則人生天地間、全然無事、而造化之術窮矣。然奔趨而得者、不過一二、奔趨而不得者、蓋千萬人。世人終以二者之故、至於勞心費力、老死無成者多矣。不知他人奔趨而得、亦其定分中所有者。若定分中所有、雖不奔趨、遲以歲月、亦終必得。故世有高見遠識、超出造化機關之外、任其自去自來者、其胸中平夷、無憂喜、無怨尤、所謂奔趨及相傾之事、未嘗萌於意間、則亦何爭之有。前輩謂死生貧富、生來注定、君子贏得爲君子、小人枉了爲小人。此言甚切、人自不知耳。

(注)

(一)

君子贏得爲君子、小人枉了爲小人——君子は努力して君子たることを獲得するが、小人はいくらあくせくしても所詮は小人、という意味。『朱子語類』卷三四「論語・富而可求章」に「因舉君子贏得做君子、小人枉了做小人之說」、また『黃氏日抄』卷三九に「康節云、君子贏得做君子、小人枉了做小人之說」、その他『鶴林玉露』卷八、『野客叢語』卷八などにみえる。

(豐田)

(九) 善惡必有定報

人有所爲不善、身遭刑戮、而其子孫昌盛者。人多怪之、以爲天理有誤。殊不知此人之家、積善多積惡少、少不勝多、故其爲惡者身受其

報、不妨福祚延及後人。若作惡多而享壽富、必其前人遺澤將竭、天不愛惜、恣其惡深、使之大壞。或有爲不善事而不成、正不須怨天尤人。此乃天之愛我、終無後患。如見他人爲不善事常稱意者、不須多羨。此乃天所棄、待其惡深而殄滅之、不在其身、必在其子孫者矣。

(譯)

善惡には必ず定まった報いがある

人には行いが悪く、その身は死罪になったのに、その子孫は大いに榮えている者がいる。人々はあやしんで、天の道理が間違っていると考える。しかしそれは、その者の家は善行を多く積み悪行は少なく、少は多におよばないので、悪をなした者は自ら報いを受けるが、福が子孫にまで及ぶのを妨げはしないということを知らないのである。もし悪行が多い上に富貴長壽を享受すれば、先祖から傳わってきた恩澤は必ずや盡き、天は慈しまず、悪が深まっていくにまかせて、これを大いに滅ぼそうとするだろう。あるいはよくない事をしようとして成功しないならば、それこそ天を怨み人を咎める必要はない。これは天が自分を慈しんでくれたので、結局後の禍はないのである。もしも人が不善を犯して、いつも思い通りになっているのを見ても、そんなに羨む必要は無い。これは、天から見放されたので、悪が深まった後にその者は滅ぼされるのだ。報いは當人の身に起こらなくても、きっと子孫の身に降りかかるであろう。

(校)

○和刻本「善惡必有定報」

人有所爲不善、身遭刑戮、而其子孫昌盛者。人多怪之、以爲天理有誤。不知此人之家、其積善多積惡少、少不勝多、故其爲惡之人、身受其報、不妨福祚延及後人。若作惡多而饗富貴、必其前人之遺澤將竭、

天不愛惜、恣其惡深、使之大壞(壞)。或有爲不善事而不成、正不須怨天尤人。此乃天之愛我、終無後患。如此他人爲不善事常稱意者、不須多羨。此乃天所棄、待其積惡深厚、從而殄滅之、不在其身、必在其子孫者矣。(「不知此人之家」の前に「殊」がない)

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷二「處己」第二〇條「善惡報應難窮詰」

人有所爲不善、身遭刑戮、而其子孫昌盛者。人多怪之、以爲天理有誤。殊不知此人之家、其積善多積惡少、少不勝多。故其爲惡之人、身受其報、不妨福祚延及後人。若作惡多而享壽富安樂、必其前人之遺澤將竭、天不愛惜。恣其惡深、使之大壞也。

2 『袁氏世範』卷二「處己」第十九條「惡事可戒而不可爲」

凡人爲不善事而不成、正不須怨天尤人。此乃天之所愛、終無後患。如見他人爲不善事常稱意者、不須多羨。此乃天之所棄、待其積惡深厚、從而殄滅之、不在其身、則在其子孫。姑少待之、當自見也。

(注)

(1) 怨天尤人——『論語』「憲問」に「子曰、不怨天、不尤人」とある。

(十) 稔惡深則必敗

居鄉曲間、或有貴顯之家、以州縣觀望^①而陵人者。又有高資之家、以賄賂公行而陵人者。更有健訟之人、把持短長、妄有論訟、以致追擾。又有恃其父兄子弟之衆、結集凶惡、強奪人物、有小嫌隙、則群聚毆打。此等人不必與較。逮其惡深、天誅之、則自敗。天網恢恢、疎而不漏也。

(譯)

惡が積もれば必ず敗れる

郷里で暮らしていると、貴顯の家柄で、州縣の役所からも一目置かれてゐるのをいいことに、人を虐げる者がいる。また裕福な家で、公然と賄賂を行つて、人を虐げる者がいる。さらには、訴訟好きの者が、人の弱味を握つて、みだりに訴えをおこし、次から次へとさきを引き起す。そのうえ、父兄子弟の數をたのみとして、惡人をあつめ、人々から金品を奪い取り、少しでも氣に入らぬ事があれば、集團で殴りつけることもある。しかしこういった連中を相手にする必要は無い。惡事が重なり、天が誅罰を下せば、自ら滅亡する。「天網恢恢、疎にして漏らさず」である。

(校)

○和刻本「稔惡深則必敗」

居郷曲間、或有貴顯之家、以州縣觀望而凌人者。又有高資之家、以賄賂公行而陵人者。郷曲更有健訟之人、把持短長、妄有論訟、以致追擾。又有恃其父兄子弟之衆、結集凶惡、強奪人物、有小嫌隙、則群聚毆打。如此等人、不必與較。逮其稔惡之深、天誅之加、則無故自敗。所謂天網恢恢、疎而不漏也。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷二「處己」第三八條「小人作惡必天誅」

居郷曲間、或有貴顯之家、以州縣觀望而凌人者。又有高資之家、以賄賂公行而凌人者。方其得勢之時、州縣不能誰何。鬼神猶或避之、況貧窮之人。豈可與之較。屋宅墳墓之所隣、山林田園之所接、必橫加殘害、使歸於己而後已。衣食所資、器用之微、凡可其意者、必奪而有之。如此之人、惟當遜而避之。逮其稔惡之深、天誅之加、則其家之子孫自能爲其父祖破壞、以與郷人復讐。

(注)

也。郷曲更有健訟之人、把持短長、妄有論訟、以致追擾、州縣不敢治其罪。又有恃其父兄子弟之衆、結集兇惡、強奪人所有之物、不稱意、則群聚毆打。又復賄賂州縣、多不竟其罪。如此之人、亦不必求以窮治、逮其稔惡之深、天誅之加、則無故而自罹於憲網。有計謀所不及救者。大抵作惡而幸免於罪者、必於他時無故而受其報、所謂天網恢恢、疎而不漏也。

(1)

州縣觀望——地方の役人が強い者になびき、その鼻息をうかがうこと。陸游『渭南文集』卷四「上殿劄子」に「郡縣之吏、不能自立、觀望揣摩、惟強是畏」とある。

(2)

追擾——加藤繁『舊唐書食貨志・舊五代史食貨志譯註』(昭和三年、岩波文庫)に「民を追呼徴發して騷擾する」とある。また蘇軾『東坡全集』卷六一「奏議五首」に「似此之類、蔓延追擾、自甲及乙、自乙及丙、無有窮已」とあり、時間的に先に起こった事柄について後々さらに問題にして、次々と騒ぎが起ることをいう。

(3)

天網恢恢疎而不漏——『老子』七十三に「天網恢恢、疎而不失」とある。

(十一) 爲惡不可禱神

人爲善而未遂、禱之於神、求其陰助、雖未見效、心亦無愧。至於爲惡未遂、亦禱於神、求其陰助、豈非欺罔於神。如謀爲盜賊、及無理爭訟、謀欺騙人、此等事而禱之於神、使神果從其言而幸中、此蓋非神之陰助。乃貽怒於神、開其禍端、終致於必敗爾。當知神不助人爲惡事也。

(譯)

惡事をなすのに神に祈ることはできない

人が善行をなさそうとしていまだ果たさずにいる時、神に祈って助けを求めれば、たとえ御利益が顯れなくても、心に恥じることはない。しかし惡事をなさそうとしてまだ果たせないでいる時、同じく神に祈って助けを求めるのは、神を欺くことではあるまいか。たとえば盗みを畫策したり、理がないのに訴えを起こしたり、人を騙そうとたくらむ場合、そんなことを神に祈って、もし神がたとえその言葉にしたがい、運良くその通りになったとしても、それは神がお助けになったのではない。それどころか神を怒らせて禍の端緒を生じ、最後にはきつと破滅する。神は人が惡事を働くのをお助けになったりしないという事を心得ておくべきである。

(校)

○和刻本「爲惡不可禱神」

人爲善事而未遂、禱之於神、求其陰助、雖未見效、告之亦無愧。至於爲惡事而未遂、亦禱於神、求其陰助、豈非欺罔於神。如謀爲盜賊而禱之於神、爭訟無理而禱之於神、謀欺騙人而禱之於神、使神果從其言而幸中、此蓋非神之陰助。乃貽怒於神、開其禍端、終致於必敗爾。當知神不助人爲惡事也。

○洪武本は「乃貽」を「必貽」に誤る。○成化本は「必敗」を「必貽」に誤る。

(關連記事)

1 『袁氏世範』第十六條「爲惡禱神爲無益」

人爲善事而未遂、禱之於神、求其陰助、雖未見效、言_レ之亦無愧。至於爲惡事而未遂、亦禱之於神、求其陰助、豈非欺罔。如謀爲盜賊而禱之於神、爭訟無理而禱之於神、使神果從其言而幸中、

此乃貽怒於神、開其禍端耳。

(注)

(1) 於神——この二字は『袁氏世範』にない。この條は全體に『袁氏世範』より詳しい。

(2) 謀欺騙人——この句も『袁氏世範』にない。

(3) 此蓋非神之陰助——『袁氏世範』にない。

(4) 終致於必敗爾——これ以下、『袁氏世範』にない。

(十二) 見不善當自警

不善人、雖人所共惡、然亦有益於人。大抵見不善人、則警懼、不至自爲不善。不見不善人、則放肆、或至自爲不善而不覺。故家無不善人、則孝友之行不彰。鄉無不善人、則誠厚之跡不著。老子云、「不善人乃善人之資」、謂此爾。若見不善人、而與之同惡相濟、及與之爭爲長雄、則有損而已、夫何益哉。但自警而已。

(譯)

善からぬ人を見て自ら警めるべきである

惡人はだれもが憎むものであるが、しかしまた人の役にも立つ。たいてい善からぬ人を見れば、警戒しおそれて、自分で善くない行爲をするには至らない。善からぬ人を見なければ、氣ままになつて、惡事をなしてもそれと氣がつかないこともあるだろう。だから家のなかに善からぬ人がいなければ、親に對する孝や兄弟間の友愛の行いは明らかにならない。郷里に善からぬ人がいなければ、誠實で厚意ある行いも目立たない。老子が「不善の人は乃ち善人の資なり」と言っているのはこれを指しているのである。もし善からぬ人を見て、一緒に助け合つて惡事をはたらいたり、そのなかでどちらがより惡者であるかを競いあったりしたなら、そ

れこそ自分を損うだけで、なんの利益があろう。ただ自ら戒めるべきである。

(関連記事)

1 『袁氏世範』卷二「處己」第二十七條「覺人不善知自警」

不善人、雖人所共惡、然亦有益於人。大抵見不善人、則警懼、不至自爲不善。不見不善人、則放肆、或至自爲不善而不覺。故家無不善人、則孝友之行不彰。鄉無不善人、則誠厚之跡不著。譬如磨石、彼自銷損耳、刀斧資之以爲利。老子云、「不善人乃善人之資」、謂此爾。若見不善人、而與之同惡相濟、及與之爭爲長雄、則有損而已。夫何益。

(注)

(1) 老子云「『老子』二十七「故善人者、不善人之師。不善人者、善人之資」。

(2) 同惡相濟——左傳「昭公十三年に「同惡相求、如市賈焉」、また『三國志』卷一「武帝傳」に「馬超、成宜同惡相濟」とみえる常套句。

(3) 哉——これ以下、『袁氏世範』にない。

(十三) 誨人必先自省

勉人爲善、諫人爲惡、固是美事、然須自省。若我之平昔自不能爲人、豈惟人不見听、亦反爲人所薄。且如己之才學爲人所尊、乃可誨人以進修之要。己之性行爲人所重、乃可誨人以操履之詳。己能身致富厚、乃可誨人治家。己能處父母兄弟諸和、乃可誨人孝悌。苟惟不然、豈不反爲所笑、何足以誨人哉。

(譯)

人をさとすには先ず自分を省みなければならぬ

人に善い行いをするよう勧め、惡事を働くのを諫めるのは、もとより好い事であるが、先ずは自分を省みなければならぬ。自分がふだん手本となる人間になっていなければ、他人に聞き入れられないだけでなく、かえって人に輕蔑されることになるだろう。さらに自分の學問の才能が人に尊敬されるようであれば、人に勉強の要領を教える事ができる。自分の性格、行いが人に重んじられていれば、人に品行の詳しい規範を教えることができる。自分が財産を築き上げていれば、人に家の治め方を教えることができる。自分が父母兄弟と仲良くすることができれば、人にも親孝行と兄弟和睦を教えることができる。いやしくもこのようであれば、かえって人に笑われるだけで、どうして人を教えることができるきよう。

(関連記事)

1 『袁氏世範』卷二「處己」第二十九條「正己可以正人」

勉人爲善、諫人爲惡、固是美事、先須自省。若我之平昔自不能爲人、豈惟人不見聽、亦反爲人所薄。且如己之立朝可稱、乃可誨人以立朝之方。己之臨政有效、乃可誨人以臨政之術。己之才學爲人所尊、乃可誨人以進修之要。己之性行爲人所重、乃可誨人以操履之詳。己能身致富厚、乃可誨人以治家之法。己能處父母之側而諸和無間、乃可誨人以至孝之行。苟惟不然、豈不反爲所笑。

○寶顏堂秘笈本は「己之性行」を「己之信行」につくる。

(注)

(1) 何足以誨人哉——『袁氏世範』にない。

(十四) 是非言不足卹

人有出言至善、而或有以議之者。人有舉事至當、而或有以非之者。蓋衆心難一、衆口難齊如此。君子之出言舉事、苟揆之吾心、稽之古訓、詢之賢者、於理無礙、則紛紛之言皆不足卹、亦不必辨(辯)。自古聖賢、當代宰輔、二(一)時守令、皆不能免。況居鄉曲、同爲編氓、尤其所無畏。或輕議己、亦何怪焉。大抵指是爲非、必妬忌之人、及素有仇怨者。此曹何足以定公論。由此觀之、何足深卹。

(譯)

批判の言葉を氣にすることはない

人がもっともなことを言っても、それを批判する者はいる。人が至極當然なことを行っても、それを非とする者はいる。思うにみな心の心が一つになるのはかくも困難であり、みな言うことが一致するのはかくも難しい。君子の發言と行動は、自分の心にはかり、古の教えによつて考え、賢者に教えを請い、それで道理に不都合がないならば、あれやこれやと人が言うことなど、みな氣にするにおよばないし、またそれに對して申し開きをする必要もない。昔からの聖人賢者や、當代の宰相、この時代のすぐれた郡守縣令でさえも、みなこのような批判を免れることができないのである。いわんや我々のように郷里に暮らし、彼等と同じく平民として戸籍に入っている者ならば、それこそ畏れるにたる相手ではないかろう。彼等が軽い氣持ちで我々を批判するのに、なんの不思議があろう。だいたい正しいことを間違っていると云うのは、きつと嫉妬深い人か、以前から恨みを抱いている者である。このような連中がどうして公論を定めることができよう。このように考えるなら、彼等の批判など、どうして深く氣にするに足るのであるか。

(校)

○和刻本は「或有以議之者」「或有以非之者」の「以」がどちらも「二時」を「一時」とする。「二時」は内閣本の誤りで、故宮本以下はそれを踏襲する。以上はどちらも『袁氏世範』と同じ。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷二「處己」第三〇條「浮言不足卹」

人之出言至善、而或有議之者。人有舉事至當、而或有非之者。蓋衆心難一、衆口難齊如此。君子之出言舉事、苟揆之吾心、稽之古訓、詢之賢者、於理無礙、則紛紛之言皆不足卹、亦不必辨(辯)。自古聖賢、當代宰輔、一時守令、皆不能免。況居鄉曲、同爲編氓、尤其所無畏、或輕議己、亦何怪焉。大抵指是爲非、必妬忌之人、及素有仇怨者。此曹何足以定公論。正當勿卹勿辯也。

(注)

○「人之」は知不足齋本のみで、宋本以下はみな「人有」。

- (1) 一時——『世說新語』『品藻下』に「孫興公、許玄度、皆一時名流」、『三國志』『蜀志』卷四五「鄧芝傳」に「諸葛亮亦一時之傑也」とあるように、その時代のもっともすぐれたというニュアンスをもつ。

(2) 由此觀之——『袁氏世範』にない。

(十五) 諂媚已不足喜

人有善誦我之美、使我喜聞而不覺其諛者、小人之最姦黠者也。彼其面諛我而我喜、及其退與他人語、未必不竊笑我爲他所愚也。人有善揣人意之所向、先發其端、導而迎之、使人喜其言與己暗合者、亦小人之最好黠者也。彼其揣我意而果合、及其退與他人語、又未必不竊

笑我爲他所料也。此雖大賢、亦甘受其侮。何況不悟、爲之奈何。然亦不可不自省察而已。

(譯)

自分にへつらう者は喜ぶに足りない

人の美點をうまくほめて、聞く方を喜ばせるが、それがへつらいであるとは感じさせない者がいる。小人のなかでも最も惡賢い者である。そのような者は面と向かつてへつらい、こちらに喜ぶが、後で他の人と話す時には、「あいつを愚弄してやった」とあざ笑わないともかぎらない。人の考える先をうまく推測し、自分からきっかけをつくって誘導し、相手に「これは自分の考えと同じではないか」と思わせ喜ばせる者がいる。これもまた小人のなかで最も惡賢い人間である。そのような者は相手の考えを推し量ってうまく當たると、後で他の人と話す時には、「あいつの思うことをうまく當ててやった」とあざ笑わないともかぎらない。このようなことは立派な賢者であっても、甘んじてその侮りを受けるほかないのである。ましてへつらいだと氣がつかないなら、どうすることもできない。だから自らをよく省みなければならぬのである。

(校)

○和刻本は「與己暗合」を「與一己暗合」に、「亦甘受其侮。何況不悟」を「亦甘受其不侮。而不悟」に誤る。

○成化本は「果合」を「果念」に誤り、洪武本、成化本は「甘受」の「甘」を脱す。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷二「處己」第三一條「諛異之言多姦詐」

人有善誦我之美、使我喜聞而不覺其諛者、小人之最姦黠者也。

彼其面諛我而我喜、及其退與他人語、未必不竊笑我爲他所愚也。人有善揣人意之所向、先發其端、導而迎之、使人喜其言與己暗合者、亦小人之最姦黠者也。彼其揣我意而果合、及其退與他人語、又未必不竊笑我爲他所料也。此雖大賢、亦甘受其侮、而不悟奈何。

(注)

(一) 然亦……『袁氏世範』にはない。

(十六) 不可說人實事

親戚故舊人情厚密之時、不可盡以密私之事語之。恐一旦失歡、則前日所言皆他人所憑以爲爭訟之資。至有失歡之時、不可盡以切實之語加之。恐忿氣既平之後、或與通好結親、則前言大可愧。大抵忿怒之際、最不可指其隱諱之事、而暴其父祖之惡。吾之一時怒氣所激、必欲指其切實而言之。不知彼之怨恨深入骨髓。古人謂「傷人之言深於矛戟」是也。可不戒哉。

(譯)

他人のいやがる本當のことを言ってはならない

身内や知り合いと仲が良いからといって、こちらの私事をすべて語ってはならない。一度仲違いすると、前に言ったことは、すべて他人がそれによって争いや裁判を起こす種にならねない。仲違いしたときには、相手のいやがるありのままの事實をすべて言って攻撃してはならない。怒りが収まった後で、お互いによしみ好を通じ姻戚關係を結ぶことにでもなれば、前言を大いに恥じることになる。だいたい頭にきている時に、相手が秘密にしていることを指摘し、相手の父祖の惡事を暴くことは最も避けるべきで

ある。こちらは一時の怒りに激して、是が非にも相手のありのままの事實を指摘し言ってやろうと思うが、それで相手が恨み骨髄になることに気づかない。古人が「人を傷なうの言は矛戟よりも深し」と言うのはこのことである。どうして戒めずにいられよう。

(校)

○和刻本は「忿怒之際」を「忿怒而」につくる。

(関連記事)

1 『袁氏世範』卷二「處己」第三三條「言語慮後則少怨尤」

親戚故舊人情厚密之時、不可盡以密私之事語之。恐一旦失歡、則前日所言皆他人所憑以爲爭訟之資。至有失歡之時、不可盡以切實之語加之。恐忿氣既平之後、或與通好結親、則前言可愧。大抵忿怒之際、最不可指其隱諱之事、而暴其父祖之惡、吾之一時怒氣所激、必欲指其切實而言之。不知彼之怨恨深入骨髓。古人謂「傷人之言深於矛戟」是也。俗亦謂打人莫打膝、道人莫道實。

(注)

(1) 大「袁氏世範」にない。

(2) 古人謂「荀子」榮辱に「傷人之言深於矛戟」とある。

(3) 可不戒哉「袁氏世範」にない。

(4) 俗亦謂「金瓶梅」卷八十六に「打人休打臉、罵人休揭短」とある。

(十七)

言語切戒暴厲

親戚故舊因言語而失歡者、未必其言語之傷人。多是顔色辭氣暴厲、能激人之怒。且如諫人之短、語雖切直、而能溫顏下氣、縱不見聽、亦未必怒。若平常言語無傷人處、而辭色俱厲、縱不見怒、亦須懷

疑。古人謂「怒於室者色於市」。方其有怒、與他人言、必不卑遜、他人不知所謂、安得不怪。故盛怒之際、與人言語、尤當自警。前輩有言、「盛怒中莫答人柬、盛喜中莫許人物」。信然。

(譯)

言葉つきは荒々しくしてはならない

身内や知り合いの者と、言葉が原因で仲違いした場合、その言葉が相手を傷つけたとはかぎらない。多くは顔つきや語氣が荒々しいので、人の怒りを煽るのである。人の短所を諫める時は、言葉がきつく厳しくても、溫和な表情でへりくだって話せば、たとえ聞き入れられなくても、相手は怒るとはかぎらない。もし平生、言葉は人を傷つけることがないのに、言葉つきと顔つきがともに荒々しければ、たとえ怒りを買わなくとも、相手はなぜこんな言い方をされるのかと疑うにちがいない。古人は「室に怒る者は市に色だつ」と言っている。怒ったままで他人と話をすれば、きつと態度がただけしくなる。他の人はわけがわからないので、どうしてもとがめないことがある。だから怒が頂點に達している時に、他人と話をするには、最も自分を律しなければならぬ。昔の人も「盛怒中に人に柬を答うるなかれ、盛喜中に人に物を許すなかれ」と言っている。まさにその通りである。

(校)

○和刻本は「辭色」を「詞色」につくる。

○洪武本と成化本は「古人」の後に「聽」があり、「不知所謂」の「不」を脱し、「柬」を「簡」につくる。

(関連記事)

1 『袁氏世範』卷二「處己」第三四條「與人言語貴和顔」

親戚故舊因言語而失歡者、未必其言語之傷人。多是顔色辭氣暴

厲、能激人之怒。且如諫人之短、語雖切直、而能溫顏下氣、縱不見聽、亦未必怒。若平常言語無傷人處、而詞色俱厲、縱不見怒、亦須懷疑。古人謂「怒於室者色於市」。方其有怒、與他人言、必不卑遜、他人不知所自、安得不怪。故盛怒之際、與人言話、尤當自警。前輩有言、「誠酒後語、忌食時嗔、忍難耐事、順自強人」。常能持此、最得便宜。

(注)

(1) 古人謂——『戰國策』「韓策二」に「語曰、怒於室者、色於市」とある。

(2) 前輩有言——怒っている時に手紙の返事を書かず、嬉しい時に人に物をやる約束をしない。宋・吳曾『能改齋漫錄』卷二に「俗諺云、盛喜中不許人物、盛怒中不答人簡」とある。
 (3) 前輩有言——明・高濂『尊生八牋』卷二に「誠酒後語、忌食時嗔、忍難耐事、順不明人」とある。

(十八) 交游須常和易

與人交游、無間高下、須常和易、不可妄自尊大、修飾邊幅。若言行崖異、則人豈復相近。然又不可太褻狎。樽酒會聚之際、固當歌笑盡歡、然亦不可嘲。觸人諱忌、則忿爭從此而興。又況人之性行、雖有所短、必有所長。與人交游、若常見其短、不見其長、則時日不可同處。若常念其長、而不顧其短、雖終身與之交游可也。

(譯)

人と交際するにはいつもなごやかにせねばならない

人と交際するには、身分の上下の隔てなく、常になごやかさを心掛けるべきで、やたらと尊大に振る舞い、外見を飾るべきではない。言行が傲慢であれば、人はどうして近づいてこようか。かと

いつてあまりなれなれしくしてもいけない。酒を圍み集う際には、もとより歌い笑って樂しみを盡くすべきであるが、しかしまたふざけてはならない。それで人の忌み避けている事に觸れれば、怒りや争いごとがそこから生じるのである。ましてや人の性格、行動には短所があるとはいえ、きつと長所もあるのである。人と交際するのに、いつも短所ばかりを見て、長所に目を向けなければ、わずかの間もいっしょにはいられない。もしいつもその長所を思つて、短所には目をつぶるならば、一生その人と交際を續けても差し支えないだろう。

(校)

○北大本、洪武本、成化本は、「況」を「無」に誤る。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷二「處己」第三六條「與人交游貴和易」

與人交游、無間高下、須常和易、不可妄自尊大、修飾邊幅。若言行崖異、則人豈復相近。然又不可太褻狎。樽酒會聚之際、固當歌笑盡歡。恐嘲讖中觸人諱忌、則忿爭興焉。

2 『袁氏世範』卷二「處己」第十一條「人行有長短」

人之性行、雖有所短、必有所長。與人交游、若常見其短、而不見其長、則時日不可同處。若常念其長、而不顧其短、雖終身與之交游可也。

(注)

(1) 然亦不可嘲——『袁氏世範』と比べると、こちらの方が文章が自然である。

(2) 從此而——『袁氏世範』にはない。

(3) 又況——この二字によって、『袁氏世範』の二つの條をつないでいることになる。

(十九) 爭訟可已則已

居郷不得已而後與人爭、又大不得已而後與人訟、彼稍服其不然則已之。不必費用財物、交結胥吏、求以快意、窮治其讎。至於爭訟財產、本無理而強求得理、官吏貪饒、或可如志、寧不有愧於神明。讎者不伏、更相訴訟、所費財物、十數倍於其所直。況遇賢明有司、安得以無理爲有理邪。大抵人之所訟、互有短長、各言其長、而掩其短。有司不明、則牽連不決、或決而不盡其情、胥吏得以受賂而弄法。蔽之者、所以破家蕩業也。

(譯)

争いや訴訟はやめられるならばやめた方がよい

郷里にあっては、やむをえない場合にはじめて人と争い、大いにやむをえない場合にはじめて訴訟を起こす、そして相手が自分の非を認めたらそこでやめるのがよい。財物を費やして胥吏と結託し、溜飲が下がるまで、とことん相手を追い詰める必要はない。財産を裁判で争うのに、本来道理に適わないことを、無理に通そうとするに至っては、役人が貪欲で法をまげるようであれば、あるいは言い分が通るかも知れないが、それでは神に對しても恥ずかしいではないか。訴訟の相手が引き下がらず、さらに争えば、費やす財物は、争う額の十数倍にもなってしまう。ましてや賢明な役人が擔當すれば、どうやって理屈の通らないことを通るようになるのか。だいたい人が訴えを起こすには、互いに強味弱味があるものだが、各々が自分の強味ばかり言って、弱味は隠そうとする。役人が不明であれば、ずるずる長い決着せず、あるいは決着しても實情を究めた上での決着にはならず、胥吏がその間に賄賂を受けて法をまげることになる。道理のわからない者が、家を破滅させ財産を蕩盡するのはこういうわけである。

(校)

○和刻本は、「蔽之者」を「蔽者之」につくり、「袁氏世範」と同じ。
(關連記事)

1 『袁氏世範』卷二「處己」第六五條「訟不可長」は、最後の「蔽之者、所以破家蕩業也」を「蔽者之所以破家也」とする以外は同文。

(注)

(1) 蕩業—『袁氏世範』にはない。

(二〇) 用度各宜量節

起家之人、易於増進成立者、蓋服食器用及吉凶百費規模淺狹、尙循其舊。故日入之數多於日出、此所以常有餘。富家之子、易於傾覆破蕩者、蓋服食器用及吉凶百費規模廣大、尙循其舊。又分其財產、立數門戶、則費用増倍於前日。子弟有能省悟、遠謀損節、猶慮不及。況有不之悟者、何以支吾。古人謂「由儉入奢易、由奢入儉難」、蓋謂此爾。夫貴人之家尤難於保成、方其致位通顯、雖在閑冷、其俸給亦厚、其餽遺亦多。其使令之人滿前、皆州郡廩給。其服食器用雖極於華侈、而其費不出於家財。逮其身後、無前日之俸給餽遺使令之人、其日用百費、非出家財不可。況又析一家爲數家、而用度仍舊、豈不至於破蕩。此亦勢使之然、爲子弟者各宜量節。

(譯)

支出は各々収入を量って節約すべきである

家を起こした者が、容易に財産を増やし成功するのは、衣服飲食や調度類、それに吉凶の行事に使う諸々の費用が少なく、しかももとの(質素な)習慣に従っているからである。だから一日の収入が支出よりも多い。これがいつも餘裕のある理由である。金

持ちの子が、容易に家をくつがえし身代を潰してしまうのは、衣服飲食や調度類、吉凶の行事に使う様々な費用が多く、しかもなお昔からの（贅澤な）習慣に従っているからである。さらに財産を分けて、分家をいくつも立てれば、かかる費用は以前よりも倍増しよう。子弟によくそのことを悟って、將來を考えて節約する者がいても、なお配慮の及ばないことがある。ましてそのことを悟らない者は、どうやって支えることができよう。古人が「儉に由りて奢に入るは易く、奢に由りて儉に入るは難し」と言っているのは、思うにこのことであろう。身分のある人の家は身代を保つことが最も難しいものである。官位が高い時であれば、閑職にあっても、俸給が厚く、贈り物も多い。召使が目の前にいっぱいいても、全て役所からの支給である。衣食、調度類が奢侈をきわめようと、かかる費用は家からの出費ではない。主が死んだ後、今までのような俸給や贈り物、召使はなくなり、日常の諸々の支出は、家の財産から出さなくてはならなくなってしまう。ましてや一家を數家に分けて、しかもこれまで通りの出費であるならば、身代が潰れてしまわないはずがない。これもまた情況のしからしむるところではあるが、子弟たる者は各々節約につとめなければならぬ。

（校）

○和刻本は「支吾」を「支梧」に、「夫貴人」を「大貴人」につく（以上は『袁氏世範』と同じ）、「析」を「折」に誤る。

（關連記事）

1 『袁氏世範』卷二「處己」第五三條「用度宜量入爲出」は、「支吾」を「支梧」に、「夫貴人」を「大貴人」につくる以外は同文。ただし知不足齋本は「日出」を「已出」に誤り、寶顏堂秘笈本

は「省悟」を「省用」、「遠謀」を「速謀」、「支梧」を「支持乎」、「大貴人」を「大夫・貴人」につくる。

（注）

（1）古人謂一宋・司馬光『家範』卷二に宋初の張文節（張知白）の言葉として「人情由儉入奢則易、由奢入儉則難」とあり、同じく司馬光『傳家集』卷六七にもみえる。

（2）其使令之人滿前、皆州郡廩給——蘇軾「滕縣公堂記」（『東坡全集』卷三六）に、「君子之仕也、以其才易天下之養也。才有大小、故養有厚薄。苟有益於人、雖厲民以自養、不爲泰。是故飲食必豐、車服必安、宮室必壯、使令之人必給」とあり、任官中の住居、生活費、使用人が官から給されたことが分かる。

（沖田）

治家法度

（校）

故宮本前集卷八「人事類・治家法度」、北大本乙集卷上「人事類・治家法度」、洪武本後集卷二「人事類・治家法度」、成化本前集卷六「人事類・治家法度」は同文。和刻本庚集卷五「治家規訓」は、文字の異同があるだけでなく、内閣本などより七條多く、かつ第十一條以下は順序が異なる。

（二）關防須用周密

人之居家、須令垣牆高厚、藩籬周密、窓壁門關堅牢、隨損隨修。如有水竇之類、亦須常設格子、務令新固、不可輕忽。雖竊盜之巧者、穴牆剪籬、穿壁決關、俄頃可禦。比之類牆敗籬腐壁弊門以啓盜者、有間矣。且免奴婢奔竄及不肖子弟夜出之患。如外有竊盜、內有奔竄

及不肖子弟生事、縦官司爲之受理、豈不重費財力。或有居止山谷村野僻靜之地、闕防尤不可不周密。須於周圍要害去處、置立莊屋、招誘丁多之人居之。或有火盜、可即救援。

(譯)

防備は緻密にしなければならない

人の住居は、必ず土圍いを高く厚くし、竹圍いを緻密にし、窓・壁・門・門を堅牢にし、壞れたらすぐに直さなくてはならない。もし水が通る穴の類があれば、やはり必ずいつも格子を設けて、新しくしつかりするように務めなければならず、おざなりにしてはならない。そうすれば竊盜の巧みな者が、土塀に穴を開けたり、竹垣を切ったり、壁に穴を開けたり、門を切ったりしても、たちまち防ぐことができる。これを崩れた土塀、破れた竹垣、腐った壁、ぼろぼろの門で、まるで盗みを導くようなものと比べれば、段違いであろう。なおかつ奴婢が逃亡したり、不肖の子弟が夜に外出したりするような心配も免れる。もし外に竊盜があり、内に逃亡や不肖の子弟が事を起こすことがあれば、たとえ役所がそのことで訴えを受理しても、たいへんな出費になる。山あいの谷のひなびて邊鄙な地に住んでいる場合、防備はもっとも緻密にすべきである。必ず周圍の要害の場所に小作人用の家を造り、家族の多い人を招き募ってそこに居住させねばならない。そうすれば火事や竊盜があっても、すぐに救援できるであろう。

(校)

○和刻本は題を缺く。また「山谷村野」の前に「在」があり、「火盜、可即救援」を「火燭竊盜、可以即相救援」とする。共に「袁氏世範」と同じ。

○成化本は、「僻靜」の「僻」を脱す。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷三「治家」第一條「宅舍關防貴周密」

人之居家、須令垣牆高厚、藩籬周密、窗壁門關堅牢、隨損隨修、如有水竇之類、亦須常設格子、務令新固、不可輕忽。雖竊盜之巧者、穴牆剪籬、穿壁決關、俄頃可辨。比之類牆敗籬腐壁敞門以啓盜者、有間矣。且免奴婢奔竄及不肖子弟夜出之患。如外有竊盜、內有奔竄及子弟生事、縦官司爲之受理、豈不重費財力。

2 『袁氏世範』卷三「治家」第二條「山居須置莊佃」

居止或在山谷村野僻靜之地、須於周圍要害去處、置立莊屋、招誘丁多之人居之。或有火燭竊盜、可以即相救援。

(注)

(1) 村野——村里という意味の名詞にもとれるが、『袁氏世範』の題に「山居」とあるのによって、形容詞に解した。

(二) 盜賊不可不防

屋之周圍、須令有路可以往來、夜間遣人十數遍巡之。善慮事者、居於城郭無甚隙地、亦爲夾牆、使邏者往來其間。若屋之內、則子弟及婢妾更迭巡警。或遇夜犬吠、盜未必至、亦是盜來探試、不可以爲他而不警。夜間遇物有聲、亦不可以爲鼠而不警也。如夜間覺有盜、便須直言「有盜」、徐起逐之、盜必且竄。不可乘暗擊之、恐盜之急、以刃傷我及誤擊自家之人。若持燭見盜擊之、猶庶幾。若獲盜而已受拘執、自當解官準法、不可毆傷。又況多蓄之家、盜所覬覦。間有多置什物、喜於矜耀、尤盜之所垂涎也。富家若能多儲錢穀、少置什物、少蓄金帛、縱被盜亦不至多失也。

(譯)

盜賊は防がなくてははいけない

家の周りには、必ず道があつて、往來できるようにし、夜間に人を遣つて十數回見まわりをさせるべきだ。よく用心する者は、城郭からあまり隙間のないところに住んでいても、なお二重の堀を造つて、見まわりにその間を往來させる。家の中は、子弟と婢妾が交代で見まわりをする。もし夜に犬が吠えれば、泥棒がやつて來たとはかぎらないが、それでも泥棒が探りを入れに來たかもしれないから、他のことだと考えて警戒を怠つてはならない。夜中に物の聲がしたら、やはり鼠だと考えて警戒を怠つてはならない。もし夜中に泥棒がいるのに氣づいたら、すぐに「泥棒がいる」、とはっきり言つて、おもむろに立ち上がりこれを追わなければならない。そうすれば泥棒はきつとりあえず逃げるだろう。しかし暗闇に乗じて泥棒を攻撃してはならない。泥棒がせつぱつて刃物でこちらを傷つけたり、間違つて自分の家の人を攻撃してしまふ恐れがあるからである。もし燭を持って泥棒を見定めてから攻撃すれば、まず間違いないであらう。もし泥棒を捕らえ、すでに縛めを受けているのなら、役所に送り法によつて處罰すべきで、毆つて傷つけたりしてはならない。まして多く蓄えのある家は、泥棒に狙われるものだ。間々調度品を多く置き、ひけらかして喜んでゐる者もいるが、もつとも泥棒の垂涎の的となる。金持ちは、錢や穀物を多く蓄え、調度品は少しだけ置き、黄金や絹は少しだけ貯えるようにすれば、たとえ盗まれたとしても、多くを失うことにはならないだろう。

(校)

○和刻本は「富家」を「富厚之家」に、「金帛」を「金寶絲帛」につくる。いずれも『袁氏世範』に同じ。

(關連記事)

- 1 『袁氏世範』卷三「治家」第四「防盜宜巡邏」
屋之周圍、須令有路可以往來、夜間遣人十數徧巡之。善慮事者、居於城郭無甚隙地、亦爲夾牆、使邏者往來其間。若屋之内、則子弟及奴婢更迭巡警。
- 2 『袁氏世範』卷三「治家」第三條「夜間防盜宜警急」
凡夜犬吠、盜未必至、亦是盜來探試、不可以爲他而不警。夜間遇物有聲、亦不可以爲鼠而不警。
- 3 『袁氏世範』卷三「治家」第五條「夜間逐盜宜詳審」
夜間覺有盜、便須直言「有盜」、徐起逐之、盜必且竄。不可乘暗擊之、恐盜之急、以刃傷我及誤擊自家之人。若持燭見盜擊之、猶庶幾。若獲盜而已受拘執、自當準法、無過毆傷。
- 4 『袁氏世範』卷三「治家」第六條「富家少蓄金帛免招盜」
多蓄之家、盜所覬覦、而其人又多置什物、喜於矜耀、尤盜之所垂涎也。富厚之家、若多儲錢穀、少置什物、少蓄金寶絲帛、縱被盜亦不多失。前輩有戒、其家自冬夏衣之外、藏帛以備不虞、不過百匹。此亦高人之見、豈可與世俗言。
- 5 『居家必用事類全集』乙集「袁氏世範・治家」第一條
夜間覺有盜、便須直言有盜、徐起逐之、盜必且竄。不可乘暗擊之、恐盜之急、以刀(刃)傷我及誤擊自家之人。若持燭見盜擊之、猶庶幾。若獲盜已受拘執、自當準法、勿毆傷。

(注)

- (1) 夾牆——『東京夢華錄』卷一「河道」に「從西北水門入京城夾牆」とあり、宮城などの二重の堀をいう。ここでは城郭の内側にさらに自分で堀をつくるのであろう。

(三) 置便門防劫盜

劫盜有中夜炬火露刃、排門而入人家者、此尤不可不防。須於諸處往來路口、委人爲耳目、或有異常、則可以先知。仍預置便門、遇有警急、老幼婦女且從便門走避。須平時備器械、可敵則敵、不可敵則避。切不可令盜得我之人。執以爲質、則隣保及捕盜之人不敢前。

(譯)

通用門を設けて強盜を防げ

強盜には、夜中にたいまつと白刃を持って、門を押し開き、人の家に入ってくる者がいるが、これはもともと用心しなければならぬ。必ず所々の往來の入口で、人に委ねて見張りをさせれば、異常があった場合でも、先に知ることができる。さらにあらかじめ通用門を設けておいて、緊急の場合には、老人や子供、婦女はしばらく通用門から避難させる。必ず平時から武器を備えておいて、手向かうことができれば手向かい、手向かうことができないれば逃げないようにする。絶対に盜賊にこちらの人間をとられてはならない。捕らえられて人質にされれば、隣組や盜賊を追捕する役人が手出しできなくなってしまう。

(關連記事)

『袁氏世範』卷三「治家」第七條「防盜宜多端」

劫盜有中夜炬火露刃、排門而入人家者、此尤不可不防。須於諸處往來路口、委人爲耳目、或有異常、則可以先知。仍預置便門、遇有警急、老幼婦女且從便門走避。又須子弟及僕者、平時常備器械、爲禦敵之計、可敵則敵、不可敵則避。切不可令盜得我之人。執以爲質、則隣保及捕盜之人不敢前。

(四) 恤鄰里防緩急

居宅不可無隣家。四圍如無溪流、當置池井、以防寇盜火燭。又須平時撫恤鄰里以恩義。曾有以官勢殘虐隣里者、一旦爲讐人刃其家、火其屋、鄰居更相戒曰、「若救火、火熄之後、非惟無功、彼更訟我以爲盜取他財物、則獄訟無了期。不救火、不過受杖而已」。坐視灰燼。

(譯)

隣近所をあわれんで危急を防げ

住居には隣家がなければならぬ。周圍に溪流がなければ、池や井戸をつくり、盜賊や火災を防ぐべきである。また必ず平時から隣近所をいっくしみあわれんで恩義をかけておかなければならぬ。以前お上の權勢をかさに着て隣近所を虐げたことのある者がいたが、かたきのためにその家を襲撃され、その家に火をつけられたときに、隣人たちは互いに戒めあって、「もし火事を救ってやれば、火が消えた後、なんの功績にもならないばかりか、やつは財物を盗み取ったと訴えて、その裁判がいつ終わるか知れたものではない。火事を救わなければ、ただ杖刑を受けるだけだ」と言って、灰燼に歸すのを座視した。

(校)

○成化本は「了期」を「子期」に誤る。

(關連記事)

『袁氏世範』卷三「治家」第十條「睦鄰里以防不虞」

居宅不可無鄰家、慮有火燭無人救應。宅之四圍、如無溪流、當爲池井、慮有火燭無水救應。又須平時撫恤鄰里有恩義、有士大夫平時多以官勢殘虐鄰里、一日爲讐人刃其家、火其屋宅、鄰居更相戒曰、「若救火、火熄之後、非惟無功、彼更訟我以爲盜取他家財物、則獄訟未知了期。若不救火、不過杖一百而已」。鄰居甘受杖、而坐視其

大厦爲煨燼、生生之具無遺。此其平時暴虐之效也。

(注)

(1) 防寇盜——『袁氏世範』にはない。この條は火事の話なので不適當であろう。

(2) 受杖——『慶元條法事類』卷八〇「雜門・燒舍宅財物」に、「已然而專副及看守巡防人失覺察者、杖壹伯」とあるが、消火に協力しなかった場合の罰則は見えない。いずれにせよ「杖一百」は宋代の刑罰であるため、『事林廣記』は「一百」削ったのであろう。

(五) 富豪不可刻剝

寇盜雖小人之雄、亦自有識見。如富家平時不刻剝、以恩義結隣里、又能樂施、又能種種方便、當兵火擾攘之際、寇盜猶能相與保全、至不忍焚毀其廬舍、攘奪其財物。凡寇盜所快意於焚掠汗辱者、多積惡刻剝鄉里之人。富家各宜知省、不可利些小刻剝而貽大禍。

(譯)

富豪は搾取してはならない

盜賊は小人の中でも奸知にたけた者であるが、また自ずと見識を備えている。もし金持ちがふだんから搾取せず、恩義によって隣近所とつき合い、好んで施しをもし、種々の方便をも講じていれば、戦争や火事による騒動の際、盜賊はなおその安全を守ってやり、その住居を焼き壊したり、その財物を奪ったりするには忍びなくなるものである。およそ盜賊が焼き討ちや略奪、凌辱をして溜飲をさげるのは、多くは悪行を積み、郷里を搾取した人に對してである。金持ちはそれぞれ自省し、わずかばかりの搾取を利として、大きな禍を残してはならない。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷三「治家」第八條「刻剝招盜之由」

劫盜雖小人之雄、亦自有識見。如富家平時不刻剝、又能樂施、又能種種方便、當兵火擾攘之際、猶得保全、至不忍焚掠汚辱者多。盜所快意於劫殺之家、多是積惡之人。富家各宜自省。

○宋本は知不足齋本と同文。百家名書本、寶顏堂秘笈本、四庫全書本は、「至不忍焚掠汚辱者多。盜所快意於劫殺之家」を「至不忍焚掠其屋。凡盜所快意於焚掠汗辱者」につくり、『事林廣記』に近い。

2 『居家必用事類全集』乙集「袁氏世範・治家」第二條

劫盜雖小人之雄、亦自有識見。如富家平時不刻剝、又能樂施、又能種種方便、當兵火擾攘之際、猶得保全、至不忍焚毀其屋。凡盜所決(快)意焚掠者、皆積惡之人、宜自省也。

○節略があるが、「焚掠」を「焚毀」とする點、『袁氏世範』より『事林廣記』に近い。

(注)

(1) 小人之雄——『續資治通鑑長編』卷四八四・元祐八年五月辛卯に「按禮部尚書蘇軾、天資凶險、不顧義理、言僞而辨、行僻而堅、故名足以惑衆、智足以飾非、所謂小人之雄、而君子之賊」とあり、小人の中で才知にたけた者をいう。

(2) 以恩義結隣里——『袁氏世範』にない。

(3) 焚毀其廬舍——この箇所及び「凡寇盜所快意於焚掠汗辱者」に相當する『袁氏世範』諸本の異同をみると、『事林廣記』に近いもの、とそうでないものの二種のテキストがあったことがわかる。

(4) 攘奪其財物——『袁氏世範』にない。

(5) 刻剗郷里——『袁氏世範』にない。

(6) 不可……『袁氏世範』にない。

(六) 失物使用急尋

家居失物、使用急尋。急尋則人或投之僻處、可以復收。不急則轉而出外、愈不可見。又不可妄猜疑人。疑之當則人或自疑、恐生他虞。不當則正竊者反得意。況疑心一生、則所疑之人行坐辭色、皆若真竊。或已形於言、或妄有所治、而所失之物偶見、竊者已獲、悔何及矣。

(譯)

物をなくしたら急いで探せ

家で物をなくしたときには、急いで探さなくてはならない。急いで探せば、(盗った)人がそれを人目のつかないところに投げ捨て、また手に入れることができる。急がなければ移して家の外に出てしまい、いよいよ見つけられなくなる。またみだりに人を疑ってはならない。疑いが当たっている場合には、その人は自ら(疑われているという)疑いをいだいて、さらなる間違いを起こす恐れがある。疑いが当たっていない場合、逆に本當に盗んだ者の思い通りになってしまう。ましてや疑心が一度生じると、疑っている人の行動や言葉つき顔つきが、みな本當に盗んだように思えてしまう。それを口に出したり、みだりに懲罰を加えたりすれば、なくした物が偶然見つかったり、盗んだ者が捕まった時には、後悔してももうおそい。

(校)

○和刻本は、「正竊」を「正切」につくり、最後の「矣」がない。

(關連記事)

『袁氏世範』卷三「治家」第九條「失物不可猜疑」

家居或有失物、不可不急尋、急尋則人或投之僻處、可以復收、則無事矣。不急則轉而出外、愈不可見。又不可妄猜疑人、猜疑之當、則人或自疑、恐生他虞。猜疑不當、則正竊者反自得意。況疑心一生、則所疑之人、揣其行坐辭色、皆若竊物、而實未嘗有所竊也。或已形於言、或妄有所執治、而所失之物偶見、或正竊者方獲、則悔將若何。

(七) 居家常防火燭

火之所起、多從厨竈。厨屋多時不掃、則埃塵易得引火。或竈中有留火、而竈前有積薪連接、皆引火之由。兼之烘焙物色、過夜多致遺火。覆蓋宿火、而以衣籠罩之、皆能引之。蠶家屋低隘、炙簇不可不防。農家儲積糞壤、或投死灰、餘燼皆能致火。茅屋積油及石灰、皆須慎之。

(譯)

家ではいつも火事に用心せよ

火の起こるところは、多くは臺所の竈からである。臺所を長い間掃除しないと、煤がたまって引火しやすくなる。あるいは竈の中に残り火があり、竈の前に積んだ薪が接していれば、みな引火の原因になる。加えて物を火で焙るのに、夜を過ぐせば失火を起こすことが多い。火種を埋めて、衣服を入れる籠をその上にかぶせると、みなよく引火する。蠶を飼っている家では建物が低くて狭いので、蠶を暖める時には火を用心しなければならない。農家は肥料を蓄え積んでおり、火の消えた灰をその中に投じることがあるが、燃え残りがよく火を起こす。茅屋に油や石灰を積んでおく

時は、みな必ず用心しなくてはならない。

(校)

○和刻本は、「火之」を「火從」に、「埃塵」を「埃墨」に、「引火之由」を「引火之端」に、「引之」を「致火」に、「及石灰」を「積石灰」に、「皆須慎之」を「此類甚多、切須詢究之」につくり、「袁氏世範」に近い。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷三「治家」第十一條「火起多從厨竈」

火之所起、多從厨竈。蓋厨屋多時不掃、則埃墨易得引火。或竈中有留火、而竈前有積薪接連、亦引火之端也。夜間最當巡視。

○「火之」を宋本は「火從」につくり、和刻本と一致する。

2 『袁氏世範』卷三「治家」第十二條「焙物宿火宜儆誠」

烘焙物色、過夜多致遺火。人家房戶、多有覆蓋宿火、而以衣籠罩之上、皆能致火。須常戒儆。

3 『袁氏世範』卷三「治家」第十三條

蠶家屋宇低隘、於炙簇之際、不可不防火。

4 『袁氏世範』卷三「治家」第十四條「田家致火之由」

農家儲積糞壤、多爲茅屋、或投死火於其間、須防內有餘燼未滅、能致火燭。

○知不足齋本は3、4を併せて一條とし、「田家致火之由」と題するが、宋本、百家名書本、格知叢書本、寶顏堂秘笈本では、「農家」以下を別條とする。宋本では、3には題がなく、4の題は「之由」の二字しか見えない。

○「死火」は、百家名書本、寶顏堂秘笈本、四庫全書本みな「死灰」につくる。

5 『袁氏世範』卷三「治家」第十五條「致火不一類」

茅屋須常防火。大風須常防火。積油物、積石灰、須常防火。此類甚多、切須詢究。

6 『居家必用事類全集』乙集「袁氏世範・治家」第三條

茅屋須常防火。大風須常防火。積油物、積石灰、須常防火。此類甚多、切宜仔細。

(注)

(1) 炙簇——蠶が糸を吐いて繭を作る時に用いる竹や木、草で編んだ簀子状のものを「蠶簇」と言い、これを火で炙る。

元・王禎『農書』「蠶簇」に、「嘗見南方蠶簇、止就屋內蠶槃上、布短草簇之」、また「蠶書云、已入簇、微用熱灰火溫之、待入網、漸漸加火、不宜中輟」とある。

(2) 皆須慎之——『袁氏世範』にはない。

(八) 小兒須謹看防

人之家居、井必有幹、池必有欄。深溪急流之處、峭險高危之地、機關觸動之物、必有禁防、不可令小兒狎而臨之。脫有疎虞、歸怨何及。市邑小兒、非有壯夫携負、不可令游街巷、慮有誘略之患。亦不可縱其當路坐立嬉戲。慮有車馬衝突往來、或有蹣踏之患。富家小兒以金銀珠寶爲飾、小人有貪者、於僻處壞其命、而取其物。雖聞之于官、而實于刑憲、又何益焉。

(譯)

子供は見張りを厳しくしなければならない
人の住居では、井戸には必ず井げたをつけ、池には必ず手すりをつける。深い谷川や急流の所、險しく高い危険な地、からくりがあつて觸ると動く物には、必ず近づけない措置をし、子供がたわむれに近づかないようにする。もし間違ひがあれば、人を怨んで

もどうしようもない。都會の子供は、大人の男が手を引いたり背負ったりするのでなければ、町中をぶらつかせてはならない。誘拐またはさらわれる恐れがあるからだ。また路上でほしいままに座ったり立ったりして遊ばせてはならない。車馬が猛スピードで往來し、踏みつけてしまう恐れがあるからだ。金持ちの子供が金銀珠寶を飾りにすると、小人の貪欲な者が、人目のつかない場所でその命を奪い、その物を取ったりする。これを役所に報告し、(犯人を) 法によって處刑しても、何の益もない。

(校)

○和刻本は「刑憲」を「法」に、「又何益焉」を「何益」につくり、『袁氏世範』と同じ。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷三「治家」第十八條「小兒不可臨深」

人之家居、井必有幹、池必有欄。深溪急流之處、峭險高危之地、機關觸動之物、必有禁防、不可令小兒狎而臨之。脫有疎虞、歸怨於人、何及。

2 『袁氏世範』卷三「治家」第十七條「小兒不可獨游街市」

市邑小兒、非有壯夫携負、不可令游街巷。慮有誘略之人也。

3 『袁氏世範』卷三「治家」第十六條「小兒不可帶金寶」

富人有愛其小兒者、以金銀珠寶之屬飾其身。小人有貪者、於僻靜處壞其性命、而取其物。雖聞於官、而實於法、何益。

4 『居家必用事類全集』乙集「袁氏世範・治家」第四條

富人有愛其小兒者、以金銀珠寶之屬飾其身。小人有貧者、於僻靜處壞其性命、而取其物。雖聞於官、實于法、何益。小兒非有壯夫携抱、不可令游行街巷、恐有誘略之人。

(注)

(1) 亦不可…踰踏之患——この部分は『袁氏世範』にない。

(九) 親實戒虐以酒

親實相訪、不可多虐以酒。或被酒夜臥、須令人照管。往時括蒼有困客以酒、且慮其不告而去、於是臥於空舍而鑰之。客酒渴索漿不得、則取花瓶水飲之。次日啓關已死矣。其家訟於官、郡守汪懷忠²究其一時舍中所有之物、但有瓶浸旱蓮³。試以飲死囚、試驗得釋。可不鑑此。

(譯)

親しい客人に酒を無理強いすることを戒めよ。

親しい客人が訪ねてきたら、酒をたくさん飲むよう無理強いしてはいけない。客が酒を飲んで夜寝てしまったら、必ず人に面倒を見させる。かつて括蒼(處州)に客を酒で苦しめた者がいたが、客が何も告げずに歸ってしまったのを心配して、そこで空いている建物の中に横にならせて鍵をかけた。客は酒でのどが渇き、水を求めたが得られなかった。花の水を飲んだ。翌日、門を開けてみると、もう死んでいた。その家は役所に訴え出て、郡守の汪懷忠がそのとき建物の中にあつた物を調べたところ、ただ瓶に旱蓮花が浸してあるだけであつた。試みに死刑囚に飲ませてみると、死んでしまったので、釋放された。これを戒めにせずにおれようか。

(校)

○和刻本は「有瓶浸旱蓮」を「有花瓶浸旱蓮花」に、「試以飲死囚」を「試以罪人當死者」につくり、『袁氏世範』に近い。

(關連資料)

1 『袁氏世範』卷三「治家」第十九條「親實不宜多強酒」

(注)

親實相訪、不可多虐以酒。或被酒夜臥、須令人照管。往時括蒼有困客以酒、且慮其不告而去、於是臥於空舍、而鑰其門。酒渴索漿不得、則取花瓶水飲之、次日啓關、而客死矣。其家訟於官、郡守汪懷忠究其一時舍中所有之物、云有花瓶浸旱蓮花。試以旱蓮花浸瓶中、取罪當死者、試之驗乃釋之。又置水於案、而不掩覆、屋有伏蛇、遺毒於水、客飲而死者。凡事不可不謹如此。

(1) 括蒼——浙江省の處州。『袁氏世範』の著者、袁采の故郷、衢州の東南に隣接する。

(2) 汪懷忠——明・凌迪知『萬姓統譜』卷四六に「汪待舉、字懷忠、衢州人、紹興中知處州」とある。袁采の同郷の先輩。

(3) 旱蓮——明・李時珍『本草綱目』草部卷十六「鱧腸」に、「旱蓮有二種、一種苗似旋覆而花白細者、是鱧腸。一種花黃紫而結房如蓮房者、乃是小蓮翹也」とある。鱧腸は和名ウマキタシ、小蓮翹はオトギリソウ、いずれにしても藥草で毒性はない。

(4) 可不鑑此——『袁氏世範』の最後の話題を省略した代わりに、この句でしめくった。

(十) 鄰里貴於和同

人有小兒、須常戒約、莫令與鄰里損折果木之屬。人養牛羊、須常看守、莫令踏踐人之山地、損壞人之種植。人養鷄鴨、須常照管、莫令作踐人之田園。有產業之家、嚴其籬圍、不通小兒往來。墳墓山林、高其牆塹、不通牛羊踐踏。田疇園圃、謹其園籬、不容鷄鴨作踐。則亦不至臨時責怪他人、於我亦無損。

(譯)

隣近所は和同を貴べ

子供がいる人は、いつも戒めて、隣近所で果樹の類を折らせてはならない。牛や羊を飼っている人は、いつも見張りをして、人の山地を踏みつけたり、人の作物を臺無しにしないようにする。鷄や鴨を飼っている人は、いつも世話をして、人の田畑を荒らさない。不動産のある家は、その圍いを嚴重にして、子供が往來できないようにする。墳墓や山林は、その土塀を高くし、牛や羊が入って踏みつけないようにする。田畑や野菜、果樹園は、その圍いを厳しくして、鷄や鴨が荒らせないようにする。こうすれば、なにかあったその時になって他人を責めるようなことにはならず、こちらにとっても損は無い。

(校)

○和刻本は「損壞人之種植」がない。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷三「治家」第五五條「鄰里貴和同」

人有小兒、須常戒約、莫令與鄰里損折果木之屬。人養牛羊、須常看守、莫令與鄰里踏踐山地六種之屬。人養鷄鴨、須常照管、莫令與鄰里損啄菜茹六種之屬。有產業之家、又須各自勤謹。墳墓山林、欲聚叢長茂陰映、須高其牆圍、令人不得踰越。園圃種植菜茹六種及有時果去處、嚴其籬圍、不通人往來。則亦不至臨時責怪他人也。

(注)

(1) 高其牆塹——「塹」は濠のこと。「高」と合わないが、これは『袁氏世範』の「牆圍」を改めたためであろう。

(2) 於我亦無損——『袁氏世範』にない。

(3) 六種一穂・黍・稷・粱・麥・菰の六穀（『周禮・天官・膳夫』の注にみえる）のことだが、轉じて季節ごとに植える主要作物をいう。宋・陳勇『農書』卷上に「六種之宜篇第五」がある。

(十一) 幹人須擇淳謹

幹人有管庫者、須當謹其簿書、審其見存。管米穀者、須嚴其簿書、謹其管籥。必須擇謹畏之人。有貸財本與販者、亦須擇淳厚愛惜家業者、方可付託。蓋中產之家、日費猶難支吾。況受傭於人、其飢寒之計、豈能周足。中人之性、日見可欲、其心必亂。況下愚之人、安得不動其心。向來財物空乏、故內則與骨肉同飢寒、外則視所見如不見。今其財物滿目、若主者嚴謹、此心姑寢、稍寬則亦何憚而不爲。其始移用甚微、其心以爲可償、猶未經慮。久而主者不之覺悟、則日增月益。積至一歲、移用既多、其心雖惴惴、但得百端掩覆。至三二年之後、侵欺已大彰露、不可掩蔽、主人欲峻治之、則已噬臍矣。故凡委託幹人、所宜警戒。

(譯)

執事は實直で慎重な者を選ばなくてはならない

執事に庫を管理させている者があれば、その帳簿に氣をつけ、在庫の品を詳しく知っておかねばならない。米穀を管理させているならば、その帳簿を嚴重にし、その錠の管理に氣をつけねばならない。（そのうえ）必ず慎重な人を選んで、（見張りをさせる）。元手を貸して商賣をさせるならば、やはり實直で、家の財産を惜しむ者を選んでこそ、はじめてまかせることが出来る。そもそも中程度の財産の家では、毎日の家計ですら支えがたい。まして人から雇われるような者は、飢えや寒さに對する備えを、どうして充

足できようか。普通の人の性質として、欲しいものを毎日見ていれば、その心は必ず亂れるものだ。まして下等な愚人は、どうして心を動かさずにいられよう。それまでは財産が乏しかったので、内では肉親と飢えや寒さをともにし、外では見えるものを見ても見えないふりをしていたのだが、今は財物が目の中に満ち満ちているのである。もし主人が嚴しく氣をつけていれば、その心もしばらくはやむだろうが、少しでも大目に見るようになると、なんら憚ることなくやりたい放題になる。始めは使い込みもわずかで、心中、辨償できるものと思ひ、まださほど氣にかけない。久しくなると主人が氣づかないと、日ごとに増し、月ごとに増え、積もり積もって一年ともなれば、使い込みも多く、心の中ではびくびくしているが、しかし百万手をつくしてなんとか隠しおす。二三年の後、使い込みがもうすっかりばれて、おおい隠すこともできなくなつてから、主人が嚴しい處置をしようとしても、もう臍をかむばかりだ。それゆえすべて執事に委せるには、警戒しなければならぬ。

(校)

○和刻本は第二四條になり、「日見」を「目見」、「不之覺悟」を「不覺悟」につくる。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷三「治家」第四八條「淳謹幹人可付託」

幹人有管庫者、須常謹其書簿、審其見存。幹人有管穀米者、須嚴其簿書、謹其管籥。兼擇謹畏之人、使之看守。幹人有貸財本與販者、須擇其淳厚愛惜家業、方可付託。蓋中產之家、日費之計、猶難支吾。況受傭於人、其飢寒之計、豈能周足。中人之性、目見可欲、其心必亂。況下愚之人、見酒食聲色之美、安得不動

其心。向來財不滿其意而充其欲、故內則與骨肉同飢寒、外則視所見如不見。今其財物盈溢於目前、若日日嚴謹、此心姑寢、主者事勢稍寬、則亦何憚而不爲。其始也、移用甚微、其心以爲可償、猶未經慮。久而主不知覺、則日增焉、月益焉。積而至於一歲、移用已多、其心雖惴惴、無可奈何、則求以掩覆。至二年三年、侵欺已大彰露、不可掩覆、主人欲峻治之、已近噬臍。故凡委託幹人、所宜警此。

○百家名書本、寶顏堂秘笈本、四庫全書本は、「家業」を「家累」に誤り、「不知覺」を「不之覺」につくる。

(注)

(1) 幹人一家の用向きを辨じる執事、手代。

(2) 擇謹畏之人——このあと『袁氏世範』のように「使之看守」を補って考えるべきである。

(古松)

(十二) 狡獪不可任用

族人鄰里親戚有狡獪子弟、能恃強凌人、損彼益己。富家多用之爲爪牙、且得快目前之急。此曹內既奸巧、外常柔順、子弟責罵狎玩、常能容忍、爲子弟者亦愛之。它日家長既沒之後、誘子弟爲非者、皆此等人也。大抵爲家長者、必自老練、又其智略能駕御此曹、故得其力。至於子弟、須是賢明有權柄如其父兄、則可無慮。中材之人、鮮有不爲此曹鼓惑、以致敗家者矣。古史有言、「妖禽孽狐、當晝則伏息自如、得夜乃爲不祥」、此曹之謂也。若平昔延接淳厚剛正之人、雖言語多拂人意、而子弟與之久處、則有身後之益。是所謂「快意之事常有損、拂意之事常有益」、豈不信然。爲人父兄者、宜廣思之、毋貽子弟之惡則善矣。

(譯)

狡獪な者を任用してはならない

族人や近隣の者、姻戚の中には狡獪な子弟がいて、強きを持んで人を虐げ、人に損をさせ己を益する。金持ちは多く彼らを手先にして、目前の急事を思うようにしようとする。この輩は、心の内は惡賢いくせに、外づらはいつも従順で、(富家の)子弟が罵ったり愚弄しても、常に我慢するので、子弟もまた彼らを可愛がる。他日家長が死去した後、子弟を唆して惡事をなす者は、みなこれらの者である。だいたい家長たる者は、必ず老練で、またその知略でこの輩を思うままに操るので、その力を利用することが出来る。その子弟が父兄のように賢明で權威があれば心配はないが、中程度の人で、この輩に惑わされて家を潰さない者はまれである。古の史書に、「妖怪や古狐は、晝は影を潜めておとなしくしているが、夜になると不吉なことをする」と言うのは、この輩のことを言っているのだ。もし、日頃から純朴で剛直な人をまねいてつきあうようにしていれば、その人の言うことは氣にいらなくとも、子弟はこうした人と長くいっしょにすることで、親の死後にはよいことがある。これがいわゆる「心地よいことは常に損があり、意にそわぬことは常に益がある」ということで、まったくそのとおりである。人の父兄たる者はよくよく考えて、子弟が惡に走らないようにするのがよいだろう。

(校)

○和刻本は第二五條、「古史」を「唐史」、「爲不祥」を「爲之祥」につくり、『袁氏世範』の百家名書本などと同じ。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷三「治家」第四七條「狡獪子弟不可用」

(注)

族人鄰里親戚有狡獪子弟、能恃強凌人、損彼益此。富家多用之、以爲爪牙、且得目前快意。此曹内既姦巧、外常柔順、子弟責罵狎玩、常能容忍、爲子弟者亦愛之。他日家長既沒之後、誘子弟爲非者、皆此等人也。大抵爲家長者、必自老練、又其智略能駕馭此曹、故得其力。至於子弟、須賢明如其父兄、則可無慮。中才之人、鮮不爲其鼓惑、以致敗家。唐史有言、「妖禽孽狐、當晝則伏息自如、得夜乃徃狂自恣」、正謂此曹。若平昔延接淳厚剛正之士、雖言語多拂人意、而子弟與之久處、則有身後之益。所謂「快意之事常有損、拂意之事常有益」。凡事皆然。宜廣思之。

○百家名書本、寶顏堂秘笈本、四庫全書本は、「徃狂自恣」を「爲之祥」につくる。

(1) 有權柄——『袁氏世範』にない。

(2) 古史——『新唐書』卷一百「宇文士及傳」に、「贊曰、封倫・裴矩、其姦足以亡隋、其知反以佐唐、何哉。惟姦人多才能與時而成敗也。妖禽孽狐、當晝則伏自如、得夜乃爲之祥」とあり、『袁氏世範』の百家名書本などと和刻本の引用が正しい。この場合の「祥」は災いの意であるが、誤解を招きやすいので、内閣本などは「不祥」に改めたのであろう。

(3) 母貽——『袁氏世範』にない。

(十三) 起造須是預備

起造屋宇、最人家之難事。有未更事、因此破家者。蓋起造之時、必先謀匠者、計其所費。匠者唯恐主家憚費而不爲、則必小其規模、隱其費用、主人以其力可辦而爲之、及興工之後、匠者乃廣其開架、至數倍其用、而屋猶未半。主人勢不容已、未免有舉債出產以繼之。匠

者方喜興作之未艾、工繼之益增、幾何而不破家。凡人起造屋宇、須十數年經營、以漸爲之、則屋成而家富自若。蓋先議基址、或平高就下、或增卑爲高、或築牆穿池、以漸而進。次議規模之廣狹、材木之短長、椽桷之若干、瓦石之多少、皆預儲之。雖工雇之費、亦當預備。成數之外、更加增儲、所積既多、其用自足。此則屋成而家富自若也。

(譯)

家を建造するには豫め準備しなければならない

家を建てることは、人にとって最も難しいことであり、經驗不足から、破産することもある。思うに着工する時には、まず必ず大工と相談して、經費を計算するだろう。大工は建て主が出費をきらってやめてしまいはせぬかと心配するので、きっとその規模を小さくし、その經費を正直に言わない。主人はその財力でまかなえると考へて着工するが、着工した後になって、大工は開口を廣げるので、數倍の費用がかかっても、家は半分も出来ていない始末。建て主は勢いやむを得ず、借金をし、財産を賣って續けるほかはなくなる。大工が建てはじめたばかりで、工賃が増えたと喜んだのもつかの間、どれだけの家が破産せずにいられよう。すべて人が家を建てるには、十年以上計畫して、だんだんと進めるべきである。そうすれば家が完成しても家の富はびくともしない。まず先に敷地を決め、或いは高い場所を平らかにして低い場所に合わせ、或いは低い場所に土盛りして高くし、或いは壁を築いて池を穿ちというように、だんだんと進める。次に規模の大きさ、材木の長さ、垂木の數、瓦や石の數を決めて、みなあらかじめ蓄えておく。人件費もまたあらかじめ準備すべきである。決まった額以上に、更に蓄えを増やして、貯蓄が多くなれば、費用は自ずと足り

る。そうすれば家が竣工しても家の富は安泰である。

(校)

○和刻本は第四十條、「數倍其用」を「數倍其費」、「亦當預備」を「亦當預辦」とし、「自若也」を「自若」とする。

○成化本は、「家富自若也」の「自若」を脱す。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷三「治家」第七四條「起造宜漸經營」

起造屋宇、最人家至難事、年齒長壯、世事諳歷、於起造一事、猶多不悉、況未更事。其不因此破家者幾希。蓋起造之時、必先與匠者謀、匠者惟恐主人憚費而不爲、則必小其規模、節其費用、土(主)人以爲力可以辦、銳意爲之。匠者則漸增廣其規模、至數倍其費、而屋猶未及半、主人勢不可中輟、則舉債鬻產。匠者方喜興作之未艾、工鏹之益增。余嘗勸人、起造屋宇、須十數年經營、以漸爲之、則屋成而家富自若。蓋先議基址、或平高就下、或增卑爲高、或築牆穿池、逐年漸爲之、期以十餘年而後成。次議規模之高廣、材木之若干、細至椽桷籬壁竹木之屬、必籍其數、逐年買取、隨卽斲削、期以十餘年而畢備。次議瓦石之多少、皆預以餘力、積漸而儲之、雖就雇之費、亦不取辦於倉卒、故屋成而家富自若也。

2 『居家必用事類全集』乙集「袁氏世範・治家」第三〇條

起造屋宇、最人家至難之事、年齒高大、世事諳曉、於起造一事、猶多不悉、況未更事。其不因此破家者幾希。蓋造屋之時、必先與匠者謀、匠者惟恐主人憚費而不爲、則必小其規模、節其費用、主人以爲力可辦、銳意爲之。匠者則漸增廣其規模、至數倍其費、而屋猶未及半、主人勢不可中輟、則揭債售產。匠者方喜興作之未艾、工鏹益增。余常勸人、起屋宇、須十數年經營、以漸爲之、

則屋成而家富自若。蓋先定基址、或平高就下、或增卑爲高、或築牆穿池、逐年漸爲之、期以十餘年而後成。次議規模之大小、材木之若干、必籍其數、逐旋收買備足、期以十餘年而畢備。次議瓦石之多少、皆預以漸而儲之、雖工雇之費、亦不取辦於倉卒、故屋成而家富自若也。

(注)

- (1) 計其所費——『袁氏世範』にない。
- (2) 及興工之後——『袁氏世範』にない。
- (3) 未免——以繼之——『袁氏世範』にない。
- (4) 幾何而不破家——この句は意味を取りがたい。脱字があるか。
- (5) 成數之外——其用自足——この部分は『袁氏世範』にない。

(十四) 陂塘及時修治

池塘陂湖河隄、蓄水以溉田者、須於每年冬月水涸之時、浚之使深、築之使固。遇天時亢旱、雖不至於大稔、亦不至於全損。今人往往於亢旱之際、常思修治、至收刈之後、則忘之矣。諺云、「三月思種桑、五月思築塘」、蓋傷人之無遠慮也。又況池塘陂湖河隄、有衆享其溉田之利者。田多之家、當先倡率、令田主出食、佃人出力。遇冬時修築、令多蓄水、及用水之際、遠近高下、分水必均、非止利己、又且利人、其利豈不博哉。今人當修治之際、不出食力、及用水之際、奮臂交爭、有以鋤耨相毆至死者。縱不死、亦至坐獄被刑、虛費時日、耗損財物。豈不可傷。然至此者、皆田主慳吝之罪。事苟至此、則主佃皆受其禍。可不鑒哉。

(譯)

溜池・堤防は適時に修治せよ

溜池、貯水池、堤防は、水を蓄えて田に注ぐもので、毎年冬の水が溜れている時に、浚渫して深くし、築堤して堅固にしなければならぬ。そうすれば日照りになっても、豊作とまではいかないが、全滅することもない。今の人は往々にして日照りの際には、いつも修理しようと考えてるが、收穫の後になれば忘れてしまう。諺に、「三月に桑を植えることを思い、五月に堤防を築くことを思う」というが、人々に先々への配慮がないことを憂えたものであろう。まして溜池、貯水池、堤防は、みながその灌漑の利益を享受するものである。田地が多い家は率先して、地主は食糧を出し、小作は勞力を出すよう提案すべきである。冬になって修築して、貯水量をふやし、水を用いる際には、遠近高下、必ず均分すれば、自分を利するだけでなく、また人を利することにもなり、その利益は大變なものだろう。今の人は修治の際に、食糧も勞力も出さず、水を使う時になると、腕を振り回して争い、鋤で殴り合つて死に至る者もある。たとえ死ななくとも、また獄に入り刑を受け、空しく時日を費やし、財物を浪費することになる。いたましいことではないか。しかしそんなにまでなるのは、地主が吝嗇なせいである。こんなことでは、地主と小作どちらも禍を受ける。戒めないでおれようか。

(校)

○和刻本は第二〇條、「主佃」を「田主與佃客」に、「可不鑒哉」を「烏可不鑒哉」につくる。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷三「治家」第五二條「溉田陂塘宜修治」
池塘陂湖河隄、蓄水以溉田者、須於每年冬月水涸之際、浚之使深、築之使固、遇天時亢旱、雖不至于大稔、亦不至於全損。今

人往往於亢旱之際、常思修治、至收刈之後、則忘之矣。諺所謂「三月思種桑、六月思築塘」、蓋傷人之無遠慮如此。

2 『袁氏世範』卷三「治家」第五三條「修治陂塘其利博」

池塘陂湖河隄、有榮享其溉田之利者。田多之家、當相與率倡、令田主出食、佃人出力。遇冬時修築、令多蓄水、及用水之際、遠近高下、分水必均、非止利己、又且利人。其利豈不博哉。今人當修築之際、斬出食力、及用水之際、奮臂交爭、有以勸穰相毆至死者。縱不死、亦至坐獄被刑。豈不可傷。然至此者、皆田主慳吝之罪也。

(注)

(1) 耗損財物——『袁氏世範』にない。

(2) 事苟至此——可不鑒哉——この部分は『袁氏世範』にない。

(十五) 文字須當子細

人有田園山地、界至不可不分明。異居分析之初、置產典買之際、尤不可不子細。人之争訟、多由此始。且如田畝、有因地勢不平、分一丘爲兩丘者、有欲便順併兩丘爲一丘者。有以屋基山地爲田、有以田爲屋基園地者、有改移街路水圳者。官中雖有經界圖籍、壞爛不存者多矣。况又從而改易、不經官司鄰保驗證、豈不大啓争端。人之田畝、有在上丘者、若修田畔、莫令傾倒、人之屋基園地、若及時築壘垣牆、纔損即修、人之山林、若分明挑掘溝塹、纔損即修、有何争訟。惟其園莽、田畔傾倒、修治失時、屋基園地止用籬圍、年深壞爛、因而侵占。山林或有分水、猶可辨明、間有以木以石以坎爲界、年深不存。及以坑爲界、而外又有一坑相似者、未嘗不啓紛紛不決之訟也。至於分析、止憑文書、典賣止憑契字、或有園莽、該載不明、公私皆不能決、可不戒哉。間有典買山地、幸其界至有疑、故合元契、稱說

不明、因而包占者、此小人之用心也。然遇官司清明、則必正其罪矣。

(譯)

文書は詳細でなければならぬ

田畑や山地を所有していれば、その境界を明確にしなくてはならない。分居、財産分けをする初め、不動産を購入したり擔保にとつて買う際には、特に氣をつけねばならない。訴訟沙汰は、多くそこから始まるからだ。また田地は、地勢が平らかでないために一枚を分けて二枚としたものや、便宜的に二枚を併せて一枚としたものもある。宅地や山地を田にしたもの、また田地を宅地や庭地にしたもの、街路や用水路を移動したものもある。役所には境界の帳簿があるが、傷みが激しかったり、なくなってしまうものが多い。ましてそれに便乗して變更し、役所や隣組の檢證を経なければ、大いに争いの端緒を開くことになる。自分の田地が上の土地にある場合、もし畔を修理して、崩れないようにし、自分の宅地や庭地は、しかるべき時に塀を築き、崩れたらすぐに修理し、自分の山林は、はつきりと溝を掘って、崩れたらすぐに修理するなら、どうして訴訟沙汰になるうか。ただがさつなために、畔が崩れても、修理が遅れ、宅地や庭地をただ籬で圍っているだけならば、年を経ると朽ち果てて、それに乘じて占據される。山林にもし土地を分ける水流があれば、まだ明らかにすることが出来るが、ままた木や石や穴を以て境界とした場合、年を経ればなくなることがある。また窪みを境界としても、外にもうひとつ似たような窪みがあれば、紛々として決着のつかない訴訟が起こらなかったことはない。財産分けに至っては、ただ文書だけが頼りであり、質入れ、賣却はただ契約書だけが頼りである。粗忽のため、記載内容が

不明であれば、公私どちらでも判斷を下すことが出来ない。戒めないでおれようか。間々山地を擔保にとつて買い、境界に疑わしい点があるのを幸いに、わざと元の契約書も併せて不明であると言いたてて、勝手に占有する者があるが、これは小人の魂膽である。しかし役人が公明正大であれば、必ずその罪を正すであらう。

(校)

○和刻本は第十八條、「籬圍」を「籬闌」に、「或有分水」を「或用水分」に、「止憑文書、典賣」を「止憑關書、典買」に、「小人之用心也」を「小人之用心」に、「官司清明」を「明官司」に、「則必正其罪矣」を「自正其罪矣」につくり、「故合元契」を「古合元契」に誤る。「關書」は宋本『袁氏世範』に同じ。

○北大本は「止憑文書」を「止憑門書」に、「則必正其罪矣」を「必正其罪」とする。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷三「治家」第五六條「田產界至宜分明」

人有田園山地、界至不可不分明。異居分析之初、置產典買之際、尤不可不仔細。人之爭訟、多由此始。且如田畝、有因地勢不平、分一丘爲兩丘者、有欲便順併兩丘爲一丘者、有以屋基山地爲田、又有以田爲屋基園地者、有改移街路水圳者、官中雖有經界圖籍、壞爛不存者多矣。況又從而改易、不經官司鄰保驗證、豈不大啓爭端。人之田畝、有在上丘者、若常修田畔、莫令傾倒、人之屋基園地、若及時築疊垣牆、纔損即修、人之山林、若分明挑掘溝塹、纔損即修、有何爭訟。惟其鹵莽、田畔傾倒、修治失時、屋基園地止用籬圍、年深壞爛、因而侵占、山林或用分水、猶可辯明、間有以木以石以坎爲界、年深不存、及以坑爲界、而外又有一坑相似者、未嘗不啓紛紛不決之訟也。至於分析、止憑

圖書³、典買止憑契書、或有鹵莽、該載不明、公私皆不能決、可不戒哉。閒有典買山地、幸其界至有疑、故令元契、稱說不明、因而包占者、此小人之用心、遇明官司、自正其罪矣。

○宋本は「圖書」を「關書」とする。「關」は「關」の異體字。

(注)

(1) 丘—田畑の區畫。『周禮』「地官・小司徒」に「四邑爲丘」、その鄭注に「丘、方四里」とある。『袁氏世範』卷三「治家」第六一條「田產宜早印契割產」に「圖書砧基、指出丘段圍號」とある。

(2) 經界—農民の稅負擔を均等にするための制度。農民に土地を測量申告させて土地臺帳を作成し、九等に分けて課税するもので、紹興十二年に李椿年が平江府（蘇州）で實施し、その後、全國的に行われたが、長續きせず、後に朱子が復活させようとして、やはり挫折した。宋・李心傳『建炎雜記』甲集卷五「福建經界」に、「自紹興年經界後、久之、諸道經界圖籍多散佚、吏緣爲奸」とある。この部分は經界法をめぐる南宋中期の情況を反映する。

(3) 圖書—「圖」はくじ引きのこと、財産分けに際してくじ引きが行われたのであろう。『袁氏世範』第五七條に「分析圖書宜詳眞」がある。ただし宋本はこれらをすべて「關（關の異體字）」につくり（和刻本と同じ）、『寶禮堂宋本書錄』は「關」が正しいとする。『袁氏世範』第五七條は、和刻本「治家規訓」第十五條に引かれていたが、そこでも「關書」にくる。「關書」は引き渡し文書のこと。

(十六) 稅賦早當送納

凡有家產、必有稅賦。須是先截留輸納之資、却將贏餘、分給日用。歲入或薄、只得省節、不可侵支輸納之數。臨時爲官司所迫、則舉債認息。或託攬戶兌納、則高價算還、是皆可以耗家。大抵納稅、雖有省限、須先納爲安。如納苗米、若不趁晴早納、必欲拖後、或值雨雪有阻、將如之何。然州郡多不體量民事。如納米、初時必要乾圓、納絹必要厚實。見納數少、則濕惡輕疎不問、又低價折納。人戶多是較量前後輕重、不肯先納、致被追擾。惟賢者宜省。

(譯)

稅は早めに納めるべきである

すべて家産があれば、必ず税はかかるのだから、先に納付する額を保留しておき、その餘りを日用に振り分けるべきである。その年の収入が少なければ、ただ節約するほかに、納付分まで使い込んではいられない。納付の時になって役所から催促されると、借財をして利息を拂うことになる。或いは攬戸に委託して納めると、高値で返済することになるので、いずれも家を疲弊させるだろう。だいたい納税には公定の期限があるが、早めに納付すれば安心だ。苗米を納める時は、もし晴れているうちに早く納めず、どうしても後延ばしにしようとして、雨や雪が降って阻まれたら、どうするのか。しかし州郡の役所は多く民の事情に配慮しない。たとえば米を納めるには、最初はきつと乾いて實りがいいものを求め、絹を納めるには、きつと厚くて目の詰んだものを求めるが、納量が少ないのを見ると、濕った惡質のものや輕くて目の粗いものでも不問にして、低値で割り引いて納めさせる。人々は前後の輕重を比べて、先に納めようとせず、後々面倒を招くことになる。賢者はそういう面倒は省くべきだろう。

(校)

○和刻本は第十九條、「大抵納税」を「大低納税」に誤る、「多不體量民事」を「多有不體量民事」に、「必要乾圓」を「必要乾」に、「見納數少」を「見納數之小」に、「濕惡」を「溫惡不問」に、「人戸」を「人戸及攬子」に、「惟賢者宜省」を「賢者自求省事、不以毫末計較、遂愆期也」につくる。『袁氏世範』に近い。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷三「治家」第七〇條「稅賦宜預辦」

凡有家產、必有稅賦。須是先截留輸納之資、却將贏餘分給日用、歲入或薄、只得省用、不可侵支輸納之資。臨時爲官中所迫、則舉債認息、或託攬戶兌納、而高價算還、是皆可以耗家、大抵曰貧曰儉、自是賢德、又是美稱。切不可以此爲愧。若能如此、則無破家之患矣。

2 『袁氏世範』卷三「治家」第七一條「稅賦早納爲上」

納稅雖有省限、須先納爲安。如納苗米、若不趁晴早納、必欲拖後、或值雨雪連日、將如之何。然州郡多有不體量民事、如納秋米、初時既要乾圓、加量又重、後來縱納濕惡、加量又輕、又後來則折爲低價。如納稅絹、初時必欲至厚實者、後來見納數之少、則放行輕疎、又後來則折爲低價。人戸及攬子多是較量前後輕重、不肯攬先送納、致被縣道追擾。惟鄉曲賢者自求省事、不以毫末之較、遂愆期也。

3 『居家必用事類全集』乙集「袁氏世範・治家」第二六條

凡有產、必有稅賦。須是先留輸納之費、却將餘剩分給日用、所入或薄、只得省用、不可侵支。臨時官中追索、未免舉債充息、以致耗家。大抵曰貧曰儉、自是賢德。切不可以此爲愧。若能知此、則無破家之患矣。

4 『居家必用事類全集』乙集「袁氏世範・治家」第二七條

納稅雖有省限、須早納爲安。如納苗米、若不趁晴早納、或值雨連日、將如之何。然州縣郡多有不體量民力、如納米、初時又要乾白加量、後且濕惡減量、又折爲低價。稅絹物帛、初時必欲重厚實者、後來見納數少、則放行折納、人戸攬子較量前後輕重、不肯攬先送納、致被縣道追擾。惟鄉曲賢者自求省事、不以毫末之較、遂愆期也。

(注)

(1) 攬戶——納税を代理に請け負う者。

(2) 苗米——兩稅法の秋苗米のこと。宋代の兩稅制については王曾瑜「宋朝的兩稅」(『文史』一四一九八二年)を参照。

(十七) 逋債不可輕舉

凡人之敢輕於舉債者、必謂它日之寬餘、可以償也。不知今日之無寬餘、他日何爲而有寬餘。譬如百里之路、分爲兩日行、則兩日皆辦、若欲以今日之路、使明日併行、雖勞苦而不可至。凡無遠識者、求目前寬餘、而那積在後、無不破家也。又況有輕於舉債者、不可借與。必是無藉之人、已懷負賴之意。凡借人錢穀、少則易償、多則易負。故借錢至百千、穀至百石、雖力可還、亦不肯還。寧以所還之直爲爭訟之資者亦多矣。

(譯)

借金を逃れようとする者に輕々しく貸してはならない
すべて(返すあてもなく)大膽に借金する者は、將來餘裕ができれば、返済できとも思っているにちがいない。しかし現在餘裕がないのに、將來どうやって餘裕ができるのだろうか。たとえば百里の道を、分けて二日の行程にすれば、二日とも各々の行程を

行くことができるが、もし今日の行程を明日に併せて行こうとすれば、苦勞しても到達することは出来ないだろう。すべて將來への見通しがない者は、目前の餘裕を求め、その負擔を將來にまわしてしまふので、家を破産させない者はいない。また（返すあてがあるかないかも考えずに）輕々しく借金する者には、貸してはならない。きつとろくでもない奴で、はなから踏み倒すつもりなのである。すべて人に錢や穀物を貸す場合、少なければ簡單に返済してもらえが、多ければ踏み倒されやすい。だから借金は百貫、穀物は百石になれば、返済する力があっても、返済しようと思せず、むしろ返済する金を訴訟の費用にする者も多いのである。

（校）

○和刻本は第二一條、「爭訟之資」を「爭訟乞資」に誤る。

（關連記事）

1 『袁氏世範』卷三「治家」第六九條「債不可輕舉」

凡人之敢於舉債者、必謂他日之寬餘、可以償也。不知今日之無寬餘、他日何爲而有寬餘。譬如百里之路、分爲兩日行、則兩日皆辦、若欲以今日之路、使明日併行、雖勞苦而不可至。凡無遠識之人、求目前寬餘、而積在後者、無不破家也。切宜鑒此。

2 『袁氏世範』卷三「治家」第六八條「錢穀不可多借人」

有輕於舉債者、不可借與。必是無籍之人、已懷負賴之意。凡借人錢穀、少則易償、多則易負。故借穀至百石、借錢至百貫、雖力可還、亦不肯還。寧以所還之資爲爭訟之費者多矣。

3 『居家必用事類全集』乙集「袁氏世範・治家」第二五條

凡人之敢於舉債者、必謂他日之寬餘、可以償也。不知今日之無、他日何爲而有。譬如百里之路、分爲兩日行、則兩日可辦、若以今日之路使明日併行、雖勞亦不可至。無遠識之人、求目前寬餘、

而那積在後者、無不破家也。

4 『居家必用事類全集』乙集「袁氏世範・治家」第二四條

有輕於舉債者不可借。必是無籍之人、已懷負賴之意。凡借人錢穀、少則易償、多則易負。故借多者、雖力可還、亦不肯還。寧以所還之資爲爭訟之費者多矣。

（注）

（1）連債不可輕舉——この題は意味が通じにくく、「連」は衍字とも思えるが、文意を考えると、借金を踏み倒すような者に輕々しく貸してはいけないということであろう。

（2）輕——『袁氏世範』にない。この條は、『袁氏世範』の「敢於舉債者」と「輕於舉債者」についての二つの條を併せたもので、不注意につけてしまったのであろう。後で「輕於舉債者」とある以上、この「輕」は餘計である。

（3）百千——『袁氏世範』は「千」を「貫」につくる。「千」は千文すなわち一貫のこと。

（十八）佃客須加寬卹

國家以農爲重、蓋以衣食之源在此。然人家耕種、出於佃人之力、可不以佃人爲重。遇其有生育婚嫁營造死亡、當厚賜之。耕耘之際、有所假貸、少收其息。水旱之年、察其所虧、早爲豁除。不可有非理之需、不可有非時之役、不可容子弟及幹人私有所擾、不可因其饑者告語、增其歲入之租、不可強其假、又過收其利息、不可見其自有田園、輒生吞并之意。視之當如一體、則我衣食之源、悉盡其力。用心如此、則主佃相安矣。

（譯）

小作人は寛大にいつくしむべきである

朝廷が農業を重んじるのは、思うに衣食の根源がそこにあるからである。しかし耕作するのは、小作人の力に依っているのだから、小作人を重んじないでよいだろうか。その出産、結婚、家屋造営、葬喪に當たっては、厚く恵んでやるべきである。耕作の際に、貸與することがあれば、その利息は少なく取り、水害や旱害の年は、その缺乏を察して、早めに小作料を免除する。不正な物品徴收をしてはならず、時期的に相應しくない勞役を課してはならず、子弟や執事が勝手にもめ事を起こすのを容認してはならず、仇の告げ口によって、その年々の小作料を増してはならず、借り受けを強要したうえ、その利息を取りすぎてはならず、田畑を私有しているのを見て、みだりに併呑しようという氣を起こしてはならない。彼らのことを我がことのように視れば、我々の衣食の源である小作人の方も、みな力を盡くすであらう。このように心を碎けば、地主と小作人ともに安泰である。

(校)

○和刻本は第二三條、「假又」を「稱貸」に、「主佃相安」を「主佃相生」につくる。

○北大本は、「非時之役、不可容子弟及幹人」の部分に錯簡があり、「非時可容子弟幹之役不人」に誤る。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷三「治家」第四九條「存佃佃客」

國家以農爲重。蓋以衣食之源在此。然人家耕種、出於佃人之力、可不以佃人爲重。遇其有生育・婚嫁・營造・死亡、當厚賜之。耕耘之際、有所假貸、少收其息、水旱之年、察其所虧、早爲除減、不可有非理之需、不可有非時之役、不可令子弟及幹人私有所擾、不可因其讐者告語、增其歲入之租、不可強其稱貸、使厚

供息、不可見其自有田園、輒起貪圖之意。視之愛之、不啻於骨肉、則我衣食之源、悉藉其力。俯仰可以無愧怍矣。

(十九) 佃婦戒私交易

佃僕婦女、蓋有於人家婦女小兒處稱、莫令家長知、而許以重息生借錢穀、及欲借質物以濟急者、皆是有(心)脫漏、必無還意。而婦人小兒既不令家長知之、則不敢顯行取索、終爲所負。爲家長者宜常時以此喻其家婦女小兒、庶或免此。又有尼姑・道姑・牙婆及婦女以買賣行術爲名者、皆不可令人宅內。凡脫漏婦女財物、及窺覷人家門戶、導引寇盜、職此之中(由)。又引誘婦女爲不美之事、亦皆此曹作之。爲家長者宜審此。

(譯)

小作人の婦女とひそかに取引させてはならない

小作や下僕の家の婦女には、人の家の婦女や子供のところへ、家長には知らせないでくれと言って、高利の約束で無理にでも金や穀物を借りようとしたら、物品を質入れることで急場を凌ぐとする者がいるが、皆ねこばりする氣で、はなから返済する氣などない。そして婦人や子供は家長にこのことを知らせていないのだから、表だって請求できずに、結局は踏み倒されてしまう。家長たる者が常にこのことを家の婦女や子供に諭していれば、こうしたこともあるいは免れるだろう。又尼僧、女道士、口入れ女、及び商賣や、術を行うことを名目とする婦女は、みな宅内に入れてはならない。すべて婦女の財物をねこばしたり、ひとの家の中を窺って、盜賊を導き入れたりするのは、ただこのことに由るのである。又婦女を誘惑してよろしからざることをさせるのは、みなこの輩がするのだ。家長たる者はこのようなことをよく知ってお

くべきである。

(校)

○和刻本は第三條、「婦女以買賣」を「婦女以」、「宅内」を「宅」、「職此之中」を「職此之由」とする。「中」は「由」の誤り。

○北大本は「宜審此」を「審此」とする。

○成化本は「窺覷」を「寬覷」に誤る。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷三「治家」第五〇條「佃僕不宜私假借」

佃僕婦女等有於人家婦女小兒處稱、莫令家長知、而欲重息以生借錢穀、及欲借質物以濟急者、皆是有心脫漏、必無還意。而婦女小兒不令家長知、則不敢取索、終爲所負。爲家長者、宜常以此喻其家人知也。

○百家名書本、四庫全書本は、「以此喻其家人知也」を「以此喻其家」とする。

2 『袁氏世範』卷三「治家」第五一條「外人不宜入宅舍」

尼姑・道婆・媒婆・牙婆、及婦人以買賣針灸爲名者、皆不可令入人家。凡脫漏婦女財物、及引誘婦女爲不美之事、皆此曹也。

3 『居家必用事類全集』乙集卷三「袁氏世範・治家」第十六條

佃僕婦女有等於人家婦女小兒誘誘、莫令家長知、而欲重息以生借錢穀、及欲借質物以濟急者、皆有心於脫漏、必無還意。而婦女小兒不令家長知、則不敢取索、終爲所負。爲家長者、宜常以此言喻之。

4 『居家必用事類全集』乙集「袁氏世範・治家」第十八條

尼姑・道婆・媒婆・牙婆及婦人以買賣針灸爲名、皆不可令入人家。凡脫漏及引誘爲不美之事、皆此曹也。

(注)

(1) 心——『袁氏世範』によって補った。

(2) 顯行——『袁氏世範』にない。

(3) 婦女小兒、庶或免此——『袁氏世範』にない。

(4) 尼姑・道姑・牙婆——『輟耕錄』卷一〇「三姑六婆」に、「三姑者、尼姑・道姑・卦姑也。六婆者、牙婆・媒婆・師婆・度婆・藥婆・穩婆也。蓋與三刑六害同也。人家有一於此、而不致姦盜者幾希」とある。

(5) 行術——卜術や醫術をいう。

(6) 宅内——和刻本は「内宅」、それなら家の中の女性がいる奥向きのこと。

(7) 及窺覷人家門戶、導引寇盜、職此之中(由)——この部分は『袁氏世範』にない。

(8) 爲家長者宜審此——『袁氏世範』にない。

(加藤)

(二〇) 待僕妾當寬恕

奴僕小人執役於人者、天姿多愚、作事乖舛。如頓放什物、必以斜爲正、如裁截物色、必以短爲長。又性多忘、囑之以事、全不記憶。又性多執、所見不是、自以爲是。又性多很、輕於應對、致主者使令之際、常多叱咄。其爲不改、其言愈辯、主愈不平、或加捶楚、有失手至於死亡者。爲家長者、於使令之際、有不如意、當思小人之愚、宜寬以處之、多其教誨、省其嗔怒可也。如此、則僕者可以免罪、主者胸中亦大安樂、省事多矣。至如婢妾、其患尤甚。婦人性多偏急殘忍、又不知古今道理、其所以責諸婢妾者、又非丈夫之比。爲家長者、宜於平時常以待奴婢之理開喻之。

(譯)

下僕や下女には寛恕の心で接しなければならぬ

奴僕となつて人に使われるような小人は、生まれつき愚かで、やることはちぐはぐなものだ。器物を置いては、必ず斜めをまつすぐだといひ、物を裁斷するには、必ず短いのを長いという。また多くは生來忘れやすく、用事を頼んでも、全く憶えていない。また多くは頑固なたちで、考えが間違つていても、自分では正しいと思つてゐる。また多くは從順でなく、輕々しく應對するので、主人が命令する際には、いつも叱ることが多くなつてしまひ、それでも改めず、ますますまくしたてるので、主人もますます平靜でいられなくなり、或いは鞭打ち、誤つて死なせてしまふことさえある。家長たる者は、命令する際、思い通りにならなければ、小人は愚かであることと思ひ、寛容に對處すべきであり、十分に教諭して、あまり怒らないようにするのがよい。そうすれば、奴僕は罰を免れ、主人の心中もまた大いに安らかで、ずいぶんと面倒が省けるだらう。下女については、この心配はとりわけ甚だしい。婦人の多くは生來心がせまく殘忍で、また古今の道理を知らないもので、彼女たちが下女を咎めるやり方は、また男子の比ではない。家長たる者は、日頃から奴僕をあつかう道理を彼女たちに諭さねばならない。

(校)

○和刻本は第二六條、「很」を「狠」に、「捶楚」を「筆楚」に、「待奴婢」を「待奴僕」につくり、最後に「其間必有自然曉者」があり、『袁氏世範』に近い。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷三「治家」第三一條「待奴僕當寛恕」。

奴僕小人就役於人者、天資多愚、作事乖舛背違、不曾有便當省力之處。如頓放什物、必以斜爲正。如裁截物色、必以長爲短。若此之類、殆非一端。又性多忘、囑之以事、全不記憶。又性多執、所見不是、自以爲是。又性多很、輕於應對、不識分守。所以雇主於使令之際、常多叱咄、其爲不改、其言愈辯、雇主愈不能平。於是筆楚加之、或失手而至於死亡者有矣。凡爲家長者、於使令之際、有不如意、當云小人天姿之愚如此、宜寬以處之。多其教誨、省其嗔怒可也。如此、則僕者可以免罪、主者胸中亦大安樂、省事多矣。至於婢妾、其愚尤甚。婦人既多褊急復愎、暴忍殘刻、又不知古今道理、其所以責備婢妾者、又非丈夫之比。爲家長者、宜於平昔常以待奴僕之理諭之、其間必自有曉然者。○百家名書本、寶顏堂秘笈本は、「很」を「狠」(二箇所とも)、「雇主」を「顧主」に、「天姿之愚」を「天資之愚」に、「諭之」を「諭之」につくる。四庫全書本は「雇主」以外、百家名書本に同じ。

(二) 凡事須自區處

人之居家、凡有作爲、及安頓什物、以至田園・倉庫・厨・厠等事、皆自爲之區處、然後三令五甲(申)以責付奴僕、猶懼其遺忘不如吾意。今有人一切不爲區處、凡事無大小、聽奴僕自爲謀、不合己意、則怒罵、鞭撻繼之。彼愚人止能出力以奉吾令而已。豈能善謀一一、暗合吾意。若不知此、自見多事。且如工匠執役、必使一不執役者爲之區處、謂之都料。蓋人有作爲、不暇它見、須一不作爲者旁觀、則不煩擾而功增倍矣。凡婢妾有過、既施鞭撻、而呼喚使令、辭色如常、則無它事。蓋小人受辱、方內懷怨忿。而主人怒之不釋、恐有自殘及逃竄并意外不測之變者。

(譯)

あらゆることは自ら算段するのがよい

人が家にあつて、すべてなにか事を行う場合、また器物をしまふことや、田畑・倉庫・臺所・廁などの事々に至るまで、すべて自ら準備算段して、その後で何度も繰り返し奴僕に言いつけても、なお彼らがやり忘れて思うようにならないおそれがある。今一切準備算段をせず、事の大小にかかわらず、奴僕が自ら考えるにまかせておいて、自分の意圖に合わない、怒り罵り、さらに鞭打つ者がいる。彼ら愚人はただこちらの命令どおりにするよう努力するだけである。どうしてひとつひとつうまく考え、言われなくとも主人の意圖に合うようにすることができよう。このことを知らない、餘計な事をしなければならぬことになる。たとえば工匠が働く時には、必ずひとり働かない者に準備算段をさせるが、これを都料という。思うにやるべきことがあれば、他を顧みる暇はないので、ひとり働かない者に端で觀察させるべきで、そうすれば面倒なしに効果も倍增するのである。下女が過ちを犯し、もう鞭打ったなら、呼び出して働かせる時は、言葉や顔色をいつものようにすれば、なにも起こらない。思うに小人は辱めを受けると、心の中に怨みを懷くものだ。そのうえ主人が怒りを収めなければ、自殺、逃亡や思わぬ不測の事態を起こすおそれがある。

(校)

○和刻本は第二七條、「甲」を「申」に（「甲」は誤り）、「須」を「須令」に、「辱」を「杖」に、「自殘及逃竄并意外不測之變者」を「輕生自殘者又有奔竄逃亡者又更有意外不測之變者」につくる。

○成化本は、「皆目」を「皆」、「止能」を「只能」とし、「一一」を「二」に誤る。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷三「治家」第三條「奴僕不可深委任」

人之居家、凡有作爲、及安頓什物、以至田園・倉庫・厨・廁等事、皆自爲之區處、然後三令五申、以責付奴僕、猶懼其遺忘不如吾志。今有人一切不爲之區處、凡事無大小、聽奴僕自爲謀、不合己意、則怒罵、鞭撻繼之。彼愚人止能出力、以奉吾令而已。豈能善謀一、暗合吾意。若不知此、自見多事。且如工匠執役、必使一不執役者爲之區處、謂之都料匠。蓋人凡有執爲、則不暇他見、須令一不執爲者旁觀而爲之區處、則不煩擾而功增倍矣。

2 『袁氏世範』卷三「治家」第三五條「教治婢僕有時」

婢僕有過、既已鞭撻、而呼喚使令、辭色如常、則無他事。蓋小入受杖、方內懷怨、而主人怒不之釋、恐有輕生而自殘者。

○寶顏堂秘笈本は「既已」を「既以」につくる。四庫全書本は「怒不之釋」を「怒不知釋」に誤る。

3 『居家必用事類全集』乙集「袁氏世範・治家」第二一條

婢僕有過、既已鞭撻、而使令、辭色如常、則無他事。蓋小人受杖、方懷怨、而主人怒不釋、恐有輕生而自殘者。

(注)

(1) 三令五申——何度も繰り返して命令し言いつけること。『史記』卷六五「孫武傳」に「約束既布、乃設鈇鉞、即三令五申之」とある。

(2) 都料——營造師や總工匠のこと。『文苑英華』卷七九四、柳宗元『梓人傳』に「梓人、蓋古之審曲面勢者、今謂之都料匠云」とある。

(3) 凡婢妾有過——これ以下、おそらく鞭打つということを共通項として一條にまとめたのであろうが、題意に合わず、

不自然である。

(二) 婢僕不可自撻

婢僕有小過、不可親自鞭撻。蓋一時怒氣所激、鞭撻之數必不計、徒且費力、婢僕未必知懼。惟徐徐責問、令他人執而打之、視其過輕重、而定其數、自然有威、婢僕亦自然知畏。壽昌²胡倅³之家、子弟不得自打僕隸、婦人不得自打婢妾。有過白之家長、聽其行遣。此家法最善。

(譯)

下女下男は自ら鞭打ってはならない
下女下男に小さな過ちがあつても、自ら鞭打ってはならない。思うに一時の怒りに激して、鞭打った數もきつと數えないであらうから、無駄に力を費やすばかりで、奴僕の方も畏れるべきことが分かるとはかぎらない。ただゆっくりと問いただしながら、他の者に鞭をもつて打たせ、過ちの輕重によつて打つ數を決めれば、自ずと威嚴が生じ、下女下男もまた自然に畏れるべきことが分かるだろう。壽昌縣の副長官胡氏の家では、子弟は自分で下僕を打つことができず、婦女は自分で下女を打つことができない。過ちがあれば家長に言い、その指圖にしたがう。このような家法は最も善いものである。

(校)

○和刻本は第二八條、「懼」を「畏懼」、「其過輕重」を「其過之輕重」、「自然有威」を「雖不過怒自然有威」、「婢僕」を「婢妾」につくる。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷三「治家」第三四條「婢僕不可自鞭撻」

婢僕有小過、不可親自鞭撻。蓋一時怒氣所激、鞭撻之數必不記、徒且費力、婢僕未必知畏。惟徐徐責問、令他人執而撻之、視其過之輕重、而定其數、雖不過怒、自然有威、婢妾亦自然畏懼矣。壽昌胡氏彥特之家、子弟不得自打僕隸、婦女不得自打婢妾、有過則告之家長、家長爲之行遣。婦女擅打婢妾、則撻子弟、此賢者之家法也。

○百家名書本、寶顏堂秘笈本は、「婢妾」を「婢妾」に、「胡氏彥特」を「胡倅彥特」につくる。四庫全書本は後者のみ百家名書本、寶顏堂秘笈本と同じ。

寶顏堂秘笈本は「則撻子弟、此賢者之家法也」を「撻子弟、此非執賢者之家法也」に誤る。

2 『居家必用事類全集』乙集「袁氏世範・治家」第一〇條は、關連記事1と同じだが、ただ「鞭撻」を「鞭打」に(二箇所とも)、「撻之」を「打之」に、「胡氏彥特」を「胡倅彥特」に、「家長爲之」を「爲之」につくる。

(注)

(1) 婢僕——關連記事1には「婢妾」とあるが、文脈からは「婢僕」が妥當。

(2) 壽昌——浙江省建德の南二〇kmにある。宋代は兩浙路睦州壽昌縣。

(3) 胡倅——「倅」は壽昌縣の縣丞のことで、名前ではないであらう。名前は分からないが『宋人傳記資料索引』に見える胡倅、彥思・胡仲、彥時・胡侃、彥和(共に新安婺源人)らとおそらく同族。

(三三) 婢僕當令飽煖

婢僕欲其出力辦事、其所以充飢饑寒者、在家長不可不留意、衣食須令溫飽。蓋小人有才、足以辦衣食、而力無所施、故服役於人。爲主者能推此心以養之、使之飽煖、雖勞苦、亦甘心焉。凡婢僕有疾、當令出外醫治、仍經鄰保錄其口詞、却以聞官、脫有死亡、可無累也。

(譯)

下女下男は腹一杯で暖かくしてやらなければならない

下女下男に力を出して仕事をしてもらおうと思うならば、彼等が飢えを充たし寒さを防ぐ手立てについて、家長たる者が留意し、衣食の不自由がないようにしなければならぬ。思うに小人には、衣食を十分にまかなうだけの力はあるが、その力を使う職がないため、人に雇われているのである。主人たる者は、その氣持ちを推しはかって彼等を養い、衣食の不自由がないようにしてあげられれば、たとえ苦勞があっても、甘んじて我慢するだろう。下女下男が病氣になれば、外に出して治療させ、さらに隣組にその口書きを取ってもらい、それから官にも報告すれば、もし死亡しても、累がおよぶことはないだろう。

(校)

○和刻本は第二九條、「衣食須令飽煖」を「衣須令溫、食須令飽」に、「使之飽煖、雖勞苦、亦甘心焉」を「與之飽煖、雖加若〔苦〕役、彼甘心焉」に、「有疾」を「有疾病者」に、「脱有死亡、可無累也」を「使之分曉、脱有死亡可無累」につくる。

○成化本は「辦」を「辨」につくる。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷三「治家」第三八條「婢僕當令飽煖」

婢僕欲其出力辦事、其所以禦飢寒之具、爲家長者不可不留意、

衣須令其溫、食須令其飽。士大夫有云、蓄婢不厭多、教之紡績、則足以衣其身。蓄僕不厭多、教之耕種、則足以飽其腹。大抵小民有力、足以辦衣食、而力無所施、則不能以自活、故求就役於人。爲富家者能推惻隱之心、蓄養婢僕、乃以其力還養其身、其德至大矣。而此輩既得溫飽、雖苦役之、彼亦甘心焉。

○寶顏堂秘笈本は「惻隱」を「測隱」に誤る。四庫全書本は「彼亦甘心」を「亦甘心」につくる。

2 『袁氏世範』卷三「治家」第三七條「婢僕疾病當防備」

婢僕無親屬而病者、當令出外、就鄰家醫治、仍經鄰保錄其詞說、却以聞官、或有死亡、則無他慮。

(注)

(1) 此心——關連記事1では「惻隱之心」とあり、哀れみ痛ましく思う心をいう。『孟子』公孫丑に「惻隱之心、仁之端也」とある。

(2) 凡婢僕有疾——『袁氏世範』では、親族のいない婢僕の場合である。

(3) 聞官——宋代の法律にこのような規定は見あたらない。用ひのためにやるのであろう。

(二四) 頑婢僕當善遣

婢僕有頑很不任使喚者、宜善遣之、不可更留、留則生事。主或過於筆楚、彼必挾怨爲惡、則大爲主家之實(害)。且婢僕有過、或奸盜或逃走、宜送之于官、依法治之、不可私自鞭撻。恐有意外之變。或逃亡非其本情、或所竊止於飲食微物、則當略行懲戒、亦不必峻治之也。

(譯)

惡質な下女下男はうまく暇をだす

下女下男の惡質で言うことを聞かない者は、うまく暇をとらせるべきで、留めてはならない。留めればなにかしでかすだろう。主人がもし度をこえて鞭打てば、必ず怨みを懷いて惡事をなし、大いに主家の害となる。また下女下男に過失があり、あるいは姦通、盜みを犯したり逃亡したりしたなら、役所に送り、法によって治罪すべきで、勝手に鞭打つてはならない。そんなことをすれば豫想外の事件が起きるおそれがある。あるいは逃亡しても本人が望むところではなかったり、盗んだのが飲食物など取るに足りない物だけだった場合は、軽い懲戒だけにして、嚴しく治罪すべきではない。

(校)

○和刻本は第三〇條、「留」を「留之」に、「彼必」を「此輩或」に、「實」を「害」に（「實」は誤り）、「或逃走」を「或逃走者」に、「恐」を「亦恐」に、「竊」を「切」に、「則當略行懲戒、亦不必峻治之也」を「則當念其平日勞苦、略行懲戒、亦不必峻治」につくる。

○成化本は、「頑很」を「頑狠」につくり、「私自」を「須自」に誤る。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷三「治家」第三三條「頑很婢僕宜善遣」

婢僕有頑很、全不中使令者、宜善遣之、不可留。留則生事。主或過於毆傷、此輩或挾怨爲惡、有不容言者。婢僕有姦盜及逃亡者、宜送之於官、依法治之、不可私自鞭撻、亦恐有意外之事。或逃亡非其本情、或所竊止於飲食微物、宜念其平日有勞、只略懲之、仍前留備使令可也。

○寶顏堂秘笈本、四庫全書本は「很」を「狠」につくる。

2 『居家必用事類全集』乙集「袁氏世範・治家」第九條は、關連記事1と同じだが、「很」を「狠」に、「飲食微物」を「微物」につくる。

(注)

(1) 有過——『袁氏世範』にない。

(二五) 蓄僕當取勤朴

人家奴僕、當取其朴直謹愿、勤於任事、不必責其應對進退之快人意者。人家子弟不知溫飽所自來、不求德業之成立、但欲僕從要俏出衆、費財以養無用之人。遇事爲非、皆此曹導之也。其有浮浪、異中(巾)美服、言語矯詐、必不可蓄也。有如此者、閨閫之内必有可疑處。

(譯)

下僕を置くには勤勉で朴直な點を評價すべきである

下僕は、朴直謹愿で、任された仕事を勤勉にやるところを評價すべきで、その應對や行動が主人の心をよるこぼせることを求める必要はない。子弟は衣食に不自由しない生活が何に由來するのかわからず、自分の德行を成就することは求めずに、ただ下僕のかつこよさが衆に秀でていることだけを望んで、財を費やし無用の者を養っている。事件に出くわして惡事をなすのは、みなこの輩がそのかすのである。遊び人で、異様な頭巾をかぶり美しく着飾り、言葉に偽りがあるような者は、けっして置いてはならない。このような者がいれは、閨房にきつと疑うべきところがあるはずだ。

(校)

○和刻本は第三一條、「朴直」を「直樸」に、「謹愿」を「勤愿」に、「成立」を「出衆」に、「但欲」を「而獨欲」に、「僕從要俏」を「僕從峻點之」に、「遇事爲非」を「固未甚害、生事爲非」に、「中」を「巾」に、「中」は誤り、「必不可蓄」を「不可蓄」に、「有如此者」を「蓄僕之久、驟然如此」、「可疑處」を「可疑」につくる。

○北大本は、「朴直」を「林直」に、「快人意」を「禮人意」に誤る。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷三「治家」第二九條「僕厮當取勤樸」

人家有僕、當取其樸直謹愿、勤於任事、不必責其應對進退之快人意。人之子弟不知溫飽所自來者、不求自己德業之出衆、而獨與僕者峻點之出衆、費財以養無用之人。固未甚害、生事爲非、皆此輩導之也。

○百家名書本、寶顏堂秘笈本、四庫全書本は「獨與」を「獨欲」とする。

2 『袁氏世範』卷三「治家」第三〇條「輕詐之僕不可蓄」

僕者而有市井浮浪子弟之態、異巾美服、言語矯詐、不可蓄也。蓄僕之久而驟然如此、閨闈之事必有可疑。

(注)

(1) 要俏——「要」はたわむれ、ふざけること、「俏」は粹でしゃれていることをいう。ともに口語。

(2) 有如此者——『袁氏世範』のように「突然そうになったら」とする方が穩當であろう。「有」の後に「驟然」を補うべきか。

(二六) 婢僕當防私通

清晨早起、昏晚遲睡、可以防閑婢僕奸穢等事。凡婢妾與主翁親近、多假此私通僕厮、有孕則以主翁藉口、不知難愚賤之裔、至破家者多矣。不可不謹。

(譯)

下女下男は私通を防ぐべきである

明け方早く起きて、夜は遅く寝れば、下女下男が淫らで穢らわしいことなどを防ぐことができる。すべて下女が家の主人と親しくなると、多くこれにかこつけて下男と私通し、妊娠すれば主人を言いわけにするので、知らぬ間に愚かで賤しい者の子孫が混じることになり、家をつぶしてしまふ者も多い。謹まなければならぬ。

(校)

○和刻本は第三一條、「遲睡」を「早睡」に、「多」を「或多」に、「則以」を「則可以」に、「不可不謹」を「蓋不可不謹其始、不可不慮其終」につくる。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷三「治家」第二〇條「婢僕姦盜宜深防」

清晨早起、昏晚早睡、可以杜絕姦盜等事。

○百家名書本、寶顏堂秘笈本、四庫全書本は「姦盜」を「婢僕姦盜」とする。

2 『袁氏世範』卷三「治家」第二一條「婢妾常宜防閑」

婢妾與主翁親近、或多挾此私通僕輩、有子則以主翁藉口。畜愚賤之裔、至破家者多矣。凡有婢妾不可不謹其始、亦不可不防其終。

○寶顏堂秘笈本は「主翁」を「主人翁」につくり、「凡有婢妾」

の「有」を脱す。

3 『居家必用事類全集』乙集「袁氏世範・治家」第五條

清晨早起、昏晚早睡、可防婢僕姦盜。婢妾若與主翁親近、多挾此私通僕輩、有子則以主翁藉口、畜愚賤之裔、至破家者多矣。凡有婢妾不可不謹其始、而防其終。

○『事林廣記』と同じく『袁氏世範』の二つの條を一條にまとめている。

(注)

(1) 遅睡——和刻本や關連記事では、すべて「早睡」とする。内閣本、もしくはその底本の編者が、「早睡」では意味がわからないと考え、改めたのだろう。

(二七) 姪妾不可遽遣

婢妾出入不禁、至與外人私通有姪、不正其罪、而遽逐之、往往有於主翁身故後、自稱主翁遺腹子、以求歸宗、事涉暗昧、輿訟破家。世俗宜警、免爲後累。

(譯)

身籠もった妾をにわかに追い出してはならない

下女や妾の出入を禁止しないで、外の人と私通して妊娠するに至ったのに、その罪を正さず、にわかに追い出せば、往々にして主人が死んだ後になり、主人の遺腹子だと言って、戸籍に入れてもらうことを求め、事實がはっきりしないまま、訴訟を起こして家をつぶすことがある。世俗の人々は戒めて、子孫をわずらわさないようにすべきである。

(校)

○和刻本は第三三條、「婢妾出入不禁」を「人有婢妾、不禁出入」

「身故後」を「身故之後」に、「稱」を「言是」に、「事涉暗昧、輿訟破家」を「旋致輿訟、事涉暗昧、多至破家」に、「宜警、免爲後累」を「所宜警此、免累後人也」につくる。

○北大本は「歸宗」を「婦宗」に誤る。

○成化本は「求」を「來」とする。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷三「治家」第三條「侍婢不可不謹出入」

人有婢妾、不禁出入、至與外人私通有姪、不正其罪、而遽逐去者、往往有於主翁身故之後、自言是主翁遺腹子、以求歸宗、旋致輿訟。世俗所宜警此、免累後人。

○四庫全書本は「主翁」を「主人」につくる。

2 『居家必用事類全集』乙集「袁氏世範・治家」第六條は、關連記事1と同じだが、「遽逐去者」を「不遽逐去者」に、「自言」を「言」に、「以求」を「而求」に、「警」を「謹」につくる。

(注)

(1) 事涉暗昧——『袁氏世範』にはない。

(二八) 別宅不可置寵

人有正室切忌、更於別宅置寵、又有供給娼女。失於關防、與外人交通有子、主翁不知、養以爲嗣。苗裔不眞、竟弗之覺、庸愚暗昧、以敗人家。亦不可不審。

(譯)

別宅に妾を置くべきではない

正妻がひどく嫉妬するので、別宅に寵愛する妾を圍ったり、また娼女に手當てをやる者がいるが、用心を怠ったために、外の人と交わり子をもうけ、主人は知らずに、養って跡継ぎとすることが

ある。子孫は本物ではないのに、ついに氣づくことなく、凡庸暗愚なため、家を潰すことになる。これまたよく知っておかねばならないことである。

(校)

○和刻本は第三四條、「切」を「妬」に、「更」を「而」に、「失於關防」を「絶其與人往來、失於關防」に、「養以爲嗣」を「至養其所生子爲嗣」に、「亦」を「此亦」につくる。

○成化本は、「更」を「便」とし、「竟弗之覺」を「弗弗之覺」に誤る。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷三「治家」第二四條「婢妾不可供給」

人有以正室妬忌、而於別宅置婢妾者。有供給娼女、而絶其與人往來者。其關防非不密、監守非不謹、然所委監守之人得其輜遺、反與外人爲耳目以通往來、而主翁不知、至養其所生子爲嗣者。又有婦人臨辱、主翁不在、則棄其所生之女、而取他人之子爲己子者。主翁從而收養、不知非其己子。庸俗愚暗、大抵類此。

○寶顏堂秘笈本は「於別宅」を「與別宅」につくる。

(注)

(1) 苗裔不眞——これ以下は、『袁氏世範』と趣旨が異なる。『袁氏世範』の「庸俗愚暗」は親のことだが、『事林廣記』の「庸俗愚暗」は子孫のことである。

(二九) 暮年不可置寵

婦女多妬、有正室者、少寵妾、有寵妾者、多無正室。夫置寵、內有子弟、外有僕隸、皆當關防。制以主母、猶有它事、苟無統轄、一人豈能照燭。暮年尤非所宜。

(譯)

晩年に妾を置くべきではない

婦人は嫉妬深いので、正妻がいる者に、妾をもつ者は少なく、妾を持つ者は、正妻がいらない者が多い。そもそも妾を置くと、内には子弟があり、外には召し使いがいるので、どちらも用心すべきである。主婦が取り締まってさえ、なお事件が起きるのに、もし統括する者がいなければ、一人でどうして照らし暴き出すことができるか。晩年にはとりわけよくない。

(校)

○和刻本は第三五條、「它」を「他」に、「豈能照燭」を「耳目豈能照燭哉」に、「暮年」を「若在暮年」につくり、最後に「識者自當熟思」とある。

○洪武本・成化本は、「尤」を「猶」に誤り、成化本は、「當」を「常」に、「以」を「有」に、「它」を「他」とする。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷三「治家」第二五條「暮年不宜置寵妾」

婦人多妬、有正室者、少蓄婢妾、蓄婢妾者、多無正室。夫蓄婢妾者、內有子弟、外有僕隸、皆當關防。制以主母、猶有他事。況無所統轄、以一人之耳目臨之、豈難欺蔽哉。暮年尤非所宜、使有意外之事、當如何。

2 『居家必用事類全集』乙集「袁氏世範・治家」第七條は、關連記事1と全く同じ。

(三〇) 蓄妾不可太慧

夫置婢妾、而教之歌舞、或使佐樽、以樂賓客、切不可蓄姿貌點惠過人者。慮有狂客見其美貌、起心覬覦。「逐獸不畏高山」、苟勢可臨、

無所不至。綠珠之事可鑒。⁽²⁾

(譯)

妾を置くならあまり利口ではいけない

そもそも妾を置いて、歌舞を教え、或いは酒を勧めさせて、賓客を樂しませるのに、決して容姿や利口さが人並みはずれてよい者を養ってはならない。たちの悪い客がその美貌に見とれ、分不相應な望みを起こすおそれがあるからだ。「獸を追っては、高山を畏れず」というが、彼等は近づける情況さえあれば、なんでもするだろう。綠珠の事件を教訓とすべきである。

(校)

○和刻本は第三六條、「點慧」を「點慧」に、「見其美貌、起心覬覦」を「起覬覦之心、彼見美貌、心欲得之」に、「不畏高山」を「不見泰山」に、「可鑒」を「豈可不深鑒焉」につくる。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷三「治家」第二七條「美妾不可蓄」

夫置婢妾、教之歌舞、或使侑樽、以爲賓客之歡、切不可蓄妾貌點慧過人者、慮有惡客起覬覦之心。彼見美麗、必欲得之。「逐獸則不見泰山」、苟勢可以臨我、則無所不至。綠珠之事在古可鑒。近世亦多有之、不欲指言其名。

○百家名書本、寶顏堂秘笈本、四庫全書本は「必欲」を「心欲」とする。

2 『居家必用事類全集』乙集卷三「袁氏世範・治家」第八條は、關連記事1と同じだが、「教之」を「教」に、「或使」を「使」に、「不可」を「勿」に、「姿貌點慧」を「姿貌」に、「臨」を「陵」に、「多有之」を「有之」に、「言其名」を「其名耳」につくり、「彼見美麗」がない。

(注)

(1) 逐獸不畏高山——『袁氏世範』の「逐獸則不見泰山」は、司馬

光『溫國文正司馬公文集』卷七一「致知在格物論」に「譬如逐獸者不見泰山、彈雀者不覺露之濡衣也、所以然者物蔽之也」とみえる。

(2)

綠珠之事——晉の石崇の愛妾の名。中書令の孫秀がその美貌のうわさを聞いて求めたが、石崇が拒否したため、石崇は冤罪に陥れられて刑死し、綠珠は樓から飛び降りて死んだ。『晉書』卷三三「石崇傳」、また『蒙求』にも「綠珠墜樓」とある。

(三) 人家當須防閑^①

人家有僻室、有便門。或厨廁相連而使膳夫掌庖、僕子供過、其弊多端。蓋此曹迭爲耳目、主何由知。又有男女夜聚、呼盧達旦、豈無托故而起者。試靜而思之。

(譯)

家では不始末が起きるのを防止せねばならない

家には邊鄙な所にある部屋や通用門がある。或いは臺所と廁が續いているところで、料理人に料理をさせたり、下男に給仕させたりすれば、その弊害は多方面にわたる。思うにこのような輩は互いに情報をやりとりしているが、主人はどうやってそれを知ることができよう。また男女が夜間に集まり、朝まで賭博を行うようなことがあれば、なにかにかこつけて立ちあがる者がいないはずがない。試しに靜かに考えてみなさい。

(校)

○和刻本は第三七條、題の「當」を「常」につくり、「便門」の後

に「可以通外」があり、「厨廁」を「溷廁厨竈」に、「多端」を「有不可防者」に、「豈」を「又豈」に、「而思之」を「思之」につくる。

○成化本は、「弊」を「幣」に誤る。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷三「治家」第二六條「婢妾不可不謹防」

夫蓄婢妾之家、有僻室而人所不到、有便門而可以通外。或溷廁與厨竈相近、而使膳夫掌庖、或夜飲在於內堂、而使僕子供役、其弊有不可防者。蓋此曹深謀而主不之猜、此曹迭爲耳目、而主又何由知覺。

○寶顏堂秘笈本は「供役」を「供過」につくる。

2 『袁氏世範』卷三「治家」第二八條「賭博非閨門所宜有」

士大夫之家有夜間男女群聚、呼盧至於達旦、豈無託故而起者、試靜思之。

(注)

(1) 人家當須防閑——この條は、『袁氏世範』の「婢妾」を省略したため、意味が曖昧になっている。

(三二) 有子莫置乳母

有子(孫)而不自乳、使他人乳之、前人(已)言其非矣。況其求乳母於未產之前、使捨己子而乳我子、彼子方嬰孩、至有餓死者。又有仕宦他處、勒牙家掠良人之妻、使捨其夫與子而乳我子、因挾歸鄉、使其骨肉離散、生前不復相見。法令所不能禁、彼獨不畏于天哉。

(譯)

子には乳母を置くな
子がいるのに自分では乳を與えず、他人に乳をやらせることは、昔の人ですでにその不適當さを言っている。まして子を産む前の

者に乳母をさせようとし、自分の子を捨てて我が子に乳を與えさせることもあり、乳母の子がちやうど乳飲み子ならば、餓死に至る者まである。また他の地方で官に就き、仲介人に迫って良民の妻を掠奪させ、夫と子を捨てて我が子に乳を與えさせ、おどかして郷里に連れ歸り、その家族を離散させ、生きている間に二度と會えないようにすることもある。法令で禁じることができないが、いったい彼等は天を畏れないのだろうか。

(校)

○和刻本第三八條、「前人」を「前輩」に、「使捨己子而乳我子、彼子方嬰孩、至有餓死者」を「使不舉己子而乳我子、彼子方嬰孩而使捨之、而乳我子、其己子至於餓死者有之」に、「仕宦」を「由任官」につくる。

○成化本は、「捨」を「舍」につくり、「仕」を「住」に誤る。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷三「治家」第四一條「求乳母令食失恩」

有子而不自乳、使他人乳之、前輩(已)言其非矣。況其間求乳母於未產之前者、使不舉己子而乳我子。有子方嬰孩、使捨之而乳我子、其己子呱呱而泣、至於餓死者。有因仕宦他處、逼勒牙家誘賺良人之妻、使捨其夫與子而乳我子、因挾以歸鄉、使其一家離散、生前不復相見者。士夫遞相庇護、國家法令有不能禁、彼獨不畏於天哉。

(注)

(1) 孫——題および『袁氏世範』によって衍字とした。

(2) 前人(已)言——例えば、『二程外書』卷一〇に、「今人家買乳婢、亦多有不得已者。或不能自乳、須著使人。然食己子而殺人之子、不是道理。必不得已、用二乳而食三子、我之子、又足備

他虞、或乳母病且死、則不能爲害。或以勢要二人、又不更爲己子、而殺人子、要之只是有所費。若不幸致誤其子、害孰大焉」とある。『近思錄』卷六もほぼ同じ。また、晁説之『晁氏客語』にも、「富人有子、不自乳而使人棄其子而乳之。貧人有子、不得自乳而棄之、乳他人之子。富人懶行而使人肩輿、貧人不得不行而又肩輿人。是皆習以爲常、而不察者也。天下事習以爲常、而不察者、推此亦多矣。而人不以爲異、悲夫」とあり、洪邁『容齋隨筆』五筆卷五にも引かれる。

(三三) 處婢僕自縊刃

婢僕自縊¹、若身溫可救、不可解縛、須急抱其身令稍高、則所縊處稍寬。仍更令一人以指於縊處漸寬之。覺其氣漸往來、乃可解下。急令人吸其鼻中、使氣相接、乃可蘇。如身已冷不可救、當留本處、不可移動。喚集鄰保、以事聞官²、仍用守視、恐有虫鼠之殘。或自刃氣絕、亦當如前聞官、不可私自埋瘞也³。

(譯)

下女下男が首をつったり自刃した場合の對處

下女下男が首をくくった場合、もし體が温かくまだ救うことができるようなら、紐を解いてはならず、急いでその體を抱えてやや高くすれば、くくったところが少し廣がる。そうしたらさらに一人にくくった所を指で段々と廣げさせる。息が徐々に通るのがわかったら、紐を解いて下ろしてよい。そして急いで人にその鼻を吸わせ、息が接するようにすれば、生き返るだらう。もしすでに體が冷たく救うことができないようなら、その場に留め置き、移してはならない。隣組を呼び集め、役所に報告し、さらに死體を監視する。虫や鼠に害されるおそれがあるからだ。また、自刃して息が

絶えたなら、やはり前と同じように役所に知らせるべきで、勝手に埋めてはならない。

(校)

○和刻本は第三九條、「自縊」を「自經」に、「蘇」を「甦」につくる。

○成化本は「漸寬之」の「之」がない。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷三「治家」第三六條「婢僕橫逆宜詳審」

婢僕有無故而自經者、若其身溫可救、不可解其縛、須急抱其身令稍高、則所縊處必稍寬。仍更令一人以指於其縊處漸寬之、覺其氣漸往來、乃可解下。仍急令人吸其鼻中、使氣相接、乃可以蘇。或不曉此理、而先解其繫處、其身力重、其縊處愈急、只一噓氣便不可救。此不可不預知也。如身已冷不可救、或救而不蘇、當留本處、不可移動。叫集鄰保、以事聞官、仍令得力之人日夜同與守視。恐有犬鼠之屬殘其屍也。自刃不殊、宜以物掩其傷處。或已絕、亦當如前說。人家有井、於甃處宜爲缺級、令可以上下。或有墜井投井者、可以令人救應。或不及、亦當如前說。溺水投水而水深不可援者、宜以竹篙及木板能浮之物投與之、溺者有所執、則身浮可以救應。或不及、亦當如前說。夜睡魔死及卒死者、亦不可移動、並當如前說。

○百家名書本、寶顏堂秘笈本は、「自經」を「自縊」とする(四庫全書本は「自經」)。

3 『居家必用事類全集』乙集「袁氏世範・治家」第十二條は關連記事1とはほぼ同じだが、「自經」を「自縊」に、「愈急」を「愈緊」に、「不殊」を「不死」に、「已絕」を「氣絕」に、「可以令人」を「可令人」に、「投水」を「投井」につくり、最後の「並當如

前説」がない。

(注)

(1) 自縊——宋・宋慈原『洗冤錄』卷四「救急方・救縊死」に「若心下溫一日以上猶可救、不得截繩、但緩緩抱解放臥」云々とあり、ことと似た方法が述べられている。またこの「救急方」には、「救溺死、救刃傷、救壓」などの項目もある。

(2) 聞官——『洗冤錄』卷二「自縊」に自縊者に對する取り調べ方が述べられ、「若是奴僕、先問雇主討契書辨驗、仍看契上有無親戚、年紀多少」と、奴僕の場合についても詳しい規定がみえる。

(3) 不可私自埋瘞也——『袁氏世範』の後半を省略し、この句で締めくくっている。

(櫻井)

傳家遠慮

(校)

故宮本前集卷八「人事類・傳家遠慮」、北大本乙集卷上「人事類・傳家遠慮」、洪武本後集卷二「人事類・傳家遠慮」、成化本前集卷六「人事類・傳家遠慮」は同文、ただし故宮本は第十條以降がない。和刻本にはこの部分はない。

(一) 分析貴得公當

朝廷立法、於分析一事、非不委曲詳悉。然有果是竊衆營私、卻於典買契中、稱係妻財置到、或詭名置產、官中不能盡行根究。又有果是起於貧寒、不因父祖資產、自能奮立營置財業。或雖有祖衆財產、不因於衆、別自植立私財、其同宗之人、必求分析、十數年爭訟、各至

破蕩而後已。若富者能反思、果是因衆成私、不分與貧者、私心豈無所嫌。果是自置財產、分與貧者、明則爲高義、幽則爲陰德²⁾。又豈不勝如連年爭訟、妨廢家務、耗盡財物哉。貧者亦宜自思。彼實竊衆、亦由辛苦營運、以至增置、豈可悉分有之。況實彼之私財、而吾欲受之、寧不自愧。苟能知此、則無爭訟之費矣。

(譯)

財產分割は公平妥當を得るのを尊ぶ

朝廷が定めた法は、財産分割について、詳細を盡くしていないわけではない。しかし本當は一族の共有財産を盗んで私利を圖りながら、質入れや買入れの契約書には、妻の資財で不動産を購入したと稱したり、あるいは他人の名義を騙って不動産を買う者がいれば、お上もそれを一々追及することはできない。また本當に貧窮から身を起こし、父祖の資産にたよらずに、自らが奮起して身代をつくった者、あるいは父祖・一族共有の財産があっても、一族にたよらず、別に自ら個人の土地財産を殖やした者がいると、その同族の者は、きつと財産分割を求めて、十數年も訴訟で争い、雙方とも身代をつぶすまでやめない。もし富んだ者が反省するなら、本當は一族共有の財産によって個人の財産を成したのに、貧しい者に分け與えないのは、心にどうして遺憾に思うことがないであろう。また本當に財産を自力で築いたのなら、貧しい者に分け與えれば、人に知られれば高義ある行爲とされ、知られずとも子孫のための陰徳となる。その方が連年のように訴訟で争い、家業が妨げられ、財物を無駄に費やすのにくらべればましではないか。貧しい者もまたよく考えてみるべきである。富んだ者が本當に一族の共有財産を盗んだとしても、また苦勞してそれを運用し、増やしたのである。どうしてそれをことごとく分け與えるこ

とができる。まして本當にその個人の財産なのに、自分が受け取ろうと思ふなら、どうして自ら恥じないでいられよう。こういうことが分かりさえすれば、訴訟争いに浪費することもないだろう。

(校)

○北大本は、「慊」を「廉」に、「財物」を「材物」に誤る。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷一「睦親」第二五條「分析財産貴公當」

朝廷立法、於分析一事、非不委曲詳悉。然有果是竊衆營私、卻於典賣契中、稱係妻財置到、或詭名置產、官中不能盡行根究。又有果是起於貧寒、不因父祖資產、自能奮立、營置財業、或雖有祖衆財產、不因於衆、別自殖立私財、其同宗之人、必求分析、至於經縣經州、經所在官府、累十數年、各至破蕩而後已。若富者能反思、果是因衆成私、不分與貧者、於心豈無所歉。果是自置財產、分與貧者、明則爲高義、幽則爲陰德。又豈不勝如連年爭訟、妨廢家務、及資備裹糧、與囑託吏胥、賄賂官員之徒費耶。貧者亦宜自思、彼實竊衆、亦由辛苦營運、以至增置、豈可悉分有之。況實彼之私財、而吾欲受之、寧不自愧。苟能知此、則所分雖微、必無爭訟之費也。

○百家名書本、寶顏堂秘笈本、四庫全書本は「典賣」を「典買」につくる。寶顏堂秘笈本は、「累十數年」を「累年爭訟」につくり「居家必用事類全集」と同じ、「資備裹糧」の後に「資結證佐」がある。

2 『居家必用事類全集』乙集「袁氏世範・睦親」第二條

朝廷立法、於分析一事、非不委曲。然有竊衆營私、卻於典賣契中、稱係妻財置到、或詭名置產、官中不能盡究。又有起於貧寒、

(注)

不因父祖資產、自能奮立、營置財業、或雖有祖衆財產、別自殖立私財、其同宗之人、必求分析、至於經州縣所在官府、累年爭訟、各至破蕩而後已。若富者反思、果是因衆成私、不分與貧者、於心豈無慊。果是自置財產、分與貧者、明則爲高義、幽則爲陰德。又豈不勝連年爭訟、妨廢家務、及資備裹糧、囑託胥吏、賄賂官吏之費耶。貧者亦宜自思、彼實竊衆、亦由辛苦營運、以至增置、豈可悉分之。況彼之私財、吾受之、寧不有愧。苟能知此、必不至爭訟也。

(1)

稱係妻財置到——これは妻の家の財産とすることで財産分割の対象から逃れるためである。『故唐律疏議』卷第十二「戸婚上・卑幼私輒用財・疏議」には、「準戸令、應分田宅及財物者、兄弟均分。妻家所得之財、不在分限。」とある(『宋刑統』も同じ)。宋、元時代にもこのきまりが生きていたことが、宋刊本『名公書判清明集』戸婚門・爭業類「妻財置業不係分 浩堂」にある「在法、妻家所得之財、不在分限」および、『元典章』卷十九「戸部五・家財」の「弟兄分爭家產事」にある「又照得、舊例應分家財、若因官及隨軍、或妻家所得財物、不在均分之限。」によって分かる。

(3)

明則爲高義、幽則爲陰德——類似句として、『禮記』「樂記」の「明則有禮樂、幽則有鬼神」、蘇軾「韓文公廟碑」(『經進東坡文集事略』卷五十五、四部叢刊本)の「幽則爲鬼神、明則復爲人」などがあり、「明」は人に見える部分、「幽」は見えない部分を言う。

(二) 同居不必私藏

人有兄弟子姪同居、而私財獨厚、慮有分析之患者、則買金銀之屬而深藏之、此爲大愚。若以百千金銀計之、用以買產、歲必收十千、十餘年、所謂百千者、我已取之、其分與者皆其息、況百千又有息焉。用以典質營運、三年而其息一倍、則所謂百千者、我已取之、其分與者、皆其息也。嘗見人有將私財假於衆、使之營家、久而止取其本、其家富厚均及弟姪、縣縣不絕。有竊盜衆財、寄妻家及親戚、爲其入用過、索而不得。亦有作妻家置產、爲其所掩。亦有作妻名置產、身死而妻改嫁、舉以隨者亦多矣。

(譯)

同居している者は財産を隠す必要はない

兄弟や息子、甥たちと同居しているが、自分個人の財産が豊かなため、財産分割のことを心配している者は、金銀のたぐいを買って奥深く隠しておく。これは大いに馬鹿げたことである。もし財産を百貫の金銀で計算すると、それで土地を買えば、一年にきつと十貫の収入があるだろう。十餘年後には、最初の百貫は、すでに元を取り、分與するのはすべて利息分である。ましてや百貫には別にまた利息がつく。また質草をとって人に金を貸して運用すると、三年経てば利息で元金は倍になるから、最初の百貫は、すでに元を取り、分與するのはみな利息分ということになる。以前に、自分個人の財産を一族に貸して、彼らに家を營ませ、ずっと後になつて元本だけしか取らない人を見たことがあるが、その家の豊かな財産は弟や甥たちにも均等に及び、いつまでも絶えることがないだろう。一族の共有財産をこっそり盗んで、妻の家や姻戚の家に寄託する者がいるが、寄託した者に使われ、取り立てても返ってこない。また妻の家が不動産を買ったことにして、そっく

り横領される者もいる。また妻の名義で土地を買ったが、自分が死んだ後に妻が再婚し、ことごとく再婚先に持ってゆかれる場合もこれまた多い。

(校)

○北大本は、「必收」を「必叙」に誤る。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷一「睦親」第二六條「同居不必私藏金寶」

人有兄弟子姪同居、而私財獨厚、慮有分析之患者、則買金銀之屬而深藏之。此爲大愚。若以百千金銀計之、用以買產、歲收必十千、十餘年後、所謂百千者、我已取之、其分與者皆其息也。況百千又有息焉。用以典質營運、三年而其息一倍、則所謂百千者、我已取之、其分與者、皆其息也。況又三年再倍、不知其多少、何爲而藏之篋笥、不假此收息、以利衆也。余見世人有將私財假於衆、使之營家、久而止取其本者。其家富厚均及兄弟子姪、縣縣不絕。此善處心之報也。亦有竊盜衆財、或寄妻家、或寄内外姻親之家、終爲其入用過、不敢取索、及取索而不得者多矣。亦有作妻家姻親之家置產、爲其所掩有者多矣。亦有作妻名置產、身死而妻改嫁、舉以自隨者亦多矣。凡百君子幸詳鑒此、止須存心。

○百家名書本、寶顏堂秘笈本、四庫全書本は、「況又三年」を「況又二年」に誤る。

(注)

(1) 千—千文すなわち一貫。

(2) 三年而其息一倍—借金の利息が、一兩につき三分(約三パーセント)であったことについては、『事林廣記』別集卷三「刑法類・債負」及びその譯注(『東方學報』第七十四册)

を参照。また和刻本千集卷一「至元雜令・典質財物」にも「諸以財物典質者、並給帖子、每月取利不得過三分」とある。最高利率の月利三分からすれば、確かに三年で利息は元本を越える。なお『袁氏世範』卷三「假貸取息貴得中」(事林廣記には無し)では、「典質之家、至有月息什而取一者」と月利一割や、江西での一年後元利同額返還などの高利の例が紹介される。

(三) 分財不可輕重

父祖高年、怠於管幹、多將財産、均給子孫。若父祖出於公心、初無偏曲、子孫各能戮力、不事遊蕩、則均給之後、既無爭訟、必至興隆。若父祖緣有過房之子、前母後母之子、有子亡而不愛其孫、又有雖是一等子孫、自有憎愛、凡衣食財物所及、必有厚薄、致令子孫力求均給。其父祖又於其中暗有輕重、安得不起它日爭端。若父祖因其子孫內有一不肖者、慮其侵害它房、不得已而均給者、止可逐時均給財穀、不可均給田産。若給田産、以爲己分所有、必邀求尊長、立契典賣。典賣既盡、窺覷它房、必至興訟、使賢子孫、被其擾害、同於破蕩、不可不思。凡爲祖父者、不以憎愛而厚薄、庶免此患矣。

(譯)

財産を分けるのに輕重をつけてはならない

父や祖父が高齢になって、家の管理が面倒になると、財産を子や孫に均等に分與する場合が多い。もし父、祖父が公正な心がけて、少しの偏りもなく、子や孫もみなよく協力しあい、道樂にふけらなければ、均等に與えたのちも、争いや訴訟がないばかりか、きつと繁榮するだろう。もし父、祖父に、(一族からの)養子や、先妻・後妻の息子がいたり、息子が死んだ後、その孫を可愛がらなかつ

たり、また同じ子、孫であるのに好き嫌いがあって、すべて衣食や財物の及ぶところ、かならずえこひいきをすれば、子や孫の方はやっきになって均等分與を求めるだろう。ところが父や祖父が、それでもなおその間に暗に輕重をつけると、どうしても後日の争いのきっかけとなる。もし父、祖父が、その子や孫の中に一人出來の悪い者がいるため、その者が他の房を侵害するのを心配しているが、やむを得ず均等分與する場合は、その時々にお金や食糧だけを均等に與えるべきで、田畑など不動産を均等に與えてはならない。もし田畑など不動産を與えると、自分の持ち分だとして、きつと尊屬の目上の者に要求して、契約書をつくり質入れ、または賣却するだろう。質入れ、賣却する分が盡きてしまうと、他の房(の持ち分)をうかがい、きつと訴訟を起こして、ちゃんとした子や孫に被害を及ぼし、どちらともに身代をつぶすことになるだろう。このことはよく思案しなければならない。すべて父祖たる者が、好き嫌いによってえこひいきをしなければ、このような心配をしなくともすむだろう。

(校)

○成化本は「管幹」を「骨幹」に誤る。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷一「睦親」第六二條「分給財産務均平」

父祖高年、怠於管幹、多將財産均給子孫。若父祖出於公心、初無偏曲、子孫各能戮力、不事遊蕩、則均給之後、既無爭訟、必至興隆。若父祖緣有過房之子、緣有前母後母之子、緣有子亡而不愛其孫、又有雖是一等子孫、自有憎愛、凡衣食財物所及、必有厚薄、致令子孫力求均給。其父祖又於其中暗有輕重、安得不起他日爭端。若父祖緣其子孫內有不肖之人、慮其侵害他房、不

得已而均給者、止可逐時均給財穀、不可均給田產。若均給田產、彼以爲己分所有、必邀求尊長、立契典賣、典賣既盡、窺覷他房、從而婪取、必至興訟、使賢子賢孫、被其擾害、同於破蕩、不可不思。大抵人之子孫、或十數人、皆能守己、其中有一不肖、則十數均受其害、至於破家者有之。國家法令百端、終不能禁。父祖智謀百端、終不能防。欲保延家祚者、覽他家之已往、思我家之未來、可不修德熟慮、以爲長久之計耶。

○寶顏堂秘笈本は「管幹」を「營幹者」に、百家名書本、寶顏堂秘笈本、四庫全書本は、「覽」を「鑒」につくる。

2

『居家必用事類全集』乙集「袁氏世範・睦親」第八條

父祖高年、怠於管幹、多將財產、均給子孫。若父祖出於公心、初無偏曲、子孫各能戮力、不事游蕩、必至興隆。若父祖緣有過房之子、有前母後母之子、有子亡而不愛其孫、又有雖是一等子孫、自有憎愛、凡衣食財物、亦有厚薄、致令子孫力求均給。其父祖於其中又有輕重、安得不起他日爭端。若父祖緣子孫內有不肖者、慮其侵害、不得已而均給者、止可逐時均給財穀、未可均給田產。若均給田產、彼以爲己分所有、必邀求尊長、立契典賣、典賣既盡、窺覷他房、從而婪取、必至興訟。使賢子賢孫、被其擾害、同於破蕩、不可不思。大抵人之子孫、或十數人皆賢、其中有一不肖、則十數均受其害、至於破家者有之。國家法令百端、終不能禁。父祖智謀日出、終不能防。欲保延家祚者、覽他家之已往、思我家之未來、可不修德熟慮、以爲長久之計耶。

(注)

(1) 邀求尊長、立契典賣——尊長に要求した上で、契約書をつくり質入れや賣却するのは、尊長に背いて卑幼が勝手に立契典賣することはできないからである。『故唐律疏議』

卷第十二「戶婚上・同居卑幼私輒用財」には、「諸同居卑幼、私輒用財者、(中略)疏議曰、凡是同居之內、必有尊長。尊長既在、子孫無所自專。若卑幼不由尊長、私輒用當家財物者、十匹笞十、十匹加一等、罪止杖一百」とある。さらに、和刻本王集卷一「至元雜令・卑幼交易」には「諸有尊長、而卑幼不得典賣田宅人口、其尊長出外、若遇闕乏、須合典賣〔疾病官事之類〕、於所屬陳告、驗實給據、即聽交易。違者、田宅人口各還主、債竝不追。若卑幼背尊長、奴婢背主及宮戶監、不得作債、知而與者、債竝不追。財主不知、保人代償、無保者亦不追。若從征代及在他應當差役、實有關用、聽所屬官司告結文憑。」と、尊長不在の場合や尊長に背いて行った場合の規定がより細かく記される。

(2) 凡爲：此患矣——『袁氏世範』にはこの部分がない。

(四) 婦女言不可聽^①

人家不和、多因婦女以言激怒其夫及同輩。蓋婦女所見、不廣不遠、不公不平。又其所謂舅姑伯叔妯娌、皆假合爲之、非自然天屬。非丈夫有遠識、則爲其役而不覺、一家之中、乖變生矣。於是有親兄弟子姪、隔屋連牆、至死不相往來者、此皆因聽信婦人言語、積漸而致然也。亦嘗見有遠識之人、知婦女之不可諫誨、而外與兄弟相愛、常不失歡、私救其所急、私調其所乏、不使婦女知之。彼已(兄)弟之貧者、雖深怨其婦女、而重愛其兄弟。至於當分析之際、不敢以貧故而貪愛其兄弟之財產者。有兄弟相愛、終不失和者。蓋由見識高遠之人、不聽婦女之言、而先施之厚、因以得兄弟之心。有識者能之。

(譯)

婦人の言葉は聞き入れてはならない

人の家庭の不和は、多くは婦人が言葉で夫や同輩の者を怒らせることに起因する。思うに婦人の考えは、せまくて見通しが利かず、不公平である。その上いわゆるしゅうとやしゅうとめ、夫の兄弟やその嫁たちとは、どれも義理の關係であつて、血のつながった仲ではない。夫が先々までの見通しをもっていなければ、婦人に使われても氣がつかず、一家の中に變事が生じるだろう。そうすると實の兄弟、息子や甥たちで、壁がつながった部屋に住んでいながら、死ぬまで互いに交際しない者ができる。これはみな婦人の言うことを聞いて信じたことから、だんだんとそうなつたのである。以前に、先々までの見通しのある人が、婦人は諫め教へても無駄だと悟り、外では兄弟といつくしみあい、いつも仲良くし、ひそかに兄弟の危急を救い、こっそりと兄弟の困苦を助けていながら、婦人にはそれを知らせないのを見たことがある。貧しい方の兄弟は、たとえ婦人を深く恨んでも、助けてくれた兄弟をととても大切に思うので、財産分割の際になつても、貧しいからといって兄弟の財産をむさぼろうとはしない。このように兄弟がいても、いつくしみあい最後まで不和にならないのは、思うに見識の高い人は、婦人の言葉を聞き入れずに、まずこちらから手厚く施して、それで兄弟の心を得ているからであらう。見識のある者はこれができる。

○北大本は「所乏」を「所泛」に誤るが、「彼已弟」を「彼兄弟」と正しくつくる。

○成化本は「親兄弟」を「親弟兄」につくり、「賙」を「則」に誤る。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷一「睦親」第三五條「婦女之言寡恩義」

人家不和、多因婦女以言激怒其夫及同輩。蓋婦女所見、不廣不遠、不公不平。又其所謂舅姑伯叔妯娌、皆假合強爲之稱呼、非自然天屬。故輕於割恩、易於修怨。非丈夫有遠識、則爲其役而不自覺、一家之中、乖變生矣。於是有親兄弟子姪、隔屋連牆、至死不相往來者。有無子而不肯以猶子爲後。有多子而不與其兄弟者。有不卹兄弟之貧、養親必欲如一、寧棄親而不顧者。有不卹兄弟之貧、葬親必欲均費、寧留喪而不葬者。其事多端、不可概述。亦嘗見有遠識之人、知婦女之不可諫誨、而外與兄弟相愛、常不失歡、私救其所急、私賙其所乏、不使婦女知之。彼兄弟之貧者、雖深怨其婦女、而重愛其兄弟。至於當分析之際、不敢以貧故而貪愛其兄弟之財產者。蓋由見識高遠之人、不聽婦女之言、而先施之厚、因以得兄弟之心也。

寶顏堂秘笈本は「同輩」を「同氣」につくる。

四庫全書本は冒頭から「又其所」までを誤つて脱す。

2 『居家必用事類全集』乙集「袁氏世範・處己」第九條

人家不和、多因婦女以言激怒其夫及同輩。蓋婦女所見、不廣不遠、不公不平。其所謂舅姑伯叔妯娌、皆假合強爲稱呼、非爲天屬。故輕於割恩、易於修怨。非丈夫有遠識、則爲其役而不自覺、一家之中、乖變生矣。於是兄弟子姪、隔屋連牆、至死不往來者。有無子而不肯以猶子爲後。有多子而不與兄弟者。有不恤兄弟之貧、養親必欲如一、寧棄親而不顧者。葬親亦欲均費、寧留喪而不葬者。其事多端、不可概述。亦有遠識之人、知婦女之不可諫誨、而外與兄弟相愛、私救其所急、私賙其所乏、不使婦女知之。彼兄弟之貧者、雖深怨其婦女、而愛其兄弟。至於分析、不敢以貧而貪愛兄弟之財產者。蓋由不聽婦女之言、而先施之厚、因以得兄弟之心也。

(注)

(1)

婦女言不可聽——明・宋濂「評浦陽人物・孝友・宋處士鍾宅」(『新刊宋學士全集』三十三卷 明・嘉靖三十年韓叔陽刻本、羅月霞主編『宋濂全集』浙江古籍出版社、一九九九年、『宋學士全集輯補』)は、この項の内容を踏まえているが、「則爲其役而不自覺」の表現からすると『袁氏世範』に據ったものと考えられる。

(2)

此皆…致然也——『袁氏世範』にない。

(3)

有兄弟相愛、終不失和者——『袁氏世範』にない。

(4)

有識者能之——『袁氏世範』にない。この句やや舌足らずで、誤脱があるかと疑われる。

(五) 婢僕言不可聽

婦女之易生言語者、爲(又)^①多出於婢妾之間。婢妾愚賤、尤無見識、以言它人之短失、爲忠於主母。若婦女有見識、能一切勿聽、則虛佞之言、不復敢進。若聽之信之、從而愛之、則必再言之、又言之、使主母與人爲仇。至於奴僕、亦多如此。若主翁聽信、則其人亦必失歡。不可不戒。^③

(譯)

下女下男の話は聞き入れてはならない

婦人が口論をしやすいいのは、また多くは下女があれこれとけしかけるからである。下女は愚かであり、とりわけ見識がないから、他人の缺點や失敗を言うことを女主人への忠義だと思っていゝる。もし婦人に見識があつて、それを一切聞き入れないようにできれば、下女の方もそへつらいの言葉を、二度と敢えて言おうとしないだろう。もしそれを聞き入れて信じ、そこからその下女

を可愛がると、きつとまた言い、さらに言い、女主人が他人と仇となるようにさせる。下男についても、また多くはこのようである。もし主人が聞き入れ信じてしまうと、その人ともまたきつと氣まづくなる。戒めなければならない。

(校)

○洪武本、成化本は「失歡」の「歡」を脱し、成化本は「聽」を「所」に誤る(二か所とも)。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷一「睦親」第三六條「婢僕之言多聞」

婦女之易生言語者、又多出於婢妾之間。婢妾愚賤、尤無見識、以言他人之短失、爲忠於主母。若婦女有見識、能一切勿聽、則虛佞之言、不復敢進。若聽之信之、從而愛之、則必再言之、又言之、使主母與人遂成深讐。爲婢妾者、方洋洋得志。非特婢妾爲然、奴隸亦多如此。若主翁聽信、則房族親戚故舊、皆大失歡。而善良之僕佃、皆翻致誅責矣。

2 『居家必用事類全集』乙集「袁氏世範・處己」第十條

婦女易生言語者、多出於婢妾。婢妾愚賤、尤無見識、以他人之短、言於主母。若婦女有見識、能一切勿聽、則虛佞之言、不復敢進。若聽信之、從而愛之、則必再言之、又言之、使主母與人遂成深讐。而婢妾方且得志。奴隸亦多如此。若主翁聽信、則房族親故、皆大失歡。而善良之僕佃、皆翻致誅責矣。

(注)

(1) 爲——「爲」では意味が通じない。『袁氏世範』によつて「又」に改める。

(2) 聞——「聞」は「逗」と同じ、そそのかす。

(3) 不可不戒——『袁氏世範』にない。この條以降、第九條まで

は、最後の行に字が全部埋まって空白がなく、第十條から第十二條までも最後の行の空白は最後の一字分のみである。かつこれらの條には、最後の部分に省略あるいは増字が多くみられる。これは空白を残さないための處置と思われる。

(六) 背後言不可聽

凡人家有子弟及婦女、好傳遞言語、則雖聖賢同居、亦不能不爭。且人作事、不能皆是、不能皆合人意、寧免其背後評議。背後之言、人不傳遞、則彼不聞知、寧有忿爭。惟此言彼聞、又況兩遞其言、從而增易、兩家之怨、牢不可解。惟高明之人、不聽其言、則此輩自不能聞其所親。

(譯)

陰口は聞き入れてはならない

すべて人の家庭に、告げ口を好む子弟や婦人がいると、たとえ聖賢がいっしょに住んでいても、諍いを起こさずにはいられない。まして人がすることは、すべて正しいというわけにはいかないし、すべて他人の心になうということもありえない。どうして陰であげつらわれることを免れよう。陰口は人が言い伝えなければ、當人が聞くこともないから、どうして腹を立てていさかうこととがあるか。ただこちらで言ったことがあちらに聞こえ、しかも言葉伝える人が複数であれば、そこから話に尾緒がつき内容も變わってしまうので、雙方の怨みは、なんとしても解きがたいものになってしまう。ただ賢明な人だけは、陰口を耳に入れないので、こうした連中も親しい仲を裂くことはできないのである。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷一「睦親」第三條「背後之言不可聽」

凡人家、有子弟及婦女、好傳遞言語、則雖聖賢同居、亦不能不爭。且人之作事、不能皆是、不能皆合他人之意、寧免其背後評議。背後之言、人不傳遞、則彼不聞知、寧有忿爭。惟此言彼聞、則積成怨恨。況兩遞其言、又從而增易之、兩家之怨、至於牢不可解。惟高明之人、有言不聽、則此輩自不能離聞其所親。○四庫全書本「則雖聖賢」以下をすべて誤って脱す。

(七) 背後不可讒議

同居之人、或相往來、須揚聲曳履使人知之、不可默造。恐其適議及我、則彼此愧慚、進退不可。況其間有不曉事人、伏於幽暗之處、以伺人之言語。此生事與爭之端、豈可久與同居。然人之居處、不可謂僻靜無人、而輒讒議人、必慮或有聞之者。俗謂牆壁有耳、其說寧不信然。

(譯)

陰で人を讒議してはならない

いっしょに住んでいる人が、たがいに行き來する際は、かならず聲を出し履物を引きずって音を立て、相手に自分があることを氣づかせるべきで、黙ってそこに至ってはならない。相手がちょうど自分のことを話題にしていたら、おそらくたがいに氣まづくい、進退まなならないことになってしまう。まして中にはもの分らない人がいて、薄暗いところにひそんで、人の話をうかがう。これは争いを引き起こすきっかけであって、どうして久しくいっしょに住んでいられようか。とすれば人の住居では、人氣がなくひっそりしていると思つて、たやすく人を讒議してはならな

い。かならずそれを聞く者があるかも知れないと思え。ことわざに、「壁に耳あり」と言うが、どうしてそれを信ぜずにおれようか。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷一「睦親」第三四條「同居不可相議論」

同居之人、或相往來、須揚聲曳履、使人知之、不可默造。慮其適議及我、則彼此愧慚、進退不可。況其間有不曉事之人、好伏於幽暗之處、以伺人之言語。此生事與爭之端、豈可久與同居。然人之居處、不可謂僻靜無人、而輒議論人、必慮或有聞之者。俗謂「牆壁有耳」。又曰「日不可說人、夜不可說鬼」。

○四庫全書本は誤ってこの條を脱す。

2 『居家必用事類全集』乙集「袁氏世範・處己」第八條

同居之人、或往來、須揚聲曳履、使人知之、不可默造。慮其適議我、彼此慚愧。況其間有不曉事之人、好伏於幽暗處、以伺人之言。此生事與爭之端也。凡人居僻靜、不可輒議論人、必慮有聞之者。俗謂「牆壁有耳」、是也。

(注)

(1) 「默造」——朱熹『四書或問』卷二十四「論語・子張第十九」

に「專以反思默造爲功、而不時知其陷於異端」、また『晦庵集』卷三三「答欽夫仁疑問」に「聖人有不傳之妙、深思默造而後得之」など、「だまってある境地に到達する」という抽象的な意味として經書の解釋などに用いられ、ここでのように具體的な行動について言った例はめずらしい。

(2)

「牆壁有耳」——古くは『管子』「君臣下」に「牆有耳、伏寇在側」とあり、近い時代の用例としては『水滸傳』百回本第十六回「休得再提。常言道、隔牆須有耳、窗外豈無人」など類似表現がある。

(3) 日不可說人、夜不可說鬼——類似表現として、宋・文淑『異人錄』「螢火爲怪」に「俗詩曰、(白)晝無談人、談人則害生。

昏夜無說鬼、說鬼則怪至」(福建人民出版社校注本『類說』卷十二また『廣四十家小說』。知不足齋叢書本および函海本『江淮異人錄』にはこの記事無し)、また『全唐詩』卷八七七「諺謎・俗諺」に「白日無談人、談人則害生。昏夜無說鬼、說鬼則怪至」とある。

(八) 親隣不宜頻借

房族親戚隣居、其貧者纔有所闕、必請假焉。雖米鹽酒醋、計錢不多、朝夕頻頻、令人厭煩。如假借衣服器用、既爲損汚、又因以質錢、終至不償。借之者歷歷在心、日望其償、其借者非惟不償、又行行常自若、且語人曰、「我未嘗有纖毫假貸於它」。此言一達、豈不大招怨怒於人邪。

(譯)

親族や近所の人に、ものをしばしば貸すべきでない

近親者や親族・姻戚また近所の人で、貧しい者は少しでも足りないものがあれば、きつと貸してくれと頼みにくる。米や鹽、酒や酢など金にすれば大したことはないとはいえ、朝な夕なにしょっちゅうとなると、うんざりする。もし衣服や器物を貸すと、壊したり汚したりするだけでなく、またそれを質に入れてしまうので、結局返さないことになる。貸した方は一つ一つはつきりと氣に留めていて、日々借りた人が返すのを待っているのに、借りた方は返さないばかりか、そのうえ平生いつも泰然自若としていて、しかも人には、「自分はあの人からは、いまだかつてこれっぽっちも借りたことはない」などと言う。この言葉が貸した人の耳にひと

たびとどうものなら、どうして大いにその人から怨みや怒りを招かないことがあるう。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷一「睦親」第三七條「親戚不宜頻假貸」

房族親戚鄰居、其貧者纔有所闕、必請假焉。雖米鹽酒醋、計錢不多、然朝夕頻頻、令人厭煩。如假貸衣服器用、既爲損汚、又因以質錢。借之者歷歷在心、日望其償、其借者非惟不償、又行常自若、且語人曰、「我未嘗有纖毫假貸於他」。此言一達、豈不招怨怒。

(注)

(1) 終至不償——『袁氏世範』にはない。

(2) 豈不大招怨怒於人邪——『袁氏世範』の「豈不招怨怒」をこのように字數をふやしたのは、行を埋めるためであらう。

(提)

(九) 貧者隨力周濟

應親戚故舊有所假貸、不若隨力給與之。言借則我望其還、不免有所索。索之既頻、而負債反怒曰、「我欲償之、以其不當頻索、則姑已之」。方其不索、則又曰、「彼不下氣問我、我何爲而強還之」。故索亦不償、不索亦不償、終於交怨而後已。蓋貧人之假貸、初無肯償之意、雖有肯償之心、亦何由得償。凡親戚故舊、因財成怨者多矣。不若念其貧、隨吾力之厚薄、舉以與之。則我無責償、彼亦無怨也。

(譯)

貧者は財力に應じて助けよ

なべて親族・姻戚・舊知が金品を借りにきた場合は、自己の財力に應じてあげてしまった方がよい。貸し借りとなればこちらも返

濟を期待し、請求することになる。請求が度重なると、返さないでいる方は、「俺は返したいのだが、貸し主がしつこく返済を求めるのはけしからん。だからしばらく返さずにいるのだ」とぎやくに怒りだす。請求しないでおくと、こんどは、「あいつが頭をさげて取りにこないのだから、俺が無理に返してやるまでもない」と言いだす。だから請求しても戻ってこないし、請求しなくても戻ってこない。怨みあうようになるのが落ちだ。つまり貧乏人が借金するのは、はなから返そうというつもりはないし、返そうという気持ちがあっても、返せるはずがない。およそ親族・姻戚・舊知については、カネのことで怨みを抱くことが多い。ならばその貧窮を思いやり、こちらの財力の大小に應じてさっぱりと遣ってしまう方がよい。そうすればこちらは取り立てる必要もなく、むこうも怨むことがないだろう。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷一「睦親」第三八條「親舊貧者隨力周濟」

應親戚故舊有所假貸、不若隨力給與之。言借則我望其還、不免有所索。索之既頻、而負債冤主反怒曰、「我欲償之、以其不當頻索、則姑已之」。方其不索、則又曰、「彼不下氣問我、我何爲而強還之」。故索亦不償、不索亦不償、終於交怨而後已。蓋貧人之假貸、初無肯償之意、縱有肯償之意、亦何由得償。或假貸作經營、又多以命窮計拙而折閱。方其始借之時、禮甚恭言甚遜、其感恩之心、可指日以爲誓。至他日責償之時、恨不以兵刃相加。凡親戚故舊、因財成怨者多矣。俗謂「不孝怨父母、缺債怨財主」。不若念其貧、隨吾力之厚薄、舉以與之。則我無責償之念、彼亦無怨於我。

○宋本、寶顏堂秘笈本、四庫全書本は、冒頭の「應」を「一應」

につくる。

2 『居家必用事類全集』乙集「睦親」第四條は關連記事1とほぼ同文だが、「負債冤主反怒曰」を「負債者反曰」に、「不當頻索」を「頻索」に、「何爲而」を「何爲」に、「交怨」を「結怨」に、「縱有肯償之意、亦何由得償」を「縱其欲償、則將何償」に、「可指日以爲誓。至他日責償之時」を「指大誓日可表。及至責償之日」に、「凡親戚故舊、因財成怨者多矣」を「所謂因財成怨矣」に、「舉以與之」を「以與之」につくる。

(十) 覓子長幼異宜

貧者養它人之子¹、當於幼時。蓋貧者無田宅可養、暮年惟望其子反哺²、不可不自其幼時衣食撫養、以結其心。富者養它人之子、當於既長之時。今世之富人養他人之子、多以爲諱³。故欲及其無知之時、撫養所出至微之人。長而不肖、恐其破家、方議逐去、致有爭訟。若取於既長之時、其賢否可以粗見、必不破家矣。然多子亦不可輕與人。須俟其稍長、觀其爲人、然後付與、兩家獲福美哉。

(譯)

養子をさがすには成人がよいか幼児がよいか場合による

貧乏人が他人の子供を養子にするのであれば、小さいときにもらうべきである。貧乏人は生活の頼みとなる田畑屋敷もなく、老後はただ養子に恩返しで養ってもらうのを期待するのだから、幼い時から衣食の世話をし養い育てて、恩義を感じさせねばならない。金持ちが他人の子供を養子にするのであれば、大きくなってからもらうべきである。今時の金持ちは他人の子供を養子にするのを多く憚るため、ことさらに物心もつかないうちに、いたっていやしい出自の子供を養い育てようとする。その子が成人してろ

くでなしになると、家を食い盡くされるのを恐れ、その時になって追いだしにかかり、裁判沙汰を引き起こすこともある。大きくなつてから養子にもらえば、その賢否をあらあら判断することができるので、まず家を食い盡くされることもない。しかし子だくさんだといつても軽々に他人にやってはいけない。すこし大きくなり、人となりを見定めてから養子に出すようにすれば、兩家にとって幸せとなる。

(校)

○故宮本は本條以下を闕く。つまり養子や婚姻についての條を採録せずに前條をもつて「傳家遠慮」を終わっている。前條までの『世範』節録の部分について、故宮本は、版式が内閣本と同じで字體も似ている。他の箇所からも、故宮本が内閣本を覆刻したものであることが推測されるが、この箇所はこの推測の正しいことを強く裏づけるものである。「傳家遠慮」を標榜する部分が、財産の相續・分與、家内の平和、親戚故舊への援助ときて、養子・義子や子女の婚姻という「傳家」にとつて重要きわまりない教訓を採録しなかったとは考えにくい。「傳家遠慮」に「男女婚姻雜訓」までを含む内閣文庫本（あるいはそれが依據した未見の祖本）を覆刻するさいに、「覓子長幼異宜」以下を破損した本しか得られなかったために、その部分を闕いたまま版が刻された、それが故宮本であると考えられる。

○成化本は「撫養所出」を「既養所出」に誤る。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷一「睦親」第四一條「養子長幼異宜」

貧者養它人之子、當於幼時。蓋貧者無田宅可養、暮年惟望其子反哺、不可不自其幼時衣食撫養、以結其心。富者養它人之子、當於既長之時。今世之富人養他人之子、多以爲諱。故欲及其無

知之時撫養、或養所出至微之人。長而不肖、恐其破家、方議逐去、致有爭訟。若取於既長之時、其賢否可以粗見、苟能溫淳守己、必能事所養如所生。且不致破家、亦不致興訟也。

○百家名書本は、「當於既長」を「當如既長」につくる。

○四庫全書本は、「致有爭訟」を「致其爭訟」につくる。

2 『袁氏世範』卷一「睦親」第四三條「子多不可輕與人」

多子固爲人之患、不可以多子之故、輕以與人、須俟其稍長、見其溫淳守己、舉以與人、兩家獲福。如在襁褓即以與人、萬一不肖、既破他家、必求歸宗、往往興訟、又破我家、則兩家受其禍矣。

○百家名書本は、「獲福」を「護福」に誤る。

(注)

(1) 它人之子——血縁のない異姓の養子を指す。宋代では一部の地域で他人を養子にすることがひろく見られ、これが訴訟を多發させていたとの證言がある。たとえば宋・王得臣『塵史』卷三に、「閩中生子既多不舉、而無後者則養他人子、以爲息異日族人或出嫁女爭訟。其訟財無虛日、予漕本路、決其獄日不下數人。夫殺己子、至後世獄訟不已、豈非天戒歟」とみえる。

(2) 反哺——『後漢書』卷五七「趙典傳」に「且烏鳥反哺報德。況於士邪」割注・小爾雅曰、純黑而反哺者、謂之烏。春秋元命包曰、烏孝鳥也。宋・羅願『爾雅翼』卷十三「釋鳥」は、カラスについて以下のように記す。「烏、孝鳥也。始生、母哺之六十日。至子稍長、則母處而子反哺、其日如母哺子之數。故烏一名哺公」。

(3) 多以爲諱——異性養子についての議論は、『通典』卷六九「異

姓爲後議」にまとめられている。六朝時代にも、血縁のない子を養子にして宗祀を繼承させてもよいとする議論があった。「宋庠蔚之曰、四孤之父母、不得存養其子、豈不欲子之活、推父母之情、豈不欲與人爲後、而苟使其子不存耶。如此則與父命後人亦何異。既爲其後、何不戴其姓。「神不歆非類」、蓋舍己族而取他人之族爲後、若己族無所取而養他人者、生得養己之老、死得奉其先祀。神有靈化、豈不嘉其功乎。」しかし、『唐律』では、捨て子を養父の姓に改めて收養する場合を除き、異姓の男子を養子とすることは處罰の對象とされた(『唐律疏議』卷第十二「戸婚」一五七條)。後代の律例もこれを踏襲し、異姓養子を違法とした。ただし、注(1)にあげた資料や本條から知られるように、宋代以降も異姓を養子とすることは珍しいことではなかった。

(4) 故欲：至微之人——この部分、關連記事1では、物心つかないうちに養子にする、出自のいやしい子を養子にするの二つのことであつたが、節略のためひとつのことになっている。

(十二) 養義子當別嫌

賢德之人、見族人及外親子弟之貧、多收於其家衣食、教撫如己子。而薄俗乃有貪其財產、於其身後強欲承重、以爲某人嘗以我爲嗣矣。故高義之事、使人病於難行。惟當於平昔、別其居處、明其名稱。及娶妻而有前夫之子、接脚夫而有前妻之子、尤不可不早定、以息他日之爭。當質之於衆、明之於官、以絕爭端。若義子有勞於家、義兄弟有勞於己、亦宜早有所酬。不可拘文而廢恩義。

(譯)

義理の子を育てるには嫌疑を避けよ

善良な行ないのある人は、親族や姻戚の子弟が貧乏なのを見ると、自分の家に引き取って衣食の面倒を見て、わが子のように教育することが多い。ところがせちがらい世の中では、養い親の財産に欲が出て、親の死後にむりやり相續人になろうとし、その人はちゃんとわたしを跡継ぎにしましたと言いつて立てるようなこともある。だからこうした義舉というものは、行い難いことが惱みなのである。ただ平素から、住居を別にし、どのような名目で養っているのか明らかにしておくべきであろう。妻を娶って前夫との連れ子がいたり、夫の歿後に再婚した相手に連れ子がいたりするばあいには、とくに早くから決めて、後日の紛糾を防がねばならない。大勢の人の前で證言させ、官府にも届け、争いの芽を摘んでおくべきである。もしも、義理の子が家にたいして功績があり、義理の兄弟が自分について功績があれば、早めに報いておくべきであって、法律の細かな決まりにこだわって恩義に悖ることがあってはいけない。

(校)

○洪武本、成化本は「若義子有勞於家」を「有義子有勞於家」にくる。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷一「睦親」第四八條「收養義子當絕爭端」

賢德之人、見族人及外親子弟之貧、多收於其家衣食、教撫如己子。而薄俗乃有貪其財產、於其身後強欲承重、以爲某人嘗以我爲嗣矣。故高義之事、使人病於難行。惟當於平昔、別其居處、明其名稱、若己嗣未立、或他人之子弟年居己子之長、尤不可不

(注)

明嫌疑於平昔也。娶妻而有前夫之子、接脚夫而有前妻之子、欲撫養不欲撫養、尤不可不早定、以息他日之爭。同入門及不同入門、同居及不同居、當質之於衆、明之於官、以絕爭端。若義子有勞於家、亦宜早有所酬、義兄弟有勞有恩、亦宜割財產與之。不可拘文而盡廢恩義也。

(一)

接脚夫——夫に先立たれた妻が夫の家に留まったまま迎えた再婚相手のこと。『朱子語類』卷一〇六に接脚夫をめぐるある事件の顛末が記されている。「昔爲浙東倉時、紹興有繼母與夫之表弟通、遂爲接脚夫、擅用其家業、恣意破蕩。其子不甘來訴。初以其名分不便、卻之。後趕至數十里外、其情甚切、遂與受理、委楊敬仲。敬仲深以爲子訴母不便。某告之曰、曾與其父思量否。其父身死、其妻輒棄背與人私通、而敗其家業。其罪至此、官司若不與根治、則其父得不銜冤於地下乎。今官司只得且把他兒子頓在一邊。渠當時亦以爲然。某後去官想成休了、初追之急、其接脚夫即赴井。其有罪蓋不可掩」。

(二)

拘文——細かな法律の規定に縛られること。『漢書』卷五七下「司馬相如傳」に「且夫賢君之踐位也、豈特委瑣握覲、拘文牽俗」とある箇所に、顏師古は「不拘微細之文、不牽流俗之議也」と注す。

(十二) 養親戚慮後患

人之姑姨姊妹、及親戚婦人、年老而子孫不肖、不能供養者、不可不收養。然又須關防、恐其身後有不肖子孫卻妄經官司、稱其人因飢寒而死、或稱其人有遺下囊篋之物。官中受詞、必爲追證、不免有擾。

須於生前、令白之於衆、質之於官、稱身外無餘物。則免它日有後患。

(譯)

親族・姻戚のものを養うには後難に備えよ

父方母方のおばや自分の姉妹、親族・姻戚の女性が高齢をむかえ、子や孫がろくでなしで、扶養もできないとなれば、引き取って面倒を見ざるをえない。しかしまた警戒豫防すべきである。その死後に、ろくでなしの子や孫がお上に訴えて、その人は饑寒に迫られて死んだとか、その人には死後に遺した財物があつたと言いつて立てる恐れがあるからだ。官の側は、告訴を受けつけると、かならず事件關係者を拘引して尋問するので、難儀が降りかかることになる。生きているうちに、身一つの外は何もないことを大勢の前で言明させ、官府にたいしても證言させておくべきだ。そうすれば將來に災難がふりかかることもなくなる。

(校)

○北大本は「遺下囊篋之物」を「遺不囊篋之物」に誤る

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷一「睦親」第六十一條「收養親戚當慮後患」

人之姑姨姊妹、及親戚婦人、年老而子孫不肖、不能供養者、不可不收養。然又須關防、恐其身故之後、其不肖子孫卻妄經官司、稱其人因飢寒而死、或稱其人有遺下囊篋之物。官中受其牒、必爲追證、不免有擾。須於生前、令白之於衆、質之於官、稱身外無餘物、則免他患。大抵要爲高義之事、須令無後患。

2 『居家必用事類全集』乙集「睦親」第七條は關連記事一とほぼ同文、ただ「卻妄經官司」を「妄經官司」に、「受其牒」を「受詞」に、「不免有擾」を「所擾」に、「則免他患。大抵要爲高義之事、

須令無後患」を「凡要爲高義之事者、必當預防之」につくる。

(注)

(1)

受詞—『袁氏世範』は「官中受其牒」に作る。『居家必用事類全集』は、『事林廣記』とおなじ。官府に訴え出るのに牒文を用いることが、元代では一般的でなかったことを意識したものであろう。

(2)

追證—事件調査の過程で證佐や人證とよばれる事件關係者を取り調べ、場合によっては拘引して、事實の立證をすること。『舊五代史』卷一四七「刑法志」に、「應天下州使繫囚、除大辟罪以上、委所在長史速推勘決斷、不得傍追證對經過食宿之地。除當死刑外、並仰釋放、兼不許懲治」、『宋史』卷三六八「張憲傳」に「(張)憲被掠無全膚、竟不伏。(張)俊手自具獄成告(秦)檜、械憲至行在、下大理寺。檜奏召(憲)飛父子證憲事。帝曰、刑所以止亂、勿妄追證、動搖人心」とある。

(十三) 男女婚姻雜訓

息子や娘の婚姻についてのあれこれの教訓

(關連記事)

本條は、『袁氏世範』卷上「睦親」より婚姻にかかわる條項を選び、『事林廣記』編者がこれらを合併したものである。後述するように、うち一條は現存する『袁氏世範』の諸本に見えない。以下、元となった記事ごとに分段して番號を付し、譯注を加える。

(1)

男女議親、不可貪其閥閱之高、資産之厚。苟人物不相當、則子女終

身抱恨。況有不和而生它事者矣。

(譯)

息子や娘の婚姻にさいして、相手の家柄の高さや財産の大きさに目が眩んではいけない。もし本人同士の人物がつりあわなければ、息子や娘が一生恨みをいだくことになる。まして家庭不和から何か別の事件がおこることさえあるのだからなおさらである。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷一「睦親」第五五條「議親貴人物相當」は、「況有不和而生它事者矣」を「況又不和而生它事者乎」につくる。

(2)

人家有男雖欲擇婦、有女雖欲擇婿、又須自量我家子女如何。知我子凡下、若娶美婦、豈特不和、或生它事。如我女醜、彼家子美夫、萬一不和、卒爲所棄。男女婚嫁、切須自揣。

(譯)

人に息子がいて嫁を選ぶとし、娘がいて婿を選ぶとするばあい、我が子、我が娘が如何ほどのものかよくわきまえておくべきである。我が子が人並み以下であると知りつつ、美人の嫁をもらうと、家庭不和はもとより、何か事が起こるかも知れない。もし我が娘は醜いのに相手の方が美男子なら、萬一不和ともなれば、ついには離縁されてしまうかも知れぬ。子女の結婚にさいしては、よくよく身の程を知るべきである。

(校)

○北大本は、「如何。知我子凡下、若娶美婦、豈特不和、或生它事。如我女」の部分脱し、「自揣」を「自端」に誤る。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷一「睦親」第五六條「嫁娶當父母擇配耦」

有男雖欲擇婦、有女雖欲擇婿、又須自量我家子女如何。如我子愚癡庸下、若娶美婦、豈特不和、或有他事。如我女醜拙很妬、若嫁美婿、萬一不和、卒爲其棄出者有之。凡嫁娶因非偶而不和者、父母不審之罪也。

○百家名書本、寶顏堂秘笈本、四庫全書本は、「很」を「狠」につくる。

(3)

又男女、不可於幼小之時、便議婚姻。大抵女欲得託、男欲得偶、若論目前、悔必在後。蓋富貧盛衰、更迭不常。男女之賢否、須年長可見。若早議婚姻、事無變易、固爲甚善。或昔富而今貧、或昔貴而今賤、或所議之婿流蕩不肖、或所議之女狼戾不檢、從其前約、則難保家。背其前約、則爲薄義、爭訟由之而興矣。

(譯)

子女がまだ小さいときに婚姻を決めてはならない。たいてい娘には落ち着き先を、息子には連れあいをと望むものだが、目先だけを考えていると、きつと後悔することになる。貧富盛衰は常ならざるものだからだ。子女の賢否は年端がたってから明らかにする。もしも早くに婚姻を決めておき、何事も變わりなければ、むろんたいへんに目出度いことである。しかし以前は金持ちであったのが今は貧乏となり、以前は身分が高かったのに今は落ちぶれているということもある。決めた婿が出来損ないの放蕩者であったり、決めた娘が性惡で身持ちも悪かったりすると、昔の約束を守れば家を保てなくなり、昔の約束を反故にすれば義理を缺くこと

になる。このことで紛争や裁判沙汰が起きることもある。

(校)

○成化本は「背其前約」を「皆其前約」に誤る。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷一「睦親」第五四條「男女不可幼議婚」

人之男女、不可於幼小之時、便議婚姻。大抵女欲得託、男欲得偶、若論目前、悔必在後。蓋富貧盛衰、更迭不常。男女之賢否、須年長乃可見。若早議婚姻、事無變易、固爲甚善。或昔富而今貧、或昔貴而今賤、或所議之婿流蕩不肖、或所議之女很戾不檢、從其前約、則難保家。背其前約、則爲薄義、而爭訟由之以興。可不戒哉。

○百家名書本、寶顏堂秘笈本は「很戾」を「狼戾」に誤り、四庫全書本は「狼戾」につくる。

(4)

間有幼小議親、便取歸家。世俗所謂豚養者、鮮有圓全、長而此離者多矣。其故何在、蓋人之夫婦所以固結者、惟情慾而已。年及婚嫁、情竇已開、一見交固、雖有過失、各相吞容。若夫鬻鬻相聚、嬉戲致爭、飲食致爭、平時相怒、已積於胸中。縱及長成、雖已好合、而平昔積忿、終不能平、必至於睽離而後已。其故此也。

(譯)

子供の時に婚姻を取り決め、家に引き取ることがまま行われている。世俗ではこれを「豚養」というが、圓滿な夫婦となることは少なく、成長して離婚する者が多い。その理由は何か。思うに夫婦の結びつきは、ひとえに情と欲とによる。年頃となり結婚すると、性愛がすでに生じており、ひとたび固い交わりを結べば、たとえ過

失があっても、互いに我慢できる。しかし子供の頃から一緒にいると、遊んでは喧嘩をし、飲み食いしては喧嘩をするのだから、日ごろの怒りが胸のなかに溜まってくる。たとえ成長して、結ばれたとしても、昔からの鬱憤は水に流すことができず、かならず離れねばならなくなるまで噴出しつづける。うまくいかない理由はそれである。

(校)

○北大本は、「世俗所謂」を「出俗所謂」に誤り、「至於睽離」を「至於睽離」に作つくる。

○成化本は、「長而睽離」を「長而此離」に誤り、「至於睽離」を「至於睽離」につくる。

(關連記事)

本條は、現存する『袁氏世範』の諸本に見えない。また、この『事林廣記』を除き、本條を引用する文獻もみあたらない。Ebery 女史は『袁氏世範』英譯の前條「男女不可幼議婚」の末尾に次のような注記をしている。"The Yuan encyclopaedia *shi-lin kuang-chi* adds at this point a paragraph against the practice of taking in a future daughter-in-law as a child. Most likely this paragraph was added by an anonymous copyist" [Ebery 1984, p. 222 n. 80 参考文獻參照] 袁采の自刻あるいは家刻の『世範』には本條はなかったが、名を特定できぬ人物がこの條を書き加えた『世範』があり、『事林廣記』の編者はそれによって採録したというのが、Ebery 女史の推測である。これについては、あとの注(2)を参照されたい。

(注)

(1) 豚養——罕見の語であるが、童養媳のことを「豚養」と呼ぶ

(2)

習慣は、清代まで山西、河南方面に残っていたらしい。郭松義著『倫理與生活——清代的婚姻關係』（商務印書館 北京 二〇〇〇年）のなかで、「比如山西、河南一帶有叫豚養的。康熙（臨晉縣志）：『貧家之女、髮未養、齒未齠、將女送入男家、名曰豚養、俟及笄而上頭成婚』。豚是小猪、豚養就是像小猪那樣賤養着」と資料を引用しつつこのことを指摘している（第六章「童養媳」）。ただし、『事林廣記』のこの箇所「豚養」の語が見えることは、郭松義氏も觸れていない。

惟情慾而已——夫婦の結合は「情慾」のみであるとか、「情實」すなわち性欲の發現による男女の結合があればこそ、互いに過失を許容しあうのだ、というように情慾を肯定的にみる議論は珍しい。『禮記』『禮運』に、「飲食男女、人之大欲存焉」とあるように、儒家は必ずしも情慾を否定しないが、それを禮によって節制するという立場である。後漢の孔融の發言、「父之於子、當有何親。論其本意、實爲情欲發耳」（『後漢書』卷七〇「孔融傳」）のように父子關係を情慾によって説明するのは極端な例であるが、しかし夫婦の結合の基礎が情慾にあること自體は暗黙の前提であろう。ただそれを「惟情慾而已」と斷定的に明言するのは、やはり珍しい。まして朱子が天理人欲をやかましく言ったのと同時代においてはなおさらであろう。しかし『袁氏世範』を通じていうならば、人間關係や社會關係を論じるに際し、儒家倫理の原則という高所から出發するのではなく、つねに自然な人間の感情や現實の利害を懇切に論しながら教訓を垂れている。これは、たんに通俗平易をねらった説法とい

(3)

うよりは、袁采の人間觀や社會觀の發露であろう。「子弟有耽於情慾、迷而忘返」（『袁氏世範』卷二「人爲情感則忘返」）のように情慾への過度の耽溺を戒めた條がないわけではないが、夫婦という人間關係において情慾や性的結合がきわめて重要であるとの現實立脚の論は、『袁氏世範』の基調と必ずしも背馳するものではなく、またこの一條の文體も『袁氏世範』の他の部分との間に違和感はない。袁采以外の人物が、本條を書き入れたのであろうというEberly 女史の推測ももっともであるが、本條が『袁氏世範』の逸文である可能性もなお留保されるべきであろう。

(4)

情實已開——色氣づくこと。宋・呂祖謙『東萊集』外集卷六「門人周公謹所記」に、「教小兒當以正、不可便使之情實日開」、「朱子語類」卷七二に「古人說情實、實是罅隙、須是塞其罅隙、曰懲也」など、この時代にはおおむね否定的なニュアンスで用いられるが、ここではことの善惡ではなく、既成事實として述べられている。

(5)

鬢髻——たれ髪と剃り残した髪、いずれも子供の髪型、轉じて幼年期をいう。『後漢書』卷八三「周變傳」に、「始在鬢髻、而知廉讓」とある。

(6)

好合——夫婦が仲睦まじいこと。『詩經』「小雅・常棣」に、「妻子好合、如鼓瑟琴」とある。「好」は去聲。

(7)

亦有因親致親^①、亦不相忘、此最風俗好處。然其閒婦女無遠識、多因相熟而從簡、至於相忽、遂至相爭不和、反不若素不相識而驟議親者。故凡因親議親、最不可托熟闕其禮文、又不可忘其本意、極於責

備、則兩家周致、無它患矣。故有姪嫁於姑家、獨爲姑氏所惡、甥嫁於舅家、獨爲舅妻所惡、姨女嫁於姨家、獨爲姨氏所惡。皆由玩易於其初、禮薄而怨生也。

(譯)

また親戚の中から結婚相手を選ぶことがあるが、これまた兩家の交誼を忘れないことであり、もっとも好ましい風習である。しかし婦女には先々までの配慮を持たない者もあり、氣のおけない間柄であるため萬事粗略になり、相手をないがしろにしたため、とうとう喧嘩仲違いになることも多い。これではもともと面識がないところから結婚相手を決めるほうがましである。だから親戚から結婚相手を選ぶならば、親しいことにかこつけて禮儀を缺いてはならないし、もともとの意圖をかえりみず、禮儀の缺如をあまり責め立てるのもよくない。このようにすれば兩家の交際も行き届いたものとなり、なにも心配ごとはないであろう。だから姪が父方のおばさんの家に嫁いで、そのおばさんにだけ憎まれたり、姪が母方のおばさんの家に嫁いで、おじさんの妻にだけ憎まれたり、姪が母方のおばさんの家に嫁いで、おじさんにだけに憎まれたりするの、すべて初めに軽く考えて、禮儀を丁重にしなかったのが怨みが生じたためである。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷一「睦親」第五八條「因親結親尤當盡禮」

人之議親、多要因親及親、以示不相忘、此最風俗好處。然其間婦女無遠識、多因相熟而相簡、至於相忽、遂至於相爭而不和、反不若素不相識而驟議親者。故凡因親議親、最不可託熟闕其禮文、又不可忘其本意、極於責備、則兩家周致、無它患矣。故有姪女嫁於姑家、獨爲姑氏所惡、甥女嫁於舅家、獨爲舅妻所惡、

姨女嫁於姨家、獨爲姨氏所惡。皆由玩易於其初、禮薄而怨生、又有不審於其初之過者。

(注)

(1) 因親致親——いわゆる「親上加親」、おもに異姓のいとこの間の結婚をいう。それがうまくいかなかった例として、袁采の同時代人である詩人の陸游が、母の姪にあたる唐婉と結婚したものの、母が嫁を嫌ったため離縁させられた話が有名である。

(6)

凡人嫁女、須隨家力、不可勉強。然或財產寬餘、亦不可視爲它人、不以分給。今世固有生男不得力、而依託女家、而身後葬祭皆由女子者。豈可謂生女之不如男也。稍或家道尋常、必欲望高、陪費財產、致破自家、亦不深思之過也。

(譯)

だれでも娘を嫁がせるには、(嫁資は)財力相應にし、無理をしてはいけない。しかしもし財産に餘裕があるならば、他人面をして資財を分け與えないようでもない。今時、男の子があっても役立たずで、娘の嫁ぎ先に頼ったり、死後の葬式祭禮みな娘に面倒をみてもらう者もいるから、子供を生むなら娘より息子の方がよいとも言えない。ただし家の財力が普通であるのに、どうしても高望みをしようとして、(嫁資のため)財産をすりへらし、破産してしまうようなことは、また深く考えないことから起こる過ちである。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷一「睦親」第五九條「女子可憐宜加愛」

嫁女須隨家力、不可勉強。然或財產寬餘、亦不可視為他人、不以分給。今世固有生男不得力、而依託女家、及身後葬祭皆由女子者、豈可謂生女之不如男也。大抵女子之心、最爲可憐。母家富而夫家貧、則欲得母家之財以與夫家、夫家富而母家貧、則欲得夫家之財以與母家。爲父母及夫者、宜憐而稍從之。及其男女嫁娶之後、男家富而女家貧、則欲得男家之財以與女家、女家富而男家貧、則欲得女家之財以與男家。爲男女者亦宜憐而稍從之。若或割貧益富、此爲非宜、不從可也。

(注)

(1) 女家——通常、婚姻關係の文脈において、「女家」とは娘を嫁にだす側の家(婿側を「男家」という)を指すが、ここでは娘の嫁ぎ先、あるいは嫁いでいった娘をいう。『事林廣記』が省略した部分の「男家」「女家」も息子の家、娘の家の意味である。

(2) 生女之不如男——梅聖俞「汝墳貧女」詩(宛陵集)卷七)に「生女不如男、雖存何所當」とある。

(3) 稍或…過也——この部分は『袁氏世範』にはない。またここに見える「陪(賠)費」という語は、税・役など公的負擔にまつわって損害を被ることを言うのが通例である。結婚など私的な支出によって財産をすり減らすという文脈で「陪費・陪費」というのは奇妙に感じる。あるいは、ここでの「陪」は、陪嫁、陪送、つまり嫁入り道具を意識して使われていると見るべきかも知れない。

(7)

大抵嫁娶媒言、不可盡信。其言語反覆、給女家則曰「男富」、給男

家則曰「女美」。至有給女家則曰「男家不求備禮」、且明出聘定之資、給男家則厚其所遣之賄、且虛指數目者。輕信其言而成婚、則責恨見欺、夫妻反目、至於此離者有矣。大抵嫁娶固不可無媒、而媒者之言不可盡信、大抵若此。尤當謹察。

(譯)

たいてい婚姻の仲人の言葉は、鵜呑みにしてはいけないものだ。言うことがころころ變わり、女方の家を欺いて、「男方は金持ちだ」と言い、男方の家を欺いて、「女は美人だ」という。女方の家を欺いて、「男の方は、立派な嫁入り支度は求めている」と言って、しかも結納金を明示し、男方の家を欺いて、嫁入り支度の費用を誇張し、しかもその数字をでっち上げる者までいる。輕々にその言葉を信じて結婚すれば、騙されたことを責め恨み、夫婦も反目して、離婚してしまうこともある。婚姻にはむろん仲人が必要であるが、しかし仲人の言うことをすべて信じてはいけないというのは、たいていはこのようである。慎重に確かめるべきであろう。

(校)

○成化本は、「至有給女家」の「給」を脱し、「則厚其所遣之賄」を「不可其所遣之則」に誤る。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷一「睦親」第五七條「媒酌之言不可信」

古人謂、周人惡媒、以其言語反覆。給女家則曰「男富」、給男家則曰「女美」、近世尤甚。給女家則曰「男家不求備禮、且助出嫁遣之資」、給男家則厚其所遣之賄、且虛指數目。若輕信其言而成婚、則責恨見欺、夫妻反目、至於此離者有之。大抵嫁娶固不可無媒、而媒者之言不可盡信如此。宜謹察于始。

2 『居家必用事類全集』乙集「袁氏世範・睦親」第六條

古人謂、周人惡媒、以其言語反覆。給女家則曰「男富」、給男家則曰「女美」、近世尤甚。若輕信其言而成婚、則夫妻反目、至於此離者有之。大抵嫁娶固不可無媒、而媒者之言不可盡信如此。宜謹察于始。

(注)

- (1) 明出聘定之資——『袁氏世範』は、女側の婚資を援助することだが、『事林廣記』は「聘定」すなわち結納になっており、それに對應して「助」を「明」につくる。また『袁氏世範』のようならば、この句は仲人のせりふとなるが、後の「且虚指數目」との對應からすると、地の文の方がふさわしい。
- (2) 所遣之賄——「遣」は「嫁遣」のこと。『袁氏世範』の「所遷」ならば引越しのこととなるが、不適當であり、誤字かと疑われる。

- (3) 古人謂——『戰國策』卷二九「燕一」にみえる燕王と蘇代の會話が、周における婚姻の仲人への嫌惡を述べる。「燕王謂蘇代曰、寡人甚不喜詔者言也。蘇代對曰、周室賤媒、爲其兩譽也。之男家曰女美、之女家曰男富。然而周之俗、不自爲取妻。且夫處女無媒、老且不嫁。舍媒而自銜、弊而不售。順而無敗、售而不弊者、唯媒而已矣。且事非權不立、非勢不成。夫使人坐受成事者、唯詔者耳。王曰、善矣。」

(8)

人家有孤女承分者、必隨力厚嫁。合得田產、必依條分給。^①若各於目前、必致嫁後有所陳訴。

(譯)

家に父親を失って財産分けに預かるべき娘がいれば、かならず財力の及ぶかぎり立派に嫁入り支度をしてやり、遺産として得るべき田畑は、かならず法令に則って分與する。もしも、目前のことを惜しめば、かならず嫁いだ後で訴えられることになる。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷一「睦親」第四九條「孤女財産隨嫁分給」

孤女有分、必隨力厚嫁。合得田產、必依條分給。若各於目前、必致嫁後有所陳訴。

○四庫全書本はこの條を缺く。

(注)

- (1) 依條分給——兩親を亡くした女兒に家産を相續させるべき事は、『元典章』卷十九戸部五「田宅・家財」の「戸絶有女承繼」の條にみえるように、元代においても確認されていた。

(9)

間有寡婦再嫁、或有孤女年未及嫁、如内外親姻有高義者、寧若與之議親、使鞠養於舅姑之家、俟其長而成親。若隨母而歸義父之家、則嫌疑之間、多不自明。

(譯)

寡婦が再婚するとき、適齡期前の娘がいることがある。親族姻戚に德義の者があれば、むしろこの娘のために婚姻を定めてやり、將來のしゅうと、しゅうとめの家で養育し、成長するのをまって結婚させるのがよい。もし母親の連れ子として義父の家に入ると、嫌疑のかかることについて、はっきりさせることができなく

なる場合が多い。

〔關連記事〕

1『袁氏世範』卷一「睦親」第五〇條「孤女宜早議親」は、最初の「閒有」がない以外は同文。

〔注〕

(1) 鞠養於舅姑之家——將來の結婚相手の男子のいる家で養育してもらったのであるから、本條の(4)でも論じられている童養媳に出したほうがよいという主張である。

(岩井)

解説

『事林廣記』所引の『袁氏世範』について

『事林廣記』「人事類上」は、南宋の人、袁采(一一四〇頃—一一九二以後)が著わした世俗教訓書『袁氏世範』からの選録からなる。ただし兩者の間には多くの相違がみられ、その關係は複雑である。

まず現行の『袁氏世範』は、卷上「睦親」、卷中「處己」、卷下「治家」、の三卷から成るが、『事林廣記』では、最初の「立身規戒」が卷二「處己」、次の「治家法度」が卷三「治家」、最後の「傳家遠慮」が卷一「睦親」に各々相當し、配列の順序が異なる。また各章の中の條目の配列も兩者の間に大きな相違がある。なお『事林廣記』の内閣本、故宮本、北大本、洪武本、成化本は、故宮本が「傳家遠慮」の第十條以下を缺き、また各々些少の誤字があるのを除き、基本的にみな同文同配列であるが、和刻本のみ異なり、和刻本の庚集卷五「治家規訓」が内閣本の「治家法度」(『袁氏世範』卷三「治家」)に、同卷七「立身箴誨」が内閣本の「立身規戒」(『袁氏世範』卷二「處己」)

に相當し、内閣本の「傳家遠慮」(『袁氏世範』卷一「睦親」)に相當する部分は和刻本にはない。表にするとな下のようになる。なお和刻本庚集卷六は「牧畜便宜」で、關係がない。

第二に、『事林廣記』(内閣本、和刻本とも)では、『袁氏世範』の複数の條目が一つにまとめられている場合が少なくない。その結果、『事林廣記』の「立身規戒」は、『袁氏世範』卷二「處己」全六十八條のうち二十三條を選んで、それを二十條にまとめ、「治家法度」は『袁氏世範』卷三「治家」全七十四條のうち五十二條を選んで、それを三十三條にまとめ、「傳家遠慮」は『袁氏世範』卷一「睦親」全六十四條のうち二十一條を選んで、それを十三條にまとめている。またその配列も『袁氏世範』とは大きく異なる。和刻本卷七「立身箴誨」は、内閣本の「立身規戒」と條數、配列ともに同じであるが、卷五「治家規訓」は『袁氏世範』卷三「治家」全七十四條から六十條を選び、それを四十條にまとめる。したがって内閣本「立身規戒」より七條多いことになる。なお『居家必用事類全集』乙集卷三「袁氏世範」もまた、『袁氏世範』からの選録であるが、その順序は「睦親」「處己」「治家」の章立ての順は同じであるものの、中の條目の順序は、これまた『袁氏世範』、『事林廣記』のいずれとも一致しない。以上についての詳細は後掲の表を参照されたい。

第三に、『袁氏世範』の宋本およびそれにもとづく知不足齋本には、各條に小題がついているが、これを『事林廣記』各條の小題と比

袁氏世範	内閣本	和刻本
卷一「睦親」	3「傳家遠慮」	
卷二「處己」	1「立身規戒」	卷七「立身箴誨」
卷三「治家」	2「治家法度」	卷五「治家規訓」

べると、似たものが多いものの、『袁氏世範』の小題の字数が區々であるのに對して、『事林廣記』の方はすべて六文字に統一されている（別表参照）。このことは、『事林廣記』の小題が『袁氏世範』のそれをもとに整理されたものであることを暗示しよう。なお和刻本と内閣本の小題はすべて一致する。また『居家必用事類全集』には小題がない。

第四に、『事林廣記』と『袁氏世範』の文章を比べると、『事林廣記』は『袁氏世範』の文章を節略もしくは増補したものが少なくない。節略増補は、複数の條をひとつにまとめた場合のみならず、單獨の條にも見られる。また内閣本と和刻本を比較すると、和刻本の文章は『袁氏世範』に近い箇所と内閣本に近い箇所があり、兩者の中間段階の様相を呈している。このことは『袁氏世範』から『事林廣記』への文章改變に、少なくとも二つの段階があったことを意味するであろう。

第五に、『事林廣記』には、「治家法度」第八條にみえる子供が路上で遊ぶことの危険についての話題、また「傳家遠慮」第十三條「男女婚姻雜訓」（4）の童養媳についての話題のように、少數ながら『袁氏世範』には見えない内容の文がある。

以上は『袁氏世範』と『事林廣記』との錯綜した繼承關係をうかがわせるものであるが、すでに述べた如く、『袁氏世範』から『事林廣記』への改編には、和刻本、内閣本と少なくとも二つの段階があったと考えられる。まず和刻本がもとづいた泰定刊本、もしくはそれがさらに用いた底本は、『袁氏世範』の複数の條を一つにまとめ、各條の順序を入れ替え、さらに小題を六字に統一した。次に内閣本もしくはそれが據った底本において、泰定本の文章にさらに手が加えられ、かつ「治家規訓」の七條を省き、順序も一部入れ替えて「治家法

度」とした。もっともこれは一番單純な推定で、内閣本もしくはその底本が直接、泰定本に據ったという證據はないから、兩者の間にさなる段階があった可能性も當然ある。

ところでこのような改編中とくに文章の増減については、『袁氏世範』を詳しく研究されたEbery女史に、『事林廣記』では、「The endings of passages were often cut to avoid starting a new line of text」（テキストが新しい行から始まるのを避けるために、終りの部分が省略された。参考文献2の三三三頁）という興味深い指摘がある。今これを内閣本に照らして考えてみると、たとえば「傳家遠慮」の第五條から第九條までは、すべて最後の行に字がいっぱい詰まり、空白がない。そしてたとえば、その第七條をそれに相當する『袁氏世範』の原文と對照すると、『袁氏世範』最後の「又曰日不可説人、夜不可説鬼」を省き、その代わりに「其說寧不信然」とすることで、行末びったりに終わっており、たしかにEbery女史の指摘のことに思える。

ただしEbery女史は、『事林廣記』の省略の場合のみを述べられたが、實はその反對に、文字數を増やした場合もあるのであって、たとえば第八條では、『袁氏世範』末尾の「豈不招怨怒」を「豈不大招怨怒於人」と引き延ばすことによって、行を滿たしている。これを見ると、『事林廣記』編者の意圖は、行數を節約するというよりは、むしろ空白を残さない點にあったのではないかと想像されるのである。第七條の場合も單なる省略ではなく、省略したうえで空白を埋めるにびったりの字數の句「其說寧不信然」（内容上はなくてもがなの無意味な句である）を入れたと言った方が適當であろう。同じことは第五條、第九條についても言える。單に行數を節約するためであれば、内閣本のこの巻の末尾に七行もの空白があることの説明が

かない（もともと内閣本の據った底本の行數がちがっていれば話は別であるが）。

一般に營利出版業者が、コストを削減するためにテキストの文字を節略することは、明代の坊刻本などによく見られる現象であるが、このように努めて空白を残すまいとする例はめずらしい。これまた空白を残さないことによって、いかにも内容が豊富であるという視覚的印象を讀者にあたえようとした出版業者の營業努力の一環であったと想像されよう。内閣本では、「傳家遠慮」の第五・九條につづく、第十一・十二條も最後の行に一字の空白があるのみで、この部分は版面が字でぎっしり詰まっているという印象を強くあたえており、他にも似た箇所があることから、全般にわたってではないにせよ、部分的にこのような努力がなされたことは明白と思える。内閣本には、この他にもたとえば前集卷七「人紀類」の「警世之圖」「競辰之圖」の文章のように、空白のまったくない箇所がままあり、これが全書にわたる編者の方針であったことをうかがわせる。このことは、當時の出版業者の營業意識を考える上で、興味深い事實であろう。

ただしここにもう一つの問題がある。それは、このような空白を埋める努力が内閣本もしくはその底本の編者によってのみなされたのか、それとも和刻本の底本である泰定本においてもすでに行われていたのかという問題である。右の「傳家遠慮」の諸條は、和刻本に「傳家遠慮」に相當する部分がないため比較できないが、内閣本において空白のまったくない條は、このほか、「立身規戒」の第十・十一條、「治家法度」の第一・第九・十二條がある。これらの條を對應する和刻本と比べると、やはりその多くに最後の部分の文字の増減が見られるのである。ただしこのうち「治家法度」の第十一條・第十二條は、内閣本と和刻本で同じ字數であるが、「立身規戒」の第十條は

十字、十一條は四字、「治家法度」の第一條は四字、それぞれ和刻本の方が内閣本より字數が多い。とすればこれらの條は、内閣本では空白がないが、和刻本の底本である泰定本では、少なくとも全部がそうではなかったことになる。泰定本の版式が分らない以上（ただし和刻本とはおそらく異なっていたであろう。また和刻本には行が字でいっぱいになる現象はみられない）、これ以上の推論は不可能であるが、常識的に考えて、泰定本もしくはその底本の編者が『袁氏世範』の文字を増減した際に、内閣本と同じく空白をなくす、あるいはそれをできるだけ減らすよう配慮したことは十分にありえたであろう。いずれにせよこのような文字の増減は、内容上の理由からではなくむしろ形式のために行われたものであり、また泰定本、内閣本もしくは各々の底本のどれであれ、ともかく『事林廣記』の編者によってなされたに相違ない。

しかし『袁氏世範』と『事林廣記』の相違は、このような出版上の形式的な理由によってのみ説明できるものではない。文字の異同についても空白の有無とは無關係な箇所は隨所にみられる。まして複數の條を一つにまとめ、配列を變えたのは、形式的な理由ではないであろう。ではこのような版面の形式にかかわらない改編は、いったい誰によって行われたのであろうか。むろんこれも『事林廣記』の編者の手になると考えることもできるが、『袁氏世範』と『事林廣記』の錯綜した關係を見れば、『事林廣記』の據ったテキストがはたして現行の『袁氏世範』とまったく同一のものであったかどうかについて、強い疑問を覺えずにはいられないのである。以下、この點について具體的に述べてみよう。

まず第一の疑問は、内閣本の「立身規戒」・「治家法度」・「傳家遠慮」が、『袁氏世範』の配列とは異なっている點である。『袁氏世範』

の「睦親」・「處己」・「治家」という配列は、これだけを見れば特に問題がないように思えるが、内閣本と比較する時、やや奇妙な印象をもたざるをえない。常識的に考えれば、このような場合、まず自分の身を修め、ついで家を治めて、最後に宗族全體にまで及ぼす方が自然であろう。それはまた『大學』にいう「修身齊家」の道理にもかなっている。むろん『袁氏世範』の「治家」は、家屋の建造など實際的な事柄を説いたものが多く、『大學』の「齊家」とは趣旨が異なるが、それにしても『袁氏世範』の配列は奇妙である。もしこれが元來の順序であるなら、内閣本もしくはその底本の編者は、それを『大學』などの趣旨に合致するように入れ替えたと考えられよう。

次に、右の配列が和刻本では、「治家規訓」「立身箴誨」となっており、『袁氏世範』とも内閣本とも逆であり、しかも「睦親」に當たる部分がない點である。和刻本の庚集は、卷一「涉世良規門」、卷二「四民安業・農田急務・旅行雜記」、卷三「農桑門」、卷四「訓戒嘉言」、卷五「治家規訓」、卷六「畜牧便宜」、卷七「立身箴誨」、卷八「仕途守要」、卷九「事物綺談」、卷十「至元譯語」という構成になっている。これを見ると、ある程度は編者の意圖を察することができ、しかし「農田急務」、「農桑門」、「畜牧便宜」と関連する主題がばらばらになっていることから分かるように、必ずしも整合性のあるものではない。「治家規訓」「立身箴誨」の間に「畜牧便宜」がはさまっており、これを元來の底本の順序と考える必要はないであろう。また底本には「睦親」に相當する部分もあったが、それは『事林廣記』では採られなかったと考える方が自然である。もしそうであるならば、その底本の編者は『事林廣記』の編者ではなかった可能性が高いであろう。

第三に、『袁氏世範』と『事林廣記』の各條の配列については、ど

ちらがより整合的であるかは決めがたい。ただ『事林廣記』「立身規戒」(和刻本「立身箴誨」)は『袁氏世範』の「處己」に相當するが、その第一條冒頭が「處己接物」である點が注目される。『袁氏世範』では、この條は第十二條である。このことは、『袁氏世範』「處己」の第一條があるいは『事林廣記』のようではなかったかという疑いを抱かせるものであろう。ちなみに『袁氏世範』「睦親」第一條の冒頭は「人之至親」、また「治家」第一條の冒頭は「人之居家」と、いずれも章題と同じ文字(親と家)を含んでいる。

第四に、『事林廣記』が『袁氏世範』の複数の條を一條にまとめた例についてである。これらの條においては、『袁氏世範』で續いている條を順番どおり一つにまとめた場合が多いが、逆につないだ場合もあり、中には「立身規戒」の第十八條のように、『袁氏世範』の第三六條、第十一條と遠く離れた二つの條文を結んだケースさえある。これなどは、もし『事林廣記』の改編だとすれば、編者はよほど『袁氏世範』を熟讀し、細心の注意をもって配列を考えたことになるう。

第五に、『事林廣記』にのみ見え、『袁氏世範』にはない文章の存在である。「傳家遠慮」第十三條「男女婚姻雜訓」(4)はその代表例であるが、この條は、『袁氏世範』「睦親」の第五五條以下八條をまとめた中にさりげなく置かれている。これがもし『袁氏世範』以外からの挿入であるとするならば、あまりにも藝が細かすぎはしないか。むしろこの(4)も、『事林廣記』が據った底本にはあったと考える方が自然であろう。(4)の内容、文體が『袁氏世範』の他の部分と調和していることについては、該條の注を見られたい。

第六に、『居家必用事類全集』所引の『袁氏世範』が、まれに『事林廣記』と一致する點である。たとえば内閣本「治家法度」第五條は、『袁氏世範』諸本との異同の多い條であるが、その「焚毀」の二

字は『居家必用事類全集』とのみ一致する。また「治家法度」第二六條は、『袁氏世範』の二つの條を併せたものであるが、『居家必用事類全集』でも同じく二條が一つになっている。さらに『居家必用事類全集』の「睦親」には、『袁氏世範』では「治家」に入っている條文が紛れ込んでゐる。これらのことは、『袁氏世範』のテキストに現行本とは異なる別本があったことを示唆するものではあるまいか。

第七に、『事林廣記』は、その角書きに「群書類要」と銘打つように、様々な書物からの抜粹からなり、その際、たいていの場合は引用した書名を明記している。ところがここでは『袁氏世範』をこれだけ大量に引用しているにもかかわらず、『袁氏世範』の名はどこにもみえない。むしろすべての引用書名を擧げてゐるわけではないが、まるまる一卷、一つの書を引用しながら、その名を擧げないのは、やはり不審であろう。『事林廣記』の編者が用いた底本には、あるいは『袁氏世範』の書名がなかったのかもしれない。

最後に、「人事類下」の「莅官政要」に二條（第五、第二）『袁氏世範』が引用され、また「處己警語」にも『袁氏世範』にみえる諺が使われていることである。これまた『事林廣記』編者の巧妙なアレンジとみるか、それとも底本の段階で『袁氏世範』の本文がばらばらになつていたと考えるか、いずれかであろう。

以上、確實な證據といえるものは一つもないが、疑問もこれだけ立てば現實味を帯びてくる。そこで最後に、現行本『袁氏世範』の諸テキストとその成立の経緯を見てみよう。

現行の『袁氏世範』諸本には、著者、袁采の淳熙六年（一一七九）の序をもつものと、同じく袁采の紹熙元年（一一九〇）の跋をもつものの二つの系統がある。序と跋は、記年と置かれた場所が巻頭、巻末と異なるだけで、内容は同じであり、いずれも著者が本書を刊行し

た経緯を述べる。この二つの系統のテキストは、配列は同じ、文字も若干の異同があるだけであり、最大の相違は、前者には各條の小題がなく、後者にはある點である。

（一） 淳熙六年序刊本系統

1 『由醇錄』所收本（臺灣國家圖書館藏舊北平圖書館藏本）

明の沈節甫が教訓書を集めて刊行したもの。萬曆二十四年（一五九六）刊。この本には、淳熙五年（一一七八）の劉鎮の序、淳熙六年の袁采の序、および劉鎮の序についての袁采の識語がある。

2 『百家名書』所收本（內閣文庫藏）

明の胡文煥が刊行した叢書、萬曆三十一年（一六〇三）刊。劉鎮の序のみがあり、「睦親」第四七條と「治家」第四二條を缺き、「處己」第六八條の後半がない。なお胡文煥が刊行したもう一つの叢書、『格致叢書』にも『袁氏世範』は收められているが、劉鎮の序を削除した以外は、『百家名書』本と同じ。

3 『寶顏堂秘笈彙集』所收本

明の陳繼儒、李日華が刊行した叢書。泰昌元年（一六二〇）―天啓二年（一六二二）間の刊行。この本には、巻頭に萬曆五年（一五七七）の余毅中の序があり、それによると宋本に據って重刊したもので、巻末に淳熙六年の袁采の跋（『由醇錄』本の序と同じもの）があることから、いわゆる宋本とは淳熙六年序刊本であったことが分かる。ただし『百家名書』と同じく「睦親」第四七條と「治家」第四二條を缺き、「處己」第六八條の後半がないほか、所々にこの本のみの文字の異同、誤字がある。陳繼儒が刊行したもう一つの叢書『重編百川學

海』所收の『袁氏世範』はこの本と同じ。また『唐宋叢書』、『重校說郭』所收の『袁氏世範』選録本も、この本に據ったと考えられる。

4 『四庫全書』所收本

『永樂大典』本に據って校勘したもので、卷頭に劉鎮の序、袁采の識語、卷末に淳熙六年の袁采跋がある。ただし條の分け方が他本と異なるほか、誤脱がかなりある。

(二) 紹熙元年序刊本系統

1 宋本（中國國家圖書館藏）

卷頭に劉鎮の序、袁采の識語が補寫されており、卷末に紹熙元年の袁采の跋（内容は淳熙六年の序跋と同じ）がある。さらに方旰編『集事詩鑑』（序文の題は『増廣世範詩事』）があり、最後に袁采の子孫である明の袁表、袁襲および清の袁廷樞の識語が補寫され、さらに朱筆による清の韓應陞の識語がある。この本には、まず各條の框郭外上部に小題が刻されている。したがってこれらの小題は元來あったものではなく、後につけられた可能性が高いであろう。小題の一部は漫漶のためよく見えない。次に、一部の條の冒頭の文字右側に陰刻による通し番號が付されている。番號があるのは、「睦親」第一條が「一」、同第六一條が「六一」、「處己」第七條が「七一」（「睦親」は六十四條あるので、通しでは七十一番目になる）、同第十七條が「八一」、同第二十七條が「九一」、同第三十七條が「百一」、同第四十七條が「百十一」、「治家」第三十九條が「百七十一」の計八か所である。これによると、元來は第一條から十條ごとに番號が付されていたであろう。また通し番號が付されているということは、元來、「睦親」「處己」「治家」という章分けがなかったことを示唆しよう。その他、こ

の本には全書にわたり、破音字に聲調を示す圈發が付されている。この本は、通し番號が一部にしかないことなどから考えて、紹熙元年序刊本ではなく、その翻刻本であろう。潘宗周『寶禮堂宋本書錄』に著録。

2 『知不足齋叢書』本

1の宋本にもとづく翻刻。ただし若干の誤刻がある他、宋本「治家」第十三、十四條を一つに併せる。したがって「治家」の條数が宋本より一つ少ない。また宋本の缺けて讀めない小題の字を補っている。

その他、臺灣の『國立故宮博物院善本舊籍總目』に、萬曆三十一年刊の『袁氏世範』が著録されているが、未見。

以上、要するに小題の有無以外、テキスト間に大きな相違はないが、宋本によって、元來は章分けがなかったらしいこと、また小題は後につけられたことが分かる。

そもそも袁采の自序に、「采は朴鄙にして世俗の事を論ずるを好むも、性として多く忘る。人よくその前言を誦する者あるも、己は或は記憶せず、續くるに言う所を以てこれを私に筆し、久しくして編を成せり。假りてこれを録する者頗る多く、あまねく應じる能わず、乃ち木に鋟して傳えんとす」とあるように、この本は計畫的に書かれたのではなく、折に觸れ備忘のために書いたものが、長い間にたまって書物となったのである。したがって内容に一貫性、あるいはテーマ別の確固たる分類があるわけではなく、「睦親」「處己」「治家」という章立ても便宜的なものに過ぎない。たとえば「睦親」第十四條「子弟不可廢學」と「處己」第五八條「子弟當習儒業」のように、似た趣旨の條が別々の章に収められている場合も少なくない。しか

もそれが寫本で流布していたというのである。傳寫の過程で再編集が行われ、配列、條分け、本文などに變化が起ったであろうことは十分に想像できよう。

さらに袁采の自序、劉鎮の序、それに對する袁采の識語を總合すると、この本の題は元來「俗訓」であつたのを、劉鎮が「世範」に改めるように勧めたが、今度は袁采と同年の鄭景元が、「世範」という題は僧越の嫌いがあるので、もとの「俗訓」にもどすよう手紙で忠告し、袁采もそれをもっともととして一度は翻意したものの、結局は劉鎮の意見を容れて「世範」にしたという複雑な経緯をたどっている。その過程においても、おそらく改編が行われたであろう。

つまり『袁氏世範』は、南宋から元にかけて、現行のテキスト以外のさまざまな形態のテキストによって流布していた可能性がきわめて高いのであつて、そのような別本のどれかを『事林廣記』の編者が底本として利用したとしても、なんら不思議はない。現行『袁氏世範』のテキストと『事林廣記』の相違を見ると、その可能性は否定できないであろう。そして『事林廣記』編者の改編がその上に加わり、現行本『袁氏世範』と『事林廣記』の關係は、さらに複雑なものとなつたのである。あるいはそうではなく、『事林廣記』がもちいたのは、やはり現行本と同じ『袁氏世範』であつたとすれば、編者は『袁氏世範』を熟讀し、かつそれを自分の意圖によって積極的に再編集したことになる、それはそれで興味深い事實であるにちがいない。

このように『事林廣記』所引の『袁氏世範』は、『袁氏世範』の本文、その成立過程と流布狀況を考えるうえで貴重であるばかりでなく、また南宋、元代における出版事情の一端を知るためにも興味深い資料となっているのである。

(参考文献)

- 1 西田太一郎譯『袁氏世範』創元社 一九四一
- 2 Family and Property in Sung China, Yuan Ts'ai's *Precepts for Social Life*, Translated, with annotations and introduction, by Patricia Buckley Ebery, Princeton Univ. press, 1984
- 3 古林森廣「南宋の袁采『袁氏世範』について」『史學研究』卷一八四 一九八九
- 4 『袁氏世範』「中國歷代家訓叢書」收 天津古籍出版社 一九九五

『事林廣記』内閣本・『袁氏世範』・『事林廣記』和刻本・『居家必用事類全集』
對照表

*『袁氏世範』『治家』の條数は宋本による。知不足齋本は、宋本の第十三、十四條を一つに併せたため、十四以下の番號が一つずつずれる。

内閣本	袁氏世範	和刻本	居家必用事類全集
立身規戒	卷二「處己」	立身箴誨	處己
1心戒慢偽妬疑	12人不可懷慢偽妬疑之心	1心戒慢偽妬疑	
2人貴忠信篤敬	13人貴忠信篤敬	2人貴忠信篤敬	
3貧富自當安分	14厚於實己而薄責人	3貧富自當安分	
4盛衰本無定勢	4窮達自兩塗	4盛衰本無定勢	1
5富貴不可驕人	5世事更變皆天理	5富貴不可驕人	
6禮貌不可因人	2處富貴不宜驕傲	6禮貌不可因人	
7富貴不必計較	3禮不可因人分輕重	7富貴不必計較	2
8富貴自有定分	6人生勞逸常相若	8富貴自有定分	
9善惡必有定報	7貧富定分任自然	9善惡必有定報	
10檢惡深則必敗	19惡事可戒而不可爲	10檢惡深則必敗	
11爲惡不可禱神	20善惡報應難窮詰	11爲惡不可禱神	
12見不善當自警	38小人作惡必天誅	12見不善當自警	
13誨人必先自省	16爲惡禱神爲無益	13誨人必先自省	
14是非言不足卹	27覺人不善知自警	14是非言不足卹	
15詭媚已不足喜	29正己可以正人	15詭媚已不足喜	
16不可說人實事	30浮言不足卹	16不可說人實事	
17言語切戒暴厲	31詠嘆之言多姦詐	17言語切戒暴厲	
18交游須常和易	33言語慮後則少怨尤	18交游須常和易	
19爭訟可已則已	34與人言語貴和顏	19爭訟可已則已	
20用度各宜量節	36與人交游貴和易	20用度各宜量節	
	11人行有長短		
	65訟不可長		
	53用度宜量入爲出		

治家法度	卷三「治家」	治家規訓	治家
1關防須用周密	1宅舍關防貴周密	1(無題)	
2盜賊不可不防	2山居須置莊佃	(關防須用周密)	
	3夜間防盜宜巡邏	2盜賊不可不防	1
	4防盜宜詳審		
	5夜間防盜宜詳審		
	6富家少蓄金帛免招盜		
3置便門防劫盜	7防盜宜多端	3置便門防劫盜	
4恤鄰里防緩急	10睦鄰里以防不虞	4恤鄰里防緩急	
5富豪不可刻剝	8刻剝招盜之由	5富豪不可刻剝	2
6失物使用急尋	9失物不可猜疑	6失物使用急尋	
7居家常防火燭	11火起多從厨竈	7居家常防火燭	3
	12焙物宿火宜徹誠		
	13(失題)		
	14田家致火之由		
	15致火不一類		
8小兒須謹看防	18小兒不可獨游街市	8小兒須謹看防	
	17小兒不可帶金寶		4
	16小兒不宜多強酒		4
9親實戒虐以酒	19親實不宜多強酒	9親實戒虐以酒	
10鄰里貴於和同	55鄰里貴於和同	10鄰里貴於和同	
11幹人須擇淳謹	48淳謹幹人可付託	11幹人須擇淳謹	
12狡獪不可任用	47狡獪子弟不可用	12狡獪不可任用	
13起造須是預備	74起造宜漸經營	13起造須是預備	30
14陂塘及時修治	52漚田陂塘宜修治	14陂塘及時修治	
15文字須當子細	53修治陂塘其利博	15文字須當子細	
16稅賦早當送納	56田產界至宜分明	16稅賦早當送納	
17逋債不可輕舉	70稅賦宜預辦	17逋債不可輕舉	26
18佃客須加寬恤	71稅賦早納爲上	18佃客須加寬恤	25
	69錢穀不可多借人		
	49存(血口)佃客		
	22佃客須加寬恤		

349

和刻本「治家規訓」・『袁氏世範』「治家」・內閣本「治家法度」・『居家必用事類全集』「治家」對照表

和刻本	袁氏世範	內閣本	居家必用事類全集
1 無題（關防須用周密）	1 宅舍關防貴周密	1 關防須用周密	
2 盜賊不可不防	2 山居須置莊佃	2 盜賊不可不防	1
3 置便門防劫盜	3 夜間防盜宜警急		
4 恤鄰里防緩急	4 防盜宜巡邏		
5 富豪不可刻剝	5 夜間逐盜宜詳審		
6 失物使用急尋	6 富豪少蓄金帛免招盜		
7 居家常防火燭	7 防盜宜多端		
8 小兒須謹看防	8 刻剝招盜之由		
9 親實戒慮以酒	9 失物不可猜疑		
10 鄰里貴於和同	10 睦鄰里以防不虞		
11 交易當防後患	11 火起多從廚竈		
12 印契割產宜早	12 焙物宿火宜儆誠		
13 富豪不可不仁	13（失題）		
14 戒誘勸人田產	14 田家致火之由		
15 詳具分析文書	15 致火不一類		
16 支書當早投印	16 小兒不可獨游街市		
17 不可寄產避役	17 小兒不可帶金寶		
	18 小兒不可臨深		
	19 親實不宜多強酒		
	20 鄰里貴和同		
	21 交易宜著法絕後患		
	22 違法田產不可置		
	23 鄰近田產宜增價買		
	24 田產宜早印契割產		
	25 富豪置產當存仁心		
	26 兼併用術非悠久計		
	27 分析圖書宜詳具		
	28 析戶宜早印圖書		
	29 寄產避役多後患		

18 文字須當子細	56 田產界至宜分明	15 文字須當子細
19 稅賦早當送納	70 稅賦早納爲上	16 稅賦早當送納
20 陂塘及時修治	52 溉田陂塘宜修治	14 陂塘及時修治
21 連債不可輕舉	53 修治陂塘其利博	17 連債不可輕舉
22 佃客須加寬恤	68 錢穀不可多借人	24 25
23 佃婦戒私交易	49 存卹佃客	
24 幹人須擇淳謹	50 佃僕不宜私假借	
25 狡獪不可任用	51 外人不宜入宅舍	
26 待僕妾當寬恕	48 淳謹幹人可付託	
27 凡事須自區處	47 狡獪子弟不可用	
28 婢僕不可自撻	32 奴僕不可深委任	
29 婢僕當令飽煖	35 教治婢僕有時	
30 頑婢僕當善遣	34 婢僕不可自撻	
31 蓄僕當取勤朴	38 婢僕當令飽煖	
32 婢僕當防私通	37 婢僕疾病當防備	
33 姪妾不可遽遣	33 頑很婢僕宜善遣	
34 別宅不可置寵	29 僕斯當取勤樸	
35 暮年不可置寵	30 輕詐之僕不可蓄	
36 蓄妾不可太慧	20 婢僕姦盜宜深防	
37 人家當須防閑	22 婢妾常宜防閑	
38 有子莫置乳母	23 侍婢不可不謹出入	
39 處婢僕自縊刃	24 婢妾不可供給	
40 起造須是預備	25 暮年不宜置寵妾	
	26 婢妾不可不謹防	
	28 賭博非閨門所宜有	
	41 求乳母令食失恩	
	36 婢僕橫逆宜詳審	
	74 起造宜漸經營	
	13 起造須是預備	
	33 處婢僕自縊刃	
	32 有子莫置乳母	
	31 人家當須防閑	
	30 蓄妾不可太慧	
	29 暮年不可置寵	
	28 別宅不可置寵	
	27 姪妾不可遽遣	
	26 婢僕當防私通	
	25 蓄僕當取勤朴	
	24 頑婢僕當善遣	
	23 婢僕當令飽煖	
	22 婢僕不可自撻	
	21 凡事須自區處	
	20 待僕妾當寬恕	
	12 狡獪不可任用	
	11 幹人須擇淳謹	
	19 佃婦戒私交易	
	18 佃客須加寬恤	
	17 連債不可輕舉	
	16 稅賦早當送納	
	15 文字須當子細	
	14 陂塘及時修治	
	13 起造須是預備	
	12 起造須是預備	
	11 起造須是預備	
	10 起造須是預備	
	9 起造須是預備	
	8 起造須是預備	
	7 起造須是預備	
	6 起造須是預備	
	5 起造須是預備	
	4 起造須是預備	
	3 起造須是預備	
	2 起造須是預備	
	1 起造須是預備	

人事類下（前集卷九）

莅官政要

（校）

○故宮本前集卷九「人事類・莅官政要」、北大本乙集卷上「人事類・莅官政要」、洪武本後集卷二「人事類・莅官政要」、成化本前集卷六「人事類・莅官政要」は基本的に同文、和刻本庚集卷八「仕途守要」はやや異同がある。以下、異同がある場合のみ（校）を付す。

（一）權在己不妨寬

凡爲政、欲得腐威、使事事齊整、甚易。但失於不寬、便不是古人作處。今人只要事事如意、故覺見寬政悶人、不知權柄在手、不是使性氣處。何嘗見百姓不畏官人、但見官人多虐百姓耳。然寬亦須有制始得。若一例寬大、則胥吏玩弄、不成官府。須要權常在己、何妨於寬。

（譯）

權力が己にあれば寛大であってもさしつかえない

すべて政治を行う際に、きびしい威厳をもち、何事も整うようにするのはたいへん簡単である。しかし不寛容の過ちを犯せば、それは古人のやり方ではあるまい。今の人は何事も意のままにしようとするばかりなので、寛大な政治を鬱陶しく感じ、權力が手中にあるということは、癩癩を起こして物事をなしとげようとするような場合ではないことを知らないのだ。人民が役人を畏れないなどということを見たことがあるだろうか。ただ役人が人民を虐げているのを見るばかりだ。しかし、寛大さもまた制御する力があつてこそはじめてうまくゆく。もしすべて同じように寛大にしてしまえば、胥吏が法をもてあそんで、役所が成り立たなくなってしまう。かならず權力はいつも己の手もとにあるようにしなけ

ればならず、そうであれば寛大であってもさしつかえない。

（校）

○和刻本は、「若一例寛大」以下を「若百事不管、惟務寛大、則胥吏舞文弄法、不成官府、須要權常在己、操縱豫奪、總不由人、何妨於寬」につくり、「龜山語錄」・「皇朝仕學規範」に近い。

（関連史料）

1 宋・楊時『龜山語錄』（四部叢刊續編）所收宋刊本 卷三（「楊龜山先生集」卷一二）語錄三・餘杭所聞、宋・張鑑『皇朝仕學規範』（内閣文庫所藏覆宋明刊本）卷二五「莅官」

爲政要得腐威嚴、使事事齊整、甚易。但失於不寬、便不是古人作處。孔子言、「居上不寬、吾何以觀之哉」。又曰、「寬則得衆」。若使寬非常道、聖人不只如此說了。今人只要事事如意、故覺見寬政悶人、不知權柄在手、不是使性氣處。何嘗見百姓不畏官人、但見官人多虐百姓耳。然寬亦須有制始得。若百事不管、惟務寛大、則胥吏舞文弄法、不成官府。須要權常在己、操縱予奪、總不由人、儘寛不妨。

2 宋・趙善璵『自警編』卷八「政事類」、元・張光祖『言行龜鑑』卷六「政事門」、元・黃震『黃氏日抄』卷四一「讀本朝諸儒理學書・龜山先生文集」、「性理大全書」卷六六「治道」にも引用。

（注）

（1）「覺見」「見」は動詞の接尾辭。現代語の「覺得」と同じ。『朱子語類』卷一五に「格物工夫、覺見不周給」など、當時の語類によくみえる口語。

（2）使性氣——癩癩を起こす、短氣を起こす。「使」はそれにものを言わせて目的を遂げるといふニュアンスをあらわす。『朱子語類』卷一二四に「杲老在徑山、僧徒苦其使性氣、沒

頭腦、甚惡之、又戀著他禪」とある。

(二) 法雖嚴行以寬

熙寧三年、朝廷初行新法。所遣使者皆新進少年、遇事風生^①、天下騷然、州縣始不可爲。康節先生閑居林下、門生故舊仕宦四方者、皆欲投劾而歸、以書問康節。康節答曰、「正賢者所當盡力之時。新法固嚴、能寬一分、則民受一分之賜矣。投劾而去、果何益哉。」此法雖嚴、當行以寬^②。

(譯)

法は厳しくとも行うのはゆるやかにする

熙寧三年（一〇七〇）、朝廷は初めて新法を行った。その時、派遣された使者は、みな新進の若手であり、事に當たる度に疾風のごとく斷行したので、天下は騷然とし、それから州縣の政治が立ち行かなくなった。康節先生（邵雍）は林下に隱居していたが、門生や舊知で四方に仕官している者たちは、みな自らの彈劾書を提出して歸ってこようとし、書簡で康節先生に尋ねた。康節先生は、「まさしく賢者が力を盡くさなければならぬ時である。新法はもとより嚴しいが、一分でもゆるくすることができれば、民は一分のめぐみを受けることになる。自ら彈劾書を提出してやめたところで、果たして何の益があるうか」と答えた。これが法が嚴しくても、行うときにはゆるやかにするべきだということである。

(校)

○和刻本は「州縣始不可爲」を「州縣始不可爲矣」に、「當行以寬」を「當行以寬之說也如此」につくる。

(關連史料)

1 邵伯溫『邵氏聞見錄』卷二〇

熙寧三年四月、朝廷初行新法、所遣使者、皆新進少年、遇事風生、天下騷然、州縣始不可爲矣。康節先公閑居林下、門生故舊仕宦四方者、皆欲投劾而歸、以書問康節先公。康節先公答曰、「正賢者所當盡力之時。新法固嚴、能寬一分、則民受一分之賜矣。投劾而去何益。嗚呼、康節先公深達世務、不以沽激取虛名如此。世所謂康節先公爲隱者、非也。」

2 『皇朝仕學規範』卷二六「莅官」は「康節先公」を「康節先生」につくり、「嗚呼」以下がない。

3 『自警編』卷八は、「四月」がない以外、「皇朝仕學規範」と同じで、『事林廣記』にもっとも近い。

○宋・潘自牧『記纂淵海』卷五六『言行龜鑑』卷七にもややかたちを変えて引用されている。

(注)

(1) 遇事風生——『漢書』卷七六「趙廣漢傳」に「所居好用世吏子孫新進年少者、專屬彊壯蠶氣、見事風生、無所回避、率多果敢之計、莫爲持難。廣漢終以此敗」とあり、顏師古注に「風生、言其速疾不可當也」とみえる。

(2) 康節——邵雍（一〇一〇—一〇七七）。任官はせず、洛陽に隱居。富弼、司馬光、呂公著との交流で知られ、新法には批判的。道學の系譜の中で後には周敦頤や二程と並び稱される。『邵氏聞見錄』の著者、邵伯溫（一〇五六—一一三四）は邵雍の子。

(3) 此法雖嚴、當行以寬——この部分は關連記事にみえない。『事林廣記』編者のコメントであろう。

(三) 戒躁急當寬緩

臨事切戒躁急。躁急則先自處不暇、何暇治事。加以猾吏奸民、窺伺機便、以成其利。非特害人、於己甚害。若李參政^①教一初官云、「勤謹和緩。」其人曰、「勤謹和已聞命矣。緩字未喻^②(諭)。」李云、「曷嘗教^③賢緩不及事。賢且道、甚事不因忙後錯着也。」

(譯)

性急を戒め寛大で緩やかにしなければならぬ

政事に臨んでは、くれぐれも性急にしないよう戒めなければならぬ。性急にすれば、まず自ら身を處する餘裕さえなくなってしまう。どうして政事を治める暇などあるうか。加えて悪がしい吏人やよこしまな民がチャンスをつかみ、利益を得ようとするので、人をそこなうばかりか、自分自身にもたいへんな害を及ぼすことになる。たとえば李參政(李若谷)は、ある初任官に教えて、「勤・謹・和・緩でありなさい」と言った。その人は、「勤・謹・和についてはもう教えを承り納得いたしました。緩の字はよくのみこめません」と言った。李は言った。「ゆっくりやって事に間に合わないなどということをおあなたに教えているわけではありませんよ。あなた、考えてもごらんない。どんな事でもせわしなくして間違わないことがあるでしょうか。」

(關連記事)

1 『皇朝仕學規範』卷二三「莅官」。

或問當官臨事如何。先生曰、切戒躁急。躁急則先自處不暇、何暇治事。加以猾吏姦民窺伺機便、以成其利、非特害人、於己甚害。出橫浦語錄。

○「橫浦語錄」は、張九成『張橫浦語錄』。

2 『自警編』卷七は、關連記事1と同文。

3 宋・晁說之『晁氏客語』(宋刊本『百川學海』丙集)

李若谷教一初官云、「勤謹和緩。」其人云、「勤謹和已聞命矣。緩字未諭。」李云、「甚事不因忙後錯了」。

4 『皇朝仕學規範』卷二五「莅官」にも、「晁氏客語」を引く。關連記事3と同文。

(注)

(1) 李參政——李若谷、字は子淵。仁宗朝の參知政事。『宋史』卷二九一に傳がある。

(2) 賢——二人稱の尊稱。あなた。張相『詩詞曲語辭匯釋』卷六「賢」參照。

(3) 後——條件をあらわす。ししたら。宋元時代の口語。

(四) 當官先戒暴怒

事有不可、當詳處之、必無不中。若先暴怒、只能自害、豈能害人。前輩嘗言、「凡事只怕待」、待者詳處之謂也。詳而處之、則思慮自出、人不能中偏(傷)之也。

(譯)

官に就いたらまず激怒を戒める

政事に不可があれば、つまびらかに處理しなければならない。そうすればきつと不都合はないだろう。もし先に激怒すれば、ただ自分が傷つくばかりで、人をそこなうことはできない。先達がかつて、「萬事は待つことが肝要だ」と言ったが、待つとはつまびらかに處理するということをやっているのだ。つまびらかにして處理すれば、思慮がおのずから生じ、人は中傷することができないのだ。

(校)

○和刻本は、「人不能中偏(傷)之也」のあとに、「昔侍講程先生曰、雖所部公吏有罪、立按而後決。或出暴怒、比具案、亦不至倉卒傷人」の一文がある。

○成化本は「嘗言」を「常言」につくる。

(關連記事)

1 宋・呂本中『官箴』(宋刊本『百川學海』甲集)

當官者先以暴怒爲戒。事有不可、當詳處之、必無不中。若先暴怒、只能自害、豈能害人。前輩嘗言、「凡事只怕待」、待者詳處之謂也。蓋詳處之、則思慮自出、人不能中傷也。

2 宋・呂祖謙『東萊集』別集卷六、同『少儀外傳』卷下、『皇朝仕學規範』卷一七「莅官」、宋・劉清之『戒子通錄』卷六、『自警編』卷七「善處事下」、『言行龜鑑』卷六「政事門」、『小學集成』「嘉言篇」、『居家必要事類全集』丙集「仕官・文公小學書嘉言篇」などにも引用。

○宋刊本『皇朝仕學規範』および『自警編』は、この條について「呂氏童蒙訓」に出るとする。呂本中『童蒙訓』のテキストは、『託跋塵叢刻』に景宋嘉定刊本(三卷)を收めるが、『百川學海』の呂本中『官箴』にみえる記載については、收録されていない。官箴を含んだ、現行の『童蒙訓』とは異なる版本が存在したであろう。

3 邵伯溫『邵氏聞見錄』卷二〇、『皇朝仕學規範』卷一六「莅官」

伯溫初入仕、程侍講曰、「凡作官、雖所部公吏有罪、亦當立案而後決。或出於怒、比具案、怒亦散、不至倉卒傷人。」

(注)

(1) 只怕待——ただ待つをおそれることだが、たとえば

その人の失敗を望む人からみれば、相手が待つことで失敗を回避するのをおそれることになる。つまり、こちらからすれば、ただ待つことが肝要だということになる。「天下無難事、只怕有心人」(世の中になしがたいことはない、ただその気持ちをもちつづけることが肝要だ。『紅樓夢』第四九回)と同じ用法。

(2) 偏——關連記事によって「傷」に改める。

(五) 同官相處貴寬

同官有不賢者、或非理相擾、若問(問)或一再、尚可與辨、至於百無一是、且朝夕以此相臨、極爲難處。萬一有此、但得寬懷、以無可奈何處之、必不至大相齟齬也。

(譯)

同僚とつきあう時は寛大な気持ちが重要である

同僚にたちの悪い者がいて、もし理屈の通らないことで邪魔だてをする場合、もしたまに一度や二度のことであれば、まだ手立てを講じることができるが、正しいところがまったくなく、しかも朝晩そのような態度で臨んできたら、いっしょにいるのは極めてむずかしい。萬が一このようなことがあれば、ただ心持ちを寛大にして、しかたがないという態度で接すれば、必ず大きくたがいに食い違ふということにはならずにすむだろう。

(校)

○和刻本

同官相處貴寬

同官有不賢者、或非理以相擾、若問或一再、尚可與辨、至於百無一是、且朝夕以此相臨、極爲難處。萬一同官有此、但得寬其懷抱、以無

可奈何處之、必不至大相齟齬而不和也。

(關連記事)

1 『袁氏世範』卷上「睦親」第三四條「同居相處貴寬」

同居之人有不賢者、非理以相擾、若閒或一再、尚可與辨、至於百無一是、且朝夕以此相臨、極爲難處。同鄉及同官亦或有此、當寬其懷抱、以無可奈何處之。

(注)

(1) 問——關連記事によって「閒」に改める。

(2) 必不至大相齟齬也——『袁氏世範』にはない。

(六) 居官自當盡心

事君如事親、事官長如事兄、與同僚如家人、待群吏如奴僕、愛百姓如妻子、處公事如家事、然後爲能盡吾之心。如不然、豈不有愧古人。寧免尸位素餐之誚¹⁾。

(譯)

官に居るときは當然心を盡くさなければならぬ

君に仕えるには親に仕えるようにし、上官に仕えるには兄に仕えるようにし、同僚に對するには家人のようにし、胥吏たちを待遇するには召し使ひのようにし、人民をいつくしむには妻子のようにし、裁判を處理するには家事のようにしてこそ、自分の心を盡くしたということが出来る。もしそうしなければ、どうして古人に恥じるところがないであろうか。どうして何もせず位に就き、ただ飯を食っているという責めを免れよう。

(校)

○和刻本は「公事」を「官事」に、「如不然」を「如有毫末不至、皆吾心有所未盡」につくり、呂本中『官箴』に近い。

(關連記事)

1 呂本中『官箴』

事君如事親、事官長如事兄、與同僚如家人、待群吏如奴僕、愛百姓如妻子、處官事如家事、然後爲能盡吾之心。如有毫末不至、皆吾心有所未盡也。故事親孝故忠可移於君、事兄弟故順可移於長、居家理故治可移於官、豈有二理哉。

2 呂祖謙『東萊集』別集卷六「家範」にもみえる。また『皇朝仕學規範』卷二六「莅官」、「戒子通錄」卷六、呂祖謙『少儀外傳』卷下、「自警編」卷七「善處事下」、「言行龜鑑」卷六「政事門」、「小學集成」嘉言篇、「居家必用事類全集」丙集「仕官・文公小學書嘉言篇」などに「呂氏童蒙訓」を引用するが、すべて關連記事1と同文。元・蕭剡『勤齋集』卷一「送馮仲潛序」にも前半が引用される。

(注)

(1) 豈不……之誚——この部分は關連記事にない。『事林廣記』編者のコメントであろう。

(七) 居官以清爲尚

大凡居官、清則公、不清則不公。書云、「以公滅私、民其允懷¹⁾」。仕宦能檢身以清、則上位擢拾不得、百姓論訟不得、吏人挾持不得。守官要術、莫尚於清。人當自覺耳。

(譯)

官に居るときは清廉をたつとぶ

すべて官に居るときには、清廉であれば公であり、清廉でなければ公でない。『書經』には、「公をもって私を滅すれば、民はそれまことに懷く」と言う。仕官して清廉であるかどうか自己點検でき

れば、お上は非難材料を拾い集めようとしてもできず、民は訴訟を起こそうとしてもできず、胥吏は勢をたのんで脅迫しようとしてもできない。官を守る秘訣は、清廉をこえるものはない。人はこのことを自覺しなければならぬのである。

(校)

○和刻本「居官以清爲尙」

大凡居官、以清爲尙。蓋清則公、不清則不公。書云、「以公滅私、民其允懷」。士(仕)官能檢身以清、則上位捃拾不得、百姓論訟不得、吏人挾持不得。守官要術、莫尙於清之一字。在人當自覺耳。

(關連記事)

この條には、相應する記事を見い出せない。

(注)

(1) 書云—「書經」「周官」に「以公滅私、民其允懷」とある。

(八) 盡心思慮獄訟

凡作州縣或獄官、每一詞訟難決、必靜思、忽然有得、則是非判矣。是道也、惟不苟者能之。處事者、不以聽訟爲先、而在乎盡心。不以集事爲急、而貴乎方便也。

(譯)

心を盡くして裁判について思慮する

すべて州縣の官あるいは裁判擔當の官となつた際は、訴訟の決しがたいものがあれば、そのつど靜かに考えると、きつと忽然と氣づくことがあり、それで是非がはつきりするものだ。こういうやり方は、ただものごとをいい加減にしない人にだけできることである。裁判を處理するには、訴訟を聴き取りさばくことを優先するのではなく、心を盡くすように留意し、決着をつけるよう急ぐ

のではなく、事情を汲んで適宜な裁きをつけることが大切である。

(校)

○和刻本「盡心思慮獄訟」

凡作州縣或獄官、每一詞訟難決、必沈思靜慮、忽然若有得者、則是非判矣。是道也、惟不苟者能之。處事者、不以聽訟爲先、以盡心爲急。不以集事爲急、以方便爲上、不可不察。

(關連記事)

1 呂本中「官箴」

嘗見前輩作州縣或獄官、每一公事難決者、必沈思靜慮累日、忽然若有得者、則是非判矣。是道也、惟不苟者能之。處事者、不以聰明爲先、而以盡心爲急。不以集事爲急、而以方便爲上。

2 この他、呂祖謙『東萊集』別集卷六「家範」、また『皇朝仕學規範』卷二七「莅官」、「戒子通錄」卷六、「性理大全」卷六八にもみえるが、すべて同文。

(注)

(1) 獄官—宋代では裁判の査察をもつばら擔當する提點刑獄官をいう。

(2) 聽訟—關連記事では「聰明」で、その方がわかりやすい。

「聽訟」に改めたのは、『論語』『顏淵』の「子曰、聽訟我猶人、必也使無訟乎」が念頭にあったか。

(九) 治獄當知次第

呂本中嘗爲泰州獄掾、顏夷仲勸以治獄次第。如夏月勘罪人、早在西廊、晚在東廊、以避日色。又如獄中遣人勾追、必隨事了畢、不可別遣。恐其受賂、不肯畢事。

(譯)

獄を治めるには順序を知らねばならない

呂本中がかつて泰州の獄の掾史となつたときに、顔夷仲(顔岐)が獄を治めるやり方について忠告した。たとえば夏に罪人を取り調べるには、朝には西廊で行い、晩には東廊で行い、太陽の光を避ける。また獄中から人を派遣して關係者を呼び出す場合、必ず案件ごとに終わらせ、終わる前に別のところに派遣してはならない。そうしないと賄賂を受け取って、事を終わらせようとする恐れがあるからだ。

(校)

○和刻本「治獄當知次第」

呂本中嘗爲泰州獄掾、顔夷仲以書勸治獄次第。如夏月取罪人、早間西廊、晚間在東廊、以避日色。又如獄中遣人勾追、必使之畢此事、不可更追(遣)別人。恐其受賂已足、不肯畢事。(呂本中『官箴』に近い)

(關連記事)

呂本中『官箴』(宋刊本『百川學海』甲集、呂祖謙『東萊集』別集卷六「家範」に引用。)および『童蒙訓』(『皇朝仕學規範』卷二六、莅官、劉清之『戒子通錄』卷六に引用。)

1 呂本中『官箴』

予嘗爲泰州獄掾、顔岐夷仲以書勸予治獄次第、每一事寫一幅相戒。如夏月處罪人、早間在東廊、晚間在西廊、以辟日色之類。又如獄中遣人勾追之類、必使之畢此事、不可更別遣人。恐其受賂已足、不肯畢事也。

○『皇朝仕學規範』卷二六、『少儀外傳』下(ともに『呂氏童蒙訓』を引く)は「處罪人」を「取罪人」、「辟」を「避」につく

る。『皇朝仕學規範』は「夷仲」を「來仲」に誤る。

2 呂祖謙『東萊集』別集卷六、『戒子通錄』卷六は、「早間在東廊、晚間在西廊」を「早間在西廊、晚間在東廊」と逆につくり、『戒子通錄』には「案西廊東廊當互易、始與避日色合」という注記がある。

(注)

(1) 顔夷仲—顔岐、字は夷仲。顔復の子。建炎年間に門下侍郎となる。『宋元學案』卷二三にみえる。

(2) 早在西廊、晚在東廊—『戒子通錄』の注がいうように、東西が逆の方がよいであろう。

(十)

死刑尤當謹用

鄭公嘗有遺戒、謹用死刑。韓國以語歐文忠公、終身行之、謂「漢法惟殺人者死。今法多雜犯死罪、故多所平反」。又王公質爲數郡、有犯法非害干(于)物者、必緩其獄。

(譯)

死刑はもっとも謹んで用いなければならない

(歐陽脩の父)鄭國公(歐陽觀)の遺訓に、死刑は慎重に用いなければならないとあった。(歐陽脩の母)韓國(太夫人)が歐陽脩にこれを語り、歐陽脩は一生それを守って、「漢の法ではただ人を殺した者だけが死罪となる。今の法では雜犯の死罪が多く、そのため再審理して罪を減ずることが多い」と言った。また王質はいくつかの州の知事をつとめたが、法を犯す者がいても人を害さないかぎり、必ずその罪をゆるくしてやった。

(校)

○和刻本は「遺戒」を「遺訓」に、「終身行之」を「公終身行之」

に、「謂」を「以謂」に、「干」を「于」につくる。

(關連史料)

1 朱熹『宋名臣言行錄』後集卷二「歐陽脩」

公父鄭公嘗有遺訓戒、慎用刑。公母韓國夫人以語公、公終身行之。以謂「漢法惟殺人者死、今法多雜犯死罪、故死罪非殺人者多所平反」。蓋鄭公意也。

○蘇轍『欒城集』後集卷二三「歐陽文忠公神道碑」は「遺訓戒」を「遺訓」につくる以外、同文。

2 范仲淹『范文正公集』卷一三「尚書度支部充天章閣待制知陝州軍府事王公墓誌銘」

公爲數郡、爲清心以思治、行己以率下。首崇學校、而風化之人有犯法、非害于物者、必緩其獄、未始深文焉。

(注)

(1) 鄭公—歐陽脩の父、歐陽觀。泰州軍事判官。鄭國公を追封される。

(2) 韓國—歐陽脩の母、鄭氏。韓國太夫人を追封される。

(3) 歐文忠公—歐陽脩。四歳の時に父が亡くなり、母から父の遺戒を聞いたのである。

(4) 雜犯死罪—『唐律疏議』名例律に、「其雜犯死罪、即在禁身死、若免死別配及背死逃亡者、竝除名。疏議、其雜犯死罪、謂非上文十惡・故殺人・反逆緣坐・監守內姦・盜・略人・受財枉法、中死罪者」とある。

(5) 平反—『史學指南』「推鞠」に「平反。謂錄囚覆奏、使罪從輕也。漢戾太子錄囚多平反」とある。

(6) 王質—南宋初の人、『宋史』卷三九五に傳がある。

(7) 有犯法—關連記事²では、「風化之人」(文化人)が犯罪を

犯した時と限定がついている。

(十二) 驗尸必須親視

黃剛中嘗言、爲尉時、每驗尸、雖盛暑、必先飲少酒、捉鼻親視。人命至重、不可避臭穢、使有不實冤濫。

(譯)

檢屍は必ず自ら視なければならぬ

黃剛中がかつて言った。縣尉だった時、檢屍をするたびに、たとえ暑い盛りであっても、必ず先に少しの酒を飲んで、鼻をおおい自ら視たものだ。人命ははなはだ重いのであるから、臭くて穢れたものを避け、それで不實や冤罪があつてはならない。

(校)

○和刻本は「黃剛中」を「黃兌剛中」に、「爲尉時」を「頃爲縣尉」に、「每驗尸」を「每遇驗尸」に、「必」を「亦必」に、「使有不實冤濫」を「使人橫死無所申訴」につくる。

(關連史料)

呂本中『官箴』

黃允剛中嘗爲予言、頃爲縣尉、每遇檢尸、雖盛暑、亦必先飲少酒、捉鼻親視。人命至重、不可避少臭穢、使人橫死無所伸訴也。

○『東萊集』別集卷六「家範」。『皇朝仕學規範』卷二六「莅官」、『戒子通錄』卷六(ともに『呂氏童蒙訓』を引く)も同文。

(注)

(1) 黃剛中—不明。

(2) 尉—縣尉。その職掌は、捕盜と治安維持。

(十二) 居官當避疑謗

范侍郎^①作庫務官、隨行箱籠只置廳上、以防疑謗。凡此類、皆守官者所宜詳知。當如此、庶免疑謗也。^③

(譯)

官に居るときは疑い謗りを避けなければならない

范侍郎(范育)が庫務官となったとき、身のまわりの物を入れた箱や籠を、役所の廣間に置いて、疑い謗りを防いだ。すべてこのようなことは、みな官職を守る者が詳しく知らねばならないことである。そうすれば、疑いや謗りをなんとか免れるであろう。

(校)

○和刻本は「范侍郎」を「范侍郎育」に、「廳」を「厅事」に、「凡此類」を「凡若此類」に、「當如此」を「凡事當如此」につくる。

○北大本は「廳」を「听」に誤る。

(關連史料)

1 呂本中『官箴』

范侍郎育作庫務官、隨人箱籠只置廳上、以防疑謗。凡若此類、皆守臣所宜詳知也。

○『戒子通錄』卷六、『皇朝仕學規範』卷二七(ともに『呂氏童蒙訓』を引く)、『少儀外傳』卷下、『自警編』卷二「操修類」はみな同文。

(注)

(1) 范侍郎—和刻本および關連記事により范育であることが分かる。范育は北宋の元祐年間の人、『宋史』卷三〇三に傳がある。

(2) 庫務官—倉場庫務(穀物・財物の貯藏、鹽・酒をはじめとする專賣税・商税の管理などを行う官廳機關の總稱)と

いった末端の財務機關をつかさどる事務官で、監當官ともいう。通常、選人(文官見習い)・使臣(武官)が充てられるが、左遷ポストとして京朝官が充てられることもあった。

(3) 當如此、庶免疑謗也—關連記事にはない。『事林廣記』編者のコメントであろうが、これによって行末の空白をうめている。

(十三) 公正不受干託

昔有郡守延一術士、同處書室、甚相欽治(洽)。後術士以公事干之、守大怒、竟寘之法。爲官當公正如此。^①

(譯)

公正にして請託は受けない

昔ある知州が一人の術士を招いて、ともに書齋に居り、たいへん親密になった。後にその術士が裁判沙汰で請託してきたが、知州は激怒し、なんと法によって處罰してしまった。役人たる者このように公正でなければならぬ。

(校)

○和刻本「公正不受干託」

昔有人作郡守、延一術士、同處書室。後術士以公事干之、太守大怒叱下、竟致之理、杖脊編置。爲官當公正如此、可爲士林之表。

(關連史料)

1 呂本中『官箴』

當官處事、務合人情。忠恕違道不遠、觀於己而得之、未有舍此二字、而能有濟者也。嘗有人作郡守、延一術士、同處書室。後術士以公事干之、大怒叱下、竟致之理、杖背編置。招延此人、

已是犯義、既與之稔熟、而干以公事、亦人常情也。不從之、足矣。而治之如此之峻、殆似絕滅人理。

○劉清之『戒子通錄』卷六、『皇朝仕學規範』卷二七（ともに『呂氏童蒙訓』を引く）は同文。

（注）

（1）爲官當公正如此——關連記事になく『事林廣記』編者のコメントと考えるが、その評價は關連記事と正反對である。内閣本は「可爲士林之表」（和刻本）を省略しているが、これは行數を省くためと考える。

（十四）當防小人中傷

當官既自廉潔、又須關防小人。如文字曆引^①、皆用分明、以防中傷、不可不至謹^②。防於未然、庶全清潔^③。

（譯）

小人が中傷するのをふせがねばならない

役人になったら、自らが廉潔であるうえに、またかならず小人に用心しなければならぬ。文書や帳簿、證明書のようなものはみなはっきりさせて、それによって中傷を防ぐよう、最大限謹まなければならぬ。氣をつけて未然に防げば、廉潔を全うすることができるだろう。

（校）

○和刻本「當防小人中傷」

當官既自清潔、又須關防小人。如文字曆引之類、皆須分明、以防中傷、不可不至謹、不可不詳知、當防於未然、庶全其清潔也。

（關連史料）

1 呂本中『官箴』

當官既自廉潔、又須關防小人。如文字曆引之類、皆須明白、以防中傷、不可不至謹、不可不詳知也。

○『戒子通錄』卷六、『皇朝仕學規範』卷二七（ともに『呂氏童蒙訓』を引く）、『少儀外傳』卷下は同文。

（1）

曆引——ほかに用例なく未詳だが、曆は日ごとに記していく帳簿（第二二條にみえる「簿曆」と同じであろう）、引は官が発給する證明書の類か。

（2）

至謹——關連記事では「至慎」。「慎」の字は南宋では孝宗の避諱字に當たる。宋本『禮部韻略』（四部業刊續編「韻略條式」）及び「慶元條法事類」卷三「名諱」に、孝宗の御名について、「如係謹戒之意、卽定讀曰謹」とみえる。仁井田陞「宋會要と宋代の出版法——特に版本の避諱闕筆法に就て」『書誌學』第十卷第五號）参照。

（3）

防於未然、庶全清潔——『事林廣記』のコメントであろう。内閣本は和刻本にくらべ、さらに省略があるのは、行替えを避けるため。

（十五）爲官須有五力

曰才、曰風、曰心、曰勢、曰福。蓋無才不足察理、無風不足服衆、無心不足辨事、無勢不足以自立、無福不足以鎮俗。此五者乃爲官之要理、若無其一、便不能爲。

（譯）

役人になるには必ず五つの力がなくてはならない

（五力とは）才・風・心・勢・福をいう。思うに才智が無ければ道理を察することはできない。風采があらなければ衆を服従させ

することはできない。心がこもっていなければ事をとりさばくことはできない。勢力が無ければ自立することはできない。福々しさが無ければ俗人たちを鎮めることはできない。この五つは役人となるための要諦であり、そのうちの一つでも無ければ、だめである。

(校)

○和刻本は「曰才」の前に「爲官有五力」があり、「不足察理」を「不足以察理」に、「不足服衆」を「不足以服衆」につくり、「此五者」以下がない。

(關連史料)

この條には類似の記事が見当たらない。

(十六) 上官三不入宅

一子弟不可入宅、二牙婆不可入宅、三師尼不可入宅。人家亦然、居官處家、有一于此、鮮不爲患也。

(譯)

任官したら三種の人々を宅に入れない

第一に、遊び人は宅内にいれてはならない。第二に、仲介女は宅内に入れてはならない。第三に、女道士や尼僧を宅内に入れてはならない。ふつうの家でもそうであるが(？)、官に居る場合も家に居る場合も、ひとつでもこのような者がいれば、患いとならないことは少ないのである。

(校)

○和刻本「上官三不可入」

上官三不可入、第一弟子不可入宅、第二牙婆不可入宅、第三師尼不可入宅。人家亦然、居官處家、有一于此、鮮不爲患也。

(關連記事)

この條にも類似の記事が見当たらない。

(注)

(1) 子弟—富貴の子弟、すなわち金持ちの道樂息子をいうか。ただし後の二つが女性である點から考えて不適當である。
和刻本の「弟子」はいわゆる梨園弟子で、妓女のこと。

(2) 牙婆—最も古い用例は『三朝北盟會編』卷七七の靖康二年正月二十五日、開封陷落後の「金人求索諸色人」という記事の中に出てくる。「人事類上・治家」第十九條「佃婦戒私交易」およびその注を參照。

(3) 人家亦然—この句は意味が取りにくい。誤脱があるかもしれない。

(十七) 立朝之法有四

其事上也忠、一也。其視身也正、二也。其操心也公、三也。其慮患也深、四也。四者乃立朝之要法也。

(譯)

朝廷にあつて守るべきことは四つある

上に仕えるのに忠誠を盡くすのが、その一である。身の處し方を正しくするのが、その二である。心の持ちようを公平にするのが、その三である。患いを慮って深く考えるのが、その四である。四者は朝廷にあつての大事な心得である。

(校)

○和刻本は「其事上也忠」の前に「立朝之法有四」があり、「四者」を「茲四者」につくる。

〔關連記事〕

この條にも類似的の記事が見當たらぬ。

〔注〕

- (1) 提身——楊雄『法言』「修身」に、「或問、士何如斯可以提身。曰、其爲中也弘深、其爲外也肅括、則可以提身矣」、その李軌注に「提、安也」とある。
- (2) 其慮患也深——『孟子』「盡心上」に「孟子曰、人之有德慧術知者、恆存乎疾疾。獨孤臣孽子、其操心也危、其慮患也深、故達」とある。

〔十八〕當官之法有三

曰清、曰謹、曰勤。知此三者、則可以持身、可以保位、可以遠恥辱、可以得上之知、可以得下之援也。

〔譯〕

役人となつて守るべきことは三つある

清・謹・勤をいう。この三つを知れば、身を持することができ、官位を保つことができ、恥辱を遠ざけることができ、上司の知遇を得ることができ、部下の助けを得ることができる。

〔校〕

○和刻本は、「曰清」の前に「當官之法有三事」があり、「持身」を「提身」につくる。

〔關連史料〕

1 呂本中『官箴』

官之法、唯有三事、曰清、曰慎、曰勤。知此三者、可以保祿位、可以遠耻辱、可以得上之知、可以得下之援。

○『皇朝仕學規範』卷二七（『呂氏童蒙訓』を引く）は、「慎」

を「謹」につくる以外、同文。

〔注〕

- (1) 謹——第十四條の注(2) 參照。
- (2) 保位——『孝經』「士章」に「故以孝事君則忠、以敬事長則順、忠順不失、以事其上、然後能保其祿位」とある。
- (3) 遠恥辱——『論語』「學而」に「有子曰、信近於義、言可復也。恭近於禮、遠恥辱也。因不失其親、亦可宗也」とある。

〔十九〕傷痕當卞(辨)眞僞

李西(南)公知長沙縣、有鬪者、甲強乙弱、各有傷痕。西(南)公召前、自以指按之、甲眞乙僞也。南方有樺木、以葉塗之膚、則青赤如傷痕。剝其皮、置膚上、以火熨之、則如指傷、洗之不落。蓋按之、則知毆傷者血聚肉硬、僞者不硬也。

〔譯〕

傷痕は眞僞を區別しなければならぬ

李南公が長沙縣の知事だった時、喧嘩をした者がおり、甲が強く乙が弱かったが、それぞれ傷痕があった。南公が呼び出して、自ら指で傷痕を押すと、甲の傷は本物で乙のは僞物であった。南方には樺の木があり、葉を皮膚に塗りつけると、青赤色になって傷痕のようになる。その皮を剥がし、皮膚の上に置き、火のしをすると、裂け傷のようになり、洗っても落ちない。しかし傷を押してみると、毆打による傷は血が集まって内部が硬くなっているが、僞物の傷は硬くないのである。

〔校〕

○和刻本は「傷痕當卞眞僞」を「傷痕當辨眞僞」に、「蓋按之、則知」を「西公曰」に「僞者不硬也」を「僞者不然、故知之」につくる。

(關連史料)

1 和疑『疑獄集』卷八

尚書李南公知長沙縣、日有鬪者、甲強乙弱、各有青赤痕。南公以指捏之、曰「眞甲僞」。訊之、果然。蓋南方有樺柳、以葉塗肌、則青赤如毆傷者。剝其皮、橫置膚上、以火熨之、則如棒傷、水洗不落。但毆傷者血聚則硬、僞者不硬耳。

2 司馬光『涑水記聞』卷一四

李南公知長沙縣、有鬪者、甲強乙弱、各有青赤。南公召使前、自以指捏之、乙眞甲僞也。詰之、果服。蓋南方有樺柳、以葉塗膚、則青赤如毆傷者。剝其皮、橫置膚上、以火熨之、則如培傷者、水洗不落。南公曰、毆傷者血聚而內硬、僞者不然、故知之。○その他、江少愚『皇朝事實類苑』卷三「官政治績・李南公」(楊億『楊文公談苑』を引く)、桂萬榮『棠陰比事』、『皇朝仕學規範』卷二〇(『皇朝名臣四科事實』を引く)などにも引用される。

(注)

(1) 李西公——關連記事によって「李南公」とする。『宋史』卷三五五に傳がある。

(2) 甲眞乙僞——強い方の傷が本物で、弱い方が僞物なのはおかしい。關連記事のように「乙眞甲僞」が正しいであろう。

(二十) 争去失下(辨)物主

昔有争鴨、以至訟庭。甲曰「是某之物」、乙曰「是某之物」、莫得而辨。宰問甲、「銀以何物」。甲曰、「穀也」。又問乙、乙曰、「飯也」。剖而視之、果穀也。乙伏其罪。又有人共圃栽茄、一旦甲竊乙之茄、

出園遇乙、争而至官。甲曰、「某自採己物、於乙無與」。宰令排列於庭、視之曰、「甲眞竊乙之物也。何以知之。蓋所採小大錯雜、若眞採己物、必不肯爾」。甲伏其罪。

(譯)

なくしたものについて争う場合は持ち主を判別する

昔アヒルがだれのものかを争って、お白砂へやって来たものがあった。甲は自分の物だといひ、乙も自分の物だといひので、どちらが本當か分からない。長官が甲に何を食べさせたか尋ねると、穀物だと言ふ。また乙に尋ねると、飯だと言ふ。そこでアヒルの腹を剖いて見ると、穀物だったので、乙は罪に伏した。また共同の菜園で茄子を栽培していた者がいた。ある時、甲が乙の茄子を盗んだが、菜園を出たところで乙に出會ひ、争いになつて役所にやつて來た。甲は、自分で自分の物を採つたので、乙とは關係がない、と言つた。長官はお白砂場に茄子を並べさせ、それを調べて、「甲は本當に乙の物を盗んだのである、どうしてそれが分かるかといへば、採つた茄子は大きさが大小ばらばらだ、もし本當に自分の物を採るのなら、そんなことをするはずがない」と言つたので、甲は罪に伏した。

(校)

○和刻本は「争去失下物主」を「争去失辨物主」に、「又問乙」を「復問乙」に、「蓋所採」を「今觀其所採」に、「必不肯爾」を「必肯爾耶」に、「甲伏其罪」を「乙(甲の誤り)語塞而伏罪」につくる。

(關連記事)

この條にも類似の記事は見當たらない。

(二二) 作縣不可科借^①

大凡作縣、兩稅自有常額。縣官正己以率下、則民間無隱負不輸、官中無侵盜妄用。未敢以爲有餘、亦何不足之有。惟作縣之人不自儉己、喫者・着者・日用者、般挈往來、送遺結托、置造器用、儲蓄囊篋、及其它百色之須、取給于吏輩。爲吏者、豈有將己財而奉縣官、不過就簿曆之中、恣爲欺弊。或以聖節祇待及修造公舍、敷派鄉都、或以和買・和雇及差役科徭、剝削百姓、巧作名色、其弊百端、不可悉舉。縣官既素受其污啖、往往知而不問。況又有瞽然不曉財賦之利病、及有曉者又與之通同作弊。以致侵盜官錢、陪斂民財、貪汚之名、遠播衆耳、身冒其憲、民受其殃、可勝言哉。凡居官蒞事、不可不謹。猾吏奸民、尤當詳察。若輕信吏人、則彼奸民遺賂、以曲爲直、從而斷決、豈不枉哉。聞有子弟爲官、瞽然不曉事理、又有與吏同貪、雖知其是否而妄決者、鄉民冤抑莫伸。仕官多無後者、以此。蓋亦思上之所以責任者何意、而下之所以赴愬於我者、正望我以伸其冤抑、我其可以不公其心哉。凡爲官吏、當以公心爲主。非特在己無愧、而子孫亦職有利矣。

(譯)

縣の知事になつたらいわれない税金を課したり、公金を前借してはならない

縣を治めるには、兩税におのずと決まつた額がある。知事が己を正して下々の者を率いれば、民間では隱蔽、違反や税を送らないということがなく、役所では横領、使い込みや浪費がなくなるだろう。そうすれば餘裕があるとはいかなくとも、どうして足らないことがあるう。ただ知事が自ら儉約せずに、食べるもの、着るもの、日用品、行き來にたずさえる交際用の贈り物、用度品の購入、個人の貯蓄、その他さまざまな必要経費を、みな胥吏から調達す

れば、胥吏たる者、自分の財産を知事にささげるはずもなく、ただ帳簿を操作して、勝手に不正をするばかりである。皇帝や皇后などの誕生日の供應や役所の建物の修造は、地域に割り當てて負擔させ、お上の強制買い上げや雇い上げ、徭役の徵發によって人民から收奪し、巧みに名目を作る。その弊害は多岐に亘り、ことごとく擧げることはできない。知事はふだんから彼等のよこしまな利益供與を受けているので、往々にして知っていないがらも不問に付す。ましておろかで財政の問題點が分かつていない者や、分かっているにもかかわらず、不正の弊害をなす者がいてはなおさらのことである。そのために、公金を横領したり、民の財を厳しく取り立てたりして、不正の評判が遠くまで多くの人々の耳に廣まり、本人は法律を犯し、民はわざわざいを受けること、言い盡くすことができないほどである。およそ官位にあって政事に臨むときには、慎重であらねばならない。狡猾な胥吏やよこしまな民にはよく氣をつけねばならない。もし輕はずみに胥吏を信じれば、よこしまな民が賄賂を贈り、間違つたことを正しいとし、それに従つて判決を下して、無實の者を罪に陥れることになつてしまふ。子弟で官途につきながら、おろかで物の道理がわからず、胥吏と一緒に不正をはたらき、ことの是非を知りながらでたらめな判決を下す者が時々いるが、これでは郷民がぬれぎぬを着せられても訴えることができない。仕官する者に子孫の絶えることが多いのは、このためなのである。どうしてそれでもなお、お上が自分にこの責務をあたえたのはどういう意向なのか、下々の者が自分に訴えてくるのは自分に無實の罪を晴らしてくれるよう期待してのことだから、自分はどうしても公平な心をもたずにおられよう、ということをおぼえないのだから。すべて役人となるには、公平を心

掛けねばならない。そうすれば、自分も恥じるところがないばかりでなく、子孫にもまた利益があるであろう。

(校)

○和刻本「作縣不可科借」

大凡作縣、兩稅自有常額、足以充上供、爲州縣之用、役錢亦有常額、足以供解發・支雇。縣官正己以率下、則民間無隱負不輸、官中無侵盜妄用。未敢以爲有餘、亦何不足之有。惟作縣之人不自檢己、喫者・着者・日用者、般挈往來、送遺結託。置造器用、儲蓄囊篋、及其它百色之須、取給于手分鄉司。爲手分鄉司者、豈有將己財而奉縣官、不過就簿曆之中、恣爲欺弊。或攬人戶稅物而不納、或將到庫之錢而它用、或爲作過軍過客券旁及修葺廨舍而公求支破、或陽爲解發而中途截撥、其弊百端、不可悉舉。縣官既素受其汚啖、往往知而不問。況又有嘗然不曉財賦之利病、及曉之者又與之通同作弊。一年之間、雖至小邑、虧失數千緡、殆不覺也。於是有橫科預借之患、及有拖缺州郡之數。及將任滿、請託關節、以求脫去、而州郡遂將積缺勒令後政補償。夫前政以一年財賦不足一年支解、爲後政者豈能以一年財賦補足數年財賦。故於前政預借錢物、多不認理、或別設巧計、陰奪民財、以求補足舊缺、其禍可勝言哉。凡居官蒞事、不可不子細。猾吏奸民、尤當深察。若輕信吏人、則彼受鄉民遺賂、百端撰造、以曲爲直、從而斷決、豈不枉哉。聞有子弟爲官、嘗然不曉事理者、又有與吏同貪、雖知其是否而妄決者。鄉民冤抑莫伸、仕官多無後者、以此。蓋亦思上之所以責任我者何意、而下之所以赴愬於我者、正望我以伸其冤抑、我其可以不公其心哉。凡爲官吏、當以公心爲主。非特在己無愧、而子孫亦職有利矣。

(關連史料)

1 『袁氏世範』卷中「處己」第六八條「官有科付之弊」

(注)

縣道有非理橫科及預借官物者、必相率而次第陳訟。蓋兩稅自有常額、足以充上供・州用・縣用、役錢亦有常額、足以供解發・支雇。縣官正己以率下、則民間無隱負不輸、官中無侵盜妄用。未敢以爲有餘、亦何不足之有。惟作縣之人不自檢己、喫者・著者・日用者、般挈往來、送遺結託、置造器用、儲蓄囊篋、及其它百色之須、取給于手分鄉司。爲手分鄉司者、豈有將己財而奉縣官。不過就簿曆之中、恣爲欺弊。或攬人戶稅物而不納、或將到庫之錢而他用、或爲作過軍過客券旁及修葺廨舍而公求支破、或陽爲解發而中途截撥。其弊百端、不可悉舉。縣官既素受其汚啖、往往知而不問。況又有嘗然不曉財賦之利病、及曉之者又與之通同作弊。一年之間、雖至小邑、虧失數千緡、殆不覺也。於是有橫科預借之患、及有拖缺州郡之數。及將任滿、請託關節、以求脫去、而州郡遂將積缺勒令後政補償。夫前政以一年財賦不足一年支解、爲後政者豈能以一年財賦補足數年財賦。故於前政預借錢物、多不認理、或別設巧計、陰奪民財、以求補足舊缺、其禍可勝言哉。大凡居官蒞事、不可不子細。猾吏姦民、尤當深察。若輕信吏人、則彼受鄉民遺賂、百端撰造、以曲爲直、從而斷決、豈不枉哉。聞有子弟爲官、嘗然不曉事理者。又有與吏同貪、雖知其是否而妄決者。鄉民冤抑莫伸。仕官多無後者、以此。蓋亦思上之所以責任我者何意、而下之所以赴愬於我者、正望我以伸其冤抑、我其可以不公其心哉。凡爲官吏、當以公心爲主、非特在己無愧、而子孫亦職有利矣。

(1)

科借——和刻本および『袁氏世範』にいう「橫科預借」のこと。ただし内閣本は、これに相當する本文を省略しているので、この題は意味をなさない。

(2)

送遺——和刻本の「送貴」ならば、貴顯の人におくること。ただし『袁氏世範』は「送遺」である。

(3)

聖節祇待——『元典章』卷二八禮部一「禮制・慶賀」に、「聖節拈香、前期一月、内外文武百官、躬詣寺觀、啓建祝延聖壽萬安道場、至期滿散、其日質明、朝臣詣闕稱賀。外路官員、則率僚屬儒生・父老・僧道・軍公人等、結綵香案、呈舞百戲、夾道祇迎、就寺觀望闕、致香案下設官屬褥位、叙班立、先再拜、班首前跪、上香、舞蹈、叩頭、三呼萬歲、公吏人等高聲呼、就拜、興、再拜。禮畢、捲班、就公廳設宴而退」とあり、皇帝の誕生日慶賀の行事に相當の費用がかかったことがわかる。その費用を民間から徵集することの弊害については、『元典章』新集刑部「雜禁・禁借辦習儀物色」に、「至治二年五月抄到、延祐元年三月 日、袁州路奉江西行省劄付、准左丞相榮祿咨、體知得、每遇賀正・聖節贊儀行禮、設置官員幕次、合用鋪陳・氈褥・頂帳等物、未免有司應辦、而坊正人等、借歛於民、供用之後、其物多有不能盡數給主、或刁蹬取要錢物取贖、或虛稱迷失不存、其於百姓、深爲未便。咨請行下台屬、禁治施行。省府仰依上施行」とみえる（同様の記事は『通制條格』卷二七「雜令」などにもある）。したがってこの箇所は、おそらくは元代の情況をを反映するものである。

(4)

郷都——宋代における郷村組織は、はじめ郷・里であったが、南宋末になると里制が崩壊し、郷・都・村がそれに取って代わる。都はもともと保甲制に由來し、里とはまったく別に設定されたものであり、地名ではなく「第一都」というように番號で數えられる。元代江南では、郷村制度と

(5)

して一律に郷都制が採用され、郷ごとに里正一名が、都ごとにその規模に應じて主首二、四名が置かれ、徵稅・治安維持にあたった。内閣本にみえる「郷都」の記述は、南宋末から元代の江南の郷村組織を記したものである。

手分郷司——「手分」は宋代の州縣で文書を掌る胥吏の名で、民間から雇用された。蘇轍「論衙後諸役人便札子」に「小民願充州縣手分」とある。「郷司」は「書手」あるいは「郷書手」ともいい、唐末五代より史料に現れる。本來は郷村の農民が輪番で縣の行政の末端を擔う職役であったが、南宋以後なれば胥吏化し、縣と郷を結ぶ役割を果たすようになり、兩稅徵收、差役徵發を行った。攬納の弊害は南宋以後しばしば指摘されている。手分と郷司は元代でも引き續き置かれた。

(6)

過軍過客券旁——過軍は軍隊を犒勞する臨時の賜與。「券旁」は兵員などへの支給に用いる文書か。宋・魏了翁「鶴山先生大全文集」卷二十七「畫一榜諭將士」に、「一大軍家糧及行軍券食錢米、多是勘請、曹司循習舊弊、妄有除剋、或收留券旁、百端遷延、以致軍士怨嗟。竝仰諸軍收領、覺察申舉、如有犯者照軍法施行」、また宋・洪适「盤洲文集」卷四十二「戌兵請給驅磨阻滯劄子」に「臣契勘、鎮江諸軍出戌、自來不曾借請、亦不分擘券曆。每遇差出、即都統司量遠近、以人數移文、總領所預勘兩月或三月錢米、每軍逐將攬類姓名、造成券旁、發到糧審院、即時批放」とみえる。

(古松)

警世格言

(校)

○故宮本前集卷九「人事類・警世格言」、北大本乙集卷上「人事類・警世格言」、洪武本後集卷二「人事類・警世格言」、成化本前集卷六「人事類・警世格言」は同文で、まま省略がある。

○和刻本庚集卷四「訓戒嘉言」は、1「居鄉七約・呂學士鄉黨規約」、4「治心六本・黃石公丹書」、5「致富五事・管子農務篇」、6「致富五事・管子農務篇」、7「不言七戒・范益謙座右戒」、8「不可七戒・范益謙座右戒」、9「安樂四休・孫景初安樂法」のほか、「處鄉四事・呂氏鄉約」、「居家四本・余氏家約」を収める。

古人有一言可以終身行之者、故後世則之焉。今取前輩一言片語、可爲日用常行之助者、竝悉存在之。

(譯)

昔の人には、一つの言葉を終身實行するような人がいたので、後世もそのような人を手本とした。今、先輩の片言隻句の中から、日常の行いの助けとなる言葉を選び、それらをみなここに記録する。

(注)

(1) 有一言可以終身行之者——『論語』「衛靈公」に「子貢問曰、有一言可以終身行之乎。子曰、其恕乎」とある。

(二) 居鄉七約 呂學士鄉黨規約

一曰水火、小則遣人救、大則親仕(往)、多率人救之、竝弔之。

二曰盜賊、近者同力捕之、力不能、告衆白官、盡力捕之。

三曰疾病、小則遣人問之、甚則親爲問藥、貧乏則助之。

四曰死喪、闕人力則往助其事、闕財則賻物及與借貸。

五曰孤弱、家能自贍、則爲經理。或擇近親可託者主之。

六曰誣枉、有誣枉不能自伸者、可聞于官府、爲分析之。

七曰貧乏、有安貧守分而生計大不足者、衆以財濟之。

(譯)

「鄉里にいて守るべき七つの規約・呂學士鄉黨規約」

一に水害と火災。小さければ人をやって救助させ、大きい場合は自分で出向き、大勢人を連れていって救助し、かつ見舞を言う。

二に盜賊。近い場合は協力して捕え、力及ばなければ、みなに告げ、官に報告し、力を盡くして捕まえる。

三に病氣。輕ければ人をやって見舞わせ、重ければ自分で行って藥のことを聞き、貧乏な場合は援助する。

四に葬式。人手が足りなければ行って手傳い、金が足りなければ香典を贈り、また貸してあげる。

五は幼い孤兒。家が自給できるなら代りに管理してやり、或いは近親の信賴できる者に面倒をみさせる。

六は冤罪。濡れ衣を着せられ、自分でそれを晴らすことができない者がいれば、代りに役所に訴えて、辯明してやる。

七は貧乏。貧乏に甘んじて分を守っていても、生計が大變苦しい者には、みなで援助してやる。

(校)

○和刻本、洪武本は「仕」を「往」につくる。

○和刻本は「爲分析之」を「則爲言之」につくり、末尾に「右呂氏鄉約中語、朱文公亦有識、不便于今者損之」とある。

(關連記事)

1 宋・呂大防『呂氏鄉約』(『續四庫全書』所收南宋刊本)「患難相

恤

一日水火 小則遣人救之、甚則親往、多率人救且弔之。
二日盜賊 近者同力追捕、有力者爲之官司、其家貧則爲之助力募賞。

三日疾病 小則遣人問之、甚則爲訪醫藥、貧則助其養疾之費。
四日死喪 闕人則助其幹辦、乏財則賻贈借貸。

五日孤弱 孤遺無依者、若能自贖、則爲之區處、稽其出內、或聞于官司、或擇人教之。及爲求婚姻、貧者協力濟之、無令失所。

若有侵欺之者、衆人力爲之辨理。若稍長而放逸不檢、亦防察約束之、無令陷於不義。

六日誣枉 有爲人誣枉過惡不能自伸者、勢可以聞于官府、則爲言之。有方略可以救解、則爲解之。或其家因而失所者、衆共財濟之。

七日貧乏 有安貧守分而生計大不足者、衆以財濟之。或爲之假貸置產、以歲月償之。

(注)

(1) 呂學士鄉黨規約——宋の呂大防撰『呂氏鄉約』。朱子による「增損呂氏鄉約」(『朱文公文集』卷七十四)がある。呂大防は『宋史』三四〇、『宋元學案』卷七九六に傳がある。

(二) 處鄉四事 呂氏鄉約

一日德業相勸。二日過失相規。三日禮俗相成。四日患難相恤。

(譯)

郷里で身を處するための四つのこと・呂氏郷約

一に德行を勧め合い、二に過失を戒め合い、三に日常禮儀をもつて互いに人格を形成し、四に苦しい時は助け合う。

(關連記事)

1 『呂氏郷約』：「凡郷之約四。一日德業相勸。二日過失相規。三日禮俗相交。四日患難相恤。」

(三) 居家四本 余氏家約^①

讀書起家之本。循理保家之本。勤儉治家之本。和順齊家之本。

(譯)

家庭の四つの基本・余氏家約

勉強は家を起こす本。筋を通すのは家を守る本。勤勉儉約は家を治める本。なごやかにしたがるのは家をととのえる本。

(關連記事)

1 明・楊士奇『東里集』續集卷十三「余氏族譜序」

余氏自宋襄公靖知吉州、其仲子西融州通判仲忠、娶奉和陳氏、來居邑之萬歲巷。西融生南昌令仁。南昌篤於行義、嘗爲家訓曰、

「讀書起家之本。循理保家之本。勤儉治家之本。和順齊家之本。」

2 明・張永明『張莊僖文集』卷五「端家範」

朱晦翁居家四本。「讀書起家之本。循理保家之本。勤儉治家之本。和順齊家之本」。

(注)

(1) 余氏——余靖、『宋史』卷三百二十に傳がある。歐陽脩『歐陽文忠公集』卷二十三の「神道碑」によると、子の名は仲荀であり、關連記事1「余氏族譜序」と異なる。

(四) 治心六本 黃石公丹書^①

一日立身有義而孝爲本。二日戰陣勇烈而猛爲本。三日喪祀有禮而哀爲本。四日政治有理而農爲本。五日生財有時而勤爲本。六日居國

有道而嗣爲本。

(譯)

心を治める六つの基本・黃石公丹書

一に身を立てるには道があるが孝行が基本。二に戰陣では勇氣が必要だが猛々しさが基本。三に葬儀と祭には禮が必要だが哀しみが基本。四に政治には筋道が必要だが農業が基本。五に財産を増やすには時期があるが勤勉が基本。六に國をたもつには道があるが跡繼ぎが基本。

(關連記事)

1 『孔子家語』卷四「六本第十五」

孔子曰、行己有六本焉、然後君子也。立身有義矣而孝爲本。喪祀有禮矣而哀爲本。戰陣有列矣而勇爲本。治政有理矣而農爲本。居國有道矣而嗣爲本。生財有時矣而力爲本。

○『類說』卷三十八に引く『孔子家語』には「矣」がない。

(注)

(1) 黃石公丹書—晉・李石(實は宋人の假託)編『續博物志』

卷七に「黃石公丹書、身之八殺、貪殘酷姦校佞許復、命之四業、背惠、恃己、押不肖、妬賢能」とあるが、本條がなぜ「黃石公丹書」とよばれているのかはわからない。

(五) 致富五事 管子農務篇^①

一曰山澤救於火、草木得植茂、家之富也。
二曰溝瀆遂於隘、障水安其藏、家之富也。
三曰桑麻殖於野、五穀宜其地、家之富也。
四曰六畜育、瓜匏葷菜百果備、家之富也。
五日工事無刻鏤、女事無文章、家之富也。

(譯)

家を富ますための五つのこと・管子農務篇

一に山林や澤で火に用心して、草木が繁るのは、家の富みである。二に灌漑用水がせまいところまでとき、溜め池の貯水量が安定するのは、家の富みである。三に桑や麻を野に植え、五穀が土地に適しているのは、家の富みである。四に家畜が育ち、野菜や果物がそろっているのは、家の富みである。五に建築や器物を彫刻で飾らず、女性の仕事である織物や裁縫にあや模様がないのは、家の富みである。

(關連記事)

1 『管子』卷一「立政第四」

君之所務者五、一曰山澤不救於火、草木不植成、國之貧也。二曰溝瀆不遂於隘、障水不安其藏、國之貧也。三曰桑麻不植於野、五穀不宜其地、國之貧也。四曰六畜不育於家、瓜匏葷菜百果不備具、國之貧也。五日工事競於刻鏤、女事繁於文章、國之貧也。故曰、山澤救於火、草木植成、國之富也。溝瀆遂於隘、障水安其藏、國之富也。桑麻植於野、五穀宜其地、國之富也。六畜育於家、瓜匏葷菜百果備具、國之富也。工事無刻鏤、女事無文章、國之富也。

(注)

(1) 農務篇—『管子』に「農務篇」はない。

(六) 致富五事 管子農務篇

一曰山澤不救於火、草木不得茂植、家之貧也。
二曰溝瀆不遂於隘、障水不安其藏、家之貧也。
三曰桑麻不殖於野、五穀不宜其地、家之貧也。

四曰六畜不育、瓜瓞萢菜百果不具、家之貧也。
五日工事競於刻鏤、女事繁於文章、家之貧也。

(譯)

家が貧乏になる五つのこと・管子農務篇

一に山林や澤で火に用心せず、草木が繁らないのは、家を貧しくすることである。二に灌漑用水がせまいところまでとどかず、溜め他の貯水量が安定しないのは、家を貧しくすることである。三に桑や麻を野に植えず、五穀が土地に適していないのは、家を貧しくすることである。四に家畜が育たず、野菜や果物がそろわないのは、家を貧しくすることである。五に建築や器物を彫刻の飾りで競いあい、女性の仕事である織物や裁縫にあや模様があるのは、家を貧しくすることである。

(七) 不言七戒 范益謙座右戒

- 一、不言朝廷利害、邊報差除。
- 二、不言州縣官員長短得失。
- 三、不言衆人所作過惡之事。
- 四、不言仕進官職趨時附勢。
- 五、不言財利多少、厭貧求富。
- 六、不言淫媒戲慢、評論女色。
- 七、不言求覓人物、干索酒食。

(譯)

口にしてはならない七つの戒め・范益謙の座右戒

- 一、朝廷の利害關係、邊境の情報、官吏の任命移動を口にしない。
- 二、地方官の長短得失を口にしない。
- 三、衆人の行爲の過ち、惡行を口にしない。
- 四、官職の出世のため時流を追ったり、權勢になびくようなことを口にしない。
- 五、財産、利益がどれだけあるとか、貧乏を厭い富を求めるよ

うなことを口にしない。

- 六、猥褻な戯れ言や女性の品定めのようなことを口にしない。
- 七、他人の物をねだったり、酒食をたかるようなことを口にしない。

(關連記事)

- 1 『小學』卷五「嘉言第五」に引く「范益謙座右戒」は同文。ただ「三、不言衆人所作過惡」とし「之事」がない。
- 2 『古今事文類聚』別集卷八「文章部」の「張思叔座右銘」は同文。
- 3 明・劉麟「清惠集」卷十一にも「范益謙座右戒」を引く。

(注)

- (1) 范益謙——范冲。『宋史』卷四百三十五「儒林傳」に傳がある。

(八) 不可七戒 范益謙座右戒

- 一、人附書信、不可開拆沈滯。
- 二、與人竝坐、不可窺人私信。
- 三、凡入人家、不可看人文字。
- 四、凡借人物、不可損壞不還。
- 五、凡喫飲食、不可揀擇去取。
- 六、與人同處、不可自擇便利。
- 七、見人富貴、不可歎羨詆毀。

(譯)

やってはならない七つの戒め・范益謙の座右戒

- 一、人の手紙をこつかつたら、開けたり遅延してはならない。
- 二、人とならんで坐ったら、人の私信をのぞいてはならない。
- 三、すべて人の家に人ったら、人の文書を見てはならない。
- 四、すべて人の物を借りたら、壊したり返さなかったりしてはならない。
- 五、すべて飲食の場合には、えりごのみしてはならない。

六、人といっしょの時は、自分だけ都合のよいようにしてはならない。

七、人が金持ちなのを見て、羨んだりそしたりしてはならない。

(九) 安樂四休 孫景初安樂法

一曰、粗茶淡飯、飽即休。二曰、補破遮寒、暖即休。

三曰、三平二滿^①、過即休。四曰、不貪不妬、老即休。

(譯)

健康のためやめるべき四つのこと・孫景初の健康法

一、粗食をして、満腹になったら食べるのをやめる。

二、寒くない程度に粗末な服を着て、暖かくなったらそれ以上、着るのをやめる。

三、平穩な暮らしをおくり、度が過ぎたと思ったらやめる。

四、貪らず、嫉妬せず、年をとったら欲を出すのをやめる。

(關連記事)

1 宋・黃庭堅『山谷集』卷八「四休居士詩竝序」

太醫孫君防、字景初、爲士大夫發藥、多不受謝、自號四休居士。

山谷問其說、四休笑曰、粗茶淡飯、飽即休。補破遮寒、暖即休。

三平二滿、過即休。不貪不妬、老即休。山谷曰、此安樂法也。

○宋・陳直撰、元・鄒鉉續(卷二以後)『壽親養老新書』卷二、

元・胡文炳『純正蒙求』卷中「東坡三養、景初四休」、元・蔡正

叔『詩林廣記』後集卷五「黃山谷」、元・無名氏『氏族大全』卷

五「孫・四休居士」、明・高濂『遵生八箋』卷七「起居安樂笈」

などにも引用。

(注)

(1) 三平二滿——平穩な暮らしのたとえ。宋・陳叔方『穎川語

小』卷下に「俗言三平二滿、蓋三遇平、二遇滿、皆平穩得過

之日。五角六張者、五遇角、六遇張、其日不穩多乖、故云乖

角乖張也」とある。「平滿」は占術でいう建除法の用語で、

平は巳、滿は辰に相當する。『淮南子・天文訓』に「寅爲建、

卯爲除、辰爲滿、巳爲平、主生。午爲定、未爲執、主陷。申

爲破、主衡。酉爲危、主杓。戌爲成、主少德。亥爲收、主大

德。子爲開、主太歲、丑爲閉、主太陰」とある。

(十) 過時六悔 寇萊公^①六悔銘

官行私曲、失時悔。富不儉用、貧時悔。藝不少學、過時悔。見事不

學、用時悔。醉後狂言、醒時悔。安不將息、病時悔。

(譯)

時が経ってしまったてからの六つの後悔・寇萊公六悔銘

官にかこつけて私のひが事を行えば、失敗した時に後悔する。富

裕な時に儉約しなければ、貧乏になった時に後悔する。藝は若い

時に學ばねば、時が過ぎてから後悔する。その場で見た時に學ね

ば、使う時に後悔する。酔って暴言をはけば、醒めてから後悔す

る。健康な時に養生しなければ、病氣になってから後悔する。

(關連記事)

1 宋・王應麟『小學紺珠』卷十「儆戒類・六悔」に引く「寇萊公

六悔銘」は同文。

2 『純正蒙求』卷中に「萊公六悔、融堂八忍」がある。

(注)

(1) 寇萊公——寇準。眞宗の時の宰相。『宋史』卷二八一に傳があ

る。

(十二) 存心警語(以下、韻字に。△を附す。以下同)

① 天道遠、人道邇。順人情、合天理。

(譯)

天の道は遠く、人の道は近い。人情にしたがい、天理に合わせる。

(關連記事)

1 『左傳』昭公十八年三月：「子產曰、天道遠、人道邇、不可及也。」
2 宋・方實『涼山讀周易記』卷十二「姤」：「上合天理、下順人情。」

② 人間私語、天聞若雷。暗室欺心、神目如電。

(譯) 人間界のこそこそ話も天上では雷のように聞こえ、暗い部屋だからといって自分の心を欺いても、神様の目は稻妻のようですべてお見通し。

(關連記事)

1 『留鞋記』(『元曲選』本、以下同) 雜劇第二折・伽藍云：「人間私語、天聞若雷。暗室虧心、神目如電」、『看錢奴』第一折・正末云、『朱砂擔』雜劇第四折・大尉云も同じ。
2 元・李孝光『五峰集』卷八「又題其(丁憲使)四知圖」：「人間私語句言動、暮夜如何可受金。」
3 唐・駱賓王『螢火賦』：「類君子之有道、入暗室而不欺。」

③ 善有善報、惡有惡報。善惡無報、時節未到。

(譯) 善には善の報い、惡には惡の報い。善惡に報いがないのは、その時がまだ來ていないだけだ。

(關連記事)

1 『看錢奴』第一折・靈派侯云：「善有善報、惡有惡報。不是不報、時辰未到。」『來生債』雜劇第一折・曾云も同じ。

2 宋・俞成『螢雪叢說』(『說郛』卷十五上) 卷下「善惡有報」：「夫善有善報、善人爲善、而天或不以善報、非無報也、蓋未報也。惡有惡報、惡人爲惡、而天或不以惡報、非無報也、蓋未報也。……大藏經云、善若無報、其善未熟。其善熟時、必受其福。惡若無報、其惡未熟。其惡熟時、必受其苦。」

3 『法句經』卷上「惡行品」(大正藏二二〇)：「妖孽見福、其惡未熟。至其惡熟、自受罪虐。貞祥見禍、其善未熟。至其善熟、必受其福。」

④ 深耕淺種、尙有天災。利己損人、豈無果報。

(譯) 深く耕し浅く種まきしても、なお天災はある。己を利し人を損なえば、どうして報いがないものか。

(關連記事)

1 宋・黃震『黃氏日抄』卷八十「公移三」：「農夫深耕淺種、尙有天災。」
2 明・邱濬『大學衍義補』卷十四：「甚而委隣爲壘、利己損人。」
3 『趙氏孤兒』雜劇第一折「醉中天」曲：「却不道利自己損別人。」
⑤ 種麻得麻、種豆得豆。天網恢恢、疎而不漏。
(譯) 麻を植えれば麻がとれ、豆を植えれば豆がとれる。天の網は大きくまばらなようでも漏らさない。

(關連記事)

1 宋・吳如愚『准齋雜說』卷上「種德喻」：「種麻得麻、種豆得豆、

顧其所種者如何耳。」

2 『呂氏春秋・離俗覽』：「夫種麥而得麥、種稷而得稷、人不怪也。」

3 安世高譯『佛說分別善惡所起經』：「種稻得稻、種豆得豆。知人作善得善、作惡得惡矣。」

4 『老子』七十三章：「天網恢恢、疎而不失。」

5 『魏書』卷十九中「元澄傳」：「天網恢恢、疎而不漏。」

⑥ 人可欺、天不可欺。人可瞞、天不可瞞。

(譯) 人は侮ることができても、天は侮れない。人はだませても、天はだませない。

(關連記事)

1 『漢書』卷七十五「京房傳」：「故云人可欺、天不可欺。」

⑦ 人善人欺天不欺。人惡人怕天不怕。

(譯) 善人は人が侮るが、天は侮らない。惡人は人がこわがるが、天はこわがらない。

(關連記事)

1 『張協狀元』戲文(錢南揚校注『永樂大典戲文三種』所收)第三十五齣：「人善人欺天不欺。人惡人怕天不怕。」

『殺狗勸夫』雜劇第二折「耍孩兒」曲：「可不道人善人欺天不欺。」

⑧ 若問前世因、今生受者是。若問後世因、今生作者是。

(譯) 前世の因を聞くなれば、今受けているものがそれだ。後世の因を聞くなれば、今やっているものがそれだ。

(關連記事)

1 『秘殿珠林』卷四「明人書內府金藏經」：「故知前世因、今生受者是。故知後世因、今生作者是。」

⑨ 但存心裏正、不用問前程。但能依本分、前程不用問。

(譯) 心を正しくもちさえすれば、將來の心配はいらない。本分を守りさえすれば、將來は心配ない。

(關連記事)

1 『宋名臣言行錄』前集卷七「王禹偁」：「年七八歲已能文。畢文簡爲郡從事、始知之問、其家以磨麵爲生、因令作磨詩。元之不思以對。但存心裏正、無愁眼下遲。若人輕着力、便是轉身時。」『記纂淵海』卷七十四、「詩話總龜」後集卷五、「純正蒙求」卷中にも引用されている。

2 宋・惠洪『冷齋夜話』卷五「遺文正公蚊詩」：「飽去櫻桃重、飢來柳絮輕。但知離此去、不用問前程。」

○『類說』卷十六にも引用。

3 『五燈會元』卷十七「金陵保寧寺圓瑛禪師」：「但知行好事、不用問前程。」

⑩ 依本分、不用問。

(譯) 本分を守れば、心配ない。

⑪ 踏實地、無煩惱。

(譯) 地道にやれば、悩みはない。

(關連記事)

1 宋・陳起『江湖後集』卷十二「過新蓬二韻」：「脚踏實地無偏頗、

著身高處不爲勞。」

⑫ 力到處、行方便。

(譯) 力の及ぶ時かぎりは、人助けをなさい。

(關連記事)

- 1 『宋史』卷四十三「李播傳」：「但隨力到處、有以及物、卽功業也。」

⑬ 得意處、早回頭。

(譯) 得意な時に、早く自分の本來の姿を顧みなさい。

(關連記事)

- 1 宋・方夔『富山遺稿』卷三「猩猩」：「君看得意處、早轉潮頭舵。」
- 2 宋・邵雍『擊壤集』卷五「自況」詩：「名利場中難着脚、林泉路上早回頭。」
- 3 『金瓶梅詞話』九十二回：「事遇機關須進步、人道得意早回頭。」

⑭ 心不負人、面無慙色。

(譯) 心中、人に背くことがなければ、顔に恥じる色は浮かばない。

(關連記事)

- 1 『祖堂集』卷十九「陳和尚」：「師曰、心不負人、面無慙愧。」
- 『雲門匡眞禪師廣錄』卷上「古尊宿語錄」卷十五「師曰、心不負人、面無慙色。」その他『洛陽無德禪師語錄』卷上など語錄に多見。明・葉子奇『草木子』卷二下：「諺云、心不負人、面無慙色。」

⑮ 諸惡莫作、衆善奉行。

(譯) よろず惡行は行うな、よろず善行をつつしんで行え。

(關連記事)

- 1 曇無讖譯『大般涅槃經・梵行品』：(大正藏三七四)「諸惡莫作、諸善奉行。」
- 2 『西陽雜俎』續集卷四：「相傳云、釋道欽住徑山：劉忠州晏、嘗乞心揭、令執鑪而聽、再三稱、諸惡莫作、衆善奉行。晏曰、此三尺童子皆知之。欽曰、三尺童子皆知之、百歲老人行不得。」

⑯ 人心生一念、天地悉皆知。

(譯) 人の心に一念が生ずれば、天地がみなそれを知っている。

(關連記事)

- 1 『西遊記』第八回：「人心生一念、天地盡皆知。善惡若無報、乾坤必有私。」
- 2 『西遊記』第八十七回：「人心生一念、天地悉皆知。善惡若無報、乾坤必有私。」
- 3 宋・俞琬『周易參同契發揮』卷中：「古云、天地悉皆歸、須學無爲清靜訣。」

⑰ 善惡若無報、乾坤必有私。

(譯) 善惡に報いがなければ、天地にきっと私心があることになってしまう。

(關連記事)

- 1 宋・俞成『螢雪叢說』卷下「善惡有報」：「善惡若無報、乾坤必有私。此古語也。」

(十二) 處己警語

① 千經萬典、孝義爲先。天上人間、方便第一。

(譯)

多くの經典の中でも孝義がまっさきに説かれている。天上でもこの世でも人の方便をはかることが第一だ。

(關連記事)

1 『秘殿珠林』卷四「明人書内府金藏經」：「千經萬典、開導誘掖」

2 明・王守仁『王文成全書』卷二「啓問道通書」：「只良知上用功、雖千經萬典、無不吻合。」

3 『諱范叔』雜劇第二折・院公云：「天上人間、方便第一。莫待他年、纔想今日。」

4 『小孫屠』戲文(『永樂大典戲文三種』)第十齣：「天上人間、方便第一。」

便第一。」

② 謹則無憂、忍則無辱。靜則常安、儉則常足。

(譯)

慎重であれば憂いはなく、忍耐すれば恥辱はない。静かであればいつも安らか、儉約すれば常に充足する。

(關連記事)

1 明・張永明『張莊信文集』卷五「語錄」：「謹則無憂、忍則無辱。靜則常安、儉則常足。」

靜則常安、儉則常足。」

③ 晚食當肉、緩步當車。無罪當貴、無災當福。

(譯)

ゆっくり食べれば肉はいらない、ゆっくり歩けば車はいらない。罪がないのが貴い身分、災いなければ幸せだ。

(關連記事)

1 『戰國策』「齊宣王」：「晚食以當肉、安步以當車。無罪以當貴、清淨貞正以自虞。」

清淨貞正以自虞。」

2 『北齊書』卷四五「祖鴻勳傳」：「緩步當車、無罪當貴。」

④ 得忍且忍、得戒且戒。不忍不戒、小事成大。

(譯)

我慢できることはまあ我慢する、戒められることはできれば戒める。我慢も戒めもしなければ、小さな争いが大きくなる。

(關連記事)

1 宋・陳管卿『赤城志』卷三十七「戒紛争」の「俗語云」、また

宋・應俊輯『琴堂論俗編』卷下「戒紛争」は同文。

⑤ 知足常足、終身不辱。知止常止、終身無恥。

(譯)

満足することを知っていれば、いつも満ち足り、一生、辱めに遭うことはない。止めるべきところを知って、いつもそこで止めておけば、一生恥をかくことはない。

(關連記事)

1 『老子』：「知足不辱、知止不殆。」

2 『遵生八箋』卷二：「又(元・史弼『景行錄』)云、知足常足、終身不辱。知止常止、終身不恥。」

身不辱。知止常止、終身不恥。」

⑥ 大廈千間、夜臥八尺。良田萬頃、日食二升。

(譯)

千間もある大きな建物に住んでいても、夜寝るのに必用なのは

たったの八尺、美田が萬頃あっても、毎日食べるのはたかが二升。

(校)

。北大本はこの條を缺く。

(關連記事)

1 宋・陳録『善誘文・趨清獻公座右銘』(『說郛』七十三下)：「良田萬頃、日食二升。一飽之外、皆他人享。大廈千間、夜臥八尺。一席之外、皆是餘地。」

⑦ 君子力逾牛、不與牛爭鬪。君子力逾馬、不與馬爭走。

(譯)

君子は牛より力持ちでも、牛と争うわけではない。君子は馬より力持ちでも、馬と競走するわけではない。

(校)

。北大本はこの條を缺く。

(關連記事)

1 『荀子・堯問篇』：「君子力如牛、不與牛爭力。走如馬、不與馬爭走。知如士、不與士爭知。」

2 『戒子通錄』卷一「周公」も同じ。

⑧ 爽口味多終作疾。快心事過必爲殃。

(譯)

おいしい物も食べ過ぎれば病氣になる。心地よいこともやりすぎればきつとわざわざいをもたらず。

(關連記事)

1 宋・陳録『善誘文・超清獻公座右銘』：「爽口味多須作疾。快心事過必爲殃。」

⑨ 平生不作皺眉事、天下應無切齒人。

(譯)

ふだんから眉をしかめるようなことをしなければ、この世に人を恨んで齒がみをするような者もいなくなるだろう。

(關連記事)

1 『漁隱叢話』後集卷二十二「邵康節」：「復齋漫錄云、邵堯夫居洛四十年、安貧樂道、自云未嘗皺眉、故詩云、平生不作皺眉事、天下應無切齒人。『詩人玉屑』卷十七、『詩話總龜』後集卷十九なども同じ。

⑩ 念念要如臨敵日、心心常似過橋時。

(譯)

いつも敵に臨むような心もちで警戒し、常に橋を渡る時のように用心する。

⑪ 是非只爲多開口、煩惱皆因強出頭。

(譯)

争いはただ餘計な口をきくことから起こり、怒りはみな出しゃばるところから生じる。

(關連記事)

1 『張協狀元』戲文第四十一齣・生曰：「一劍教伊死了休、黃泉路上必知羞。是非只爲多開口、煩惱皆因強出頭。」

2 『魔合羅』雜劇第三折・令史詩云、『鴛鴦被』雜劇・道姑詩云などにもみえる。

⑫ 自家掃取門前雪、莫管他人屋上霜。

(譯)

自分の家の門前の雪を掃けばよいので、人の家の屋根の上の霜までかまうな。

(關連記事)

1 『張協狀元』戲文第十齣：「勸君自掃門前雪、休管他人屋上霜。」

⑬ 慮患莫如謹守、畏影莫如息陰。

(譯)

災いが起きるのが心配なら慎重に身を守ることだ、影をおそれるなら木陰で休めばよい。

⑭ 無求勝布施、謹守勝持齋。

(譯)

(幸せを望むなら)人にお布施をするより、自分がなにも求めない方がよい、精進決齋するより、自分の身を慎むことだ。

(關連記事)

1 『善誘文・趙清獻公座右銘』：「知足勝持齋、無求勝布施。」

⑮ 安分身無辱、知幾心自閑。

(譯)

分に安んじれば恥辱に遭うことはなく、物事の變化をあらかじめ知ることができれば心には自ずと餘裕が生れる。

(關連記事)

1 邵雍『擊壤集』卷十二「安分吟」：「安分身無辱、知幾心自閑。難居人世上、却是出人間。」

⑯ 出門如見賓、入室如有人。

(譯)

外に出たら客人に會うように禮儀を守り、部屋に入ったらだれか人がいるつもりで行動を慎め。

(關連記事)

1 宋・無名氏編『毛詩李黃集解』卷三十四：「前輩有銘云、其出門如見賓、其入虛如有人。」

⑰ 聞善如不及、見惡如探湯。

(譯)

善を聞くにはまるで間に合わないかのように急ぎ、惡を見た時はまるでお湯に手を入れた時のようにさっと退く。

(關連記事)

1 『論語・季子』：「見善如不及、見不善如探湯。」
2 『淮南子・繆稱訓』：「文王聞善如不及、宿不善如不祥。」

⑱ 莫爲禍首、莫作福先。

(譯)

禍の首謀者となるな、人より先に福を求めるな。

(關連記事)

1 『莊子』「外篇・刻意」：「不爲福先、不爲禍胎。」

⑲ 知者省半、慎者全無。

(譯)

智恵のある人は災いの半分を省くことができるだけ、慎重な人は災いはまったくくない。

(關連記事)

- 1 明・萬民英『星學大成』卷七「金限」：「慎者全無知者半、智者能悟壽延從。」

⑳ 守口如瓶、防意如城。

(譯)

瓶に栓をするように口を閉ざして餘計なことは言わず、城を守るように厳しく氣を引き締めて誘惑にのらない。

(關連記事)

- 1 『朱子語類』卷百五：「守口如瓶、是言語不亂出。防意如城、是恐爲外所誘。」

㉑ 閉口深藏舌、安身處處牢。

(譯)

口を閉ざして舌を深くしまいこんでおけば、至るところこの身は安泰。

(關連記事)

- 1 『古今事文類要』後集卷十九「口」：「口是禍之門、舌是斬身刀。閉口深藏舌、安身處處牢。馮道」
- 2 『張協狀元』戲文第十齣：「閉口深藏舌、安身處處牢。」

㉒ 千言千中、不如一默。

(譯)

言うことがすべての中するより、黙っている方がよい。

(關連記事)

- 1 黃庭堅『山谷集』卷三「贈送張叔和」：「百戰百勝、不如一忍。」

萬言萬當、不如一默。」

- 2 『五燈會元』卷十七「可昌禪師」：「十語九中、不如一默。」

㉓ 百巧百成、不如一拙。

(譯)

よろず巧みな方法で成功するよりも、ただ無器用な方がよい。

(關連記事)

- 1 宋・王質『雪山集』卷十「王稚川眞贊」：「一聞百解、不如一拙。一日千里、不如一歇。」
- 2 宋・李石『方舟集』卷十四「用拙堂銘」：「百巧不如一拙」

㉔ 牆有縫、壁有耳。

(譯)

垣根に隙間、壁に耳あり。

(關連記事)

- 1 『詩經』「小雅・小辨」：「君子無易由言、耳屬于垣」、宋・楊簡『慈湖詩傳』卷十三：「今人謂之牆壁有耳、卽是意也。」

㉕ 一言既出、駟馬難追。

(譯)

一度、口に出した言葉は、四頭立ての馬車でも追いつけない。

(關連記事)

- 1 『廣弘明集』卷十八唐・釋惠淨「析疑論」：「一言易失、駟馬難追。」
- 2 『五燈會元』卷十二「瑞州大愚山守芝禪師」：「一言出口、駟馬難追。」、同卷十五「明州雪竇重鎮禪師」：「一言已出、駟馬難追。」

3 『魔合羅』雜劇第四折「柳青娘」曲：「一言既出、駟馬難追。」

『伍子胥』雜劇第三折「滿庭芳」曲など同じ。

(十三) 治家警語

① 家欲盛、看後生。

(譯)

家が榮えるかどうかは、若者次第だ。

② 教子嬰孩、教婦初來。

(譯)

子を教えるには幼い時、嫁を教えるには初めて嫁いで來た時。

(關連記事)

1 『顏氏家訓・教子篇』：「俗諺曰、教婦初來、教兒嬰孩。」

○『世範』卷下にも引用。

③ 未看山上岡、且看地上郎。

(譯)

山の上の高いところを見るまえに、まずは地上にいる若者を見なさい。

(關連記事)

1 宋・陳傳良『止齋集』卷三「招隱」：「將子無登山、山上岡復岡

…國人佇齊軾、吾黨多魯狂。望子子不來、翠袖天風揚。」

(注)

(1) この條の意味はよく分からない。關連記事の詩は、山に住む隱者を招いたが、隱者は來ないという意味であり、假にそれによって譯した。

④ 嚴父出孝子、嚴母出巧女。

(譯)

父親が嚴しいと息子は親孝行になり、母親が嚴しいと娘は家事がうまくなる。

⑤ 妻賢夫禍少、子孝父心寬。

(譯)

妻が賢いと夫は禍を免れ、子供が孝行だと父親は心安らかだ。

(關連記事)

1 『虎頭牌』雜劇第三折旦云：「我可甚麼妻賢夫禍少、吓、也做不得子孝父心寬。」

⑥ 子孝雙親樂、家和萬事成。

(譯)

子供が親孝行だと二親は樂だ、家がなごやかならすべてうまくゆく。

⑦ 至富莫造屋、至貧莫賣屋。

(譯)

どんなに金持ちでも家を建てるな。どんなに貧乏でも家を賣るな。

⑧ 富因可惜許、貧爲不爭多。

(譯)

金持ちになるのはわずかな物でも惜しむため、貧乏になるのはより多くを得ようと努力しないから。

(關連記事)

- 1 宋・胡仔『漁隱叢話』前集卷五十四：「王直方詩話、東坡嘗曰、吾鄉有一諺云、富囚較此子、貧爲不爭多。此極有理。」

⑨ 懶人思來年、貧人思眼前。

(譯)

怠け者は來年のことを考え、貧乏人は眼前のことを思う。

⑩ 男兒教十五、媳婦教初歸。

(譯)

息子は十五で教え、嫁は初めて嫁いで來た時に教える。

⑪ 慈不主兵、義不主財。

(譯)

慈悲の心ある者は兵器を用いず、義侠心のある者は財産を惜しまない。

(關連記事)

- 1 宋・陳亮『龍川集』卷二十八「喻夏卿墓誌銘」：「世俗之常言曰、慈不主兵、義不主財。」
- 2 明・楊慎『丹鉛餘錄』卷五：「諺曰、慈不掌兵、義不主財。」
- 3 『張協狀元』戲文第三十五齣：「慈不主兵、義不主財。」

⑫ 大富由天、小富由人。

大きな富は天命だが、小さな富は人の努力による。

(關連記事)

- 1 『小孫屠』戲文(『永樂大典戲文三種』)第四齣：「人言小富由命、

大富由天。」

⑬ 家有賢妻、丈夫省半。

(譯)

家に賢い妻がいれば、夫の面倒は半分になる。

(關連記事)

- 1 『盆兒鬼』第一折淨云：「家有賢妻、丈夫不遭橫事」など元曲に多くみえる。

⑭ 讒臣亂國、妬婦亂家。

(譯)

よこしまな臣下は國を亂し、嫉妬深い嫁は家を亂す。

⑮ 耕當問奴、織當問婢。

(譯)

農耕のことは下男に、機織りのことは下女に聞け。

(關連記事)

- 1 『宋書』卷七七「沈慶之傳」：「耕當問奴、織當訪婢。」
- 2 『東坡志林』卷九「古語云、耕當問奴、織當問婢。」

⑯ 男不共耕、女不共織。

男はともに耕さず、女はともに機織りしない。

(譯)

①⑦ 年年防飢、夜夜防盜。

(譯)

年ごとに飢饉の備えをし、夜ごとに盜賊の備えをする

①⑧ 養兒防老、積穀防飢。

(譯)

息子を育てるのは老人になってから養ってもらうため、穀物を貯えるのは飢饉への備え。

(關連記事)

1 『父母恩重經變文』(『敦煌變文集』)：「人家積穀本防飢、養子還徒(圖)被老時。」

2 『宋稗類鈔』卷十三：「養子防老、積穀防飢。」

3 『東堂老』雜劇第一折「天下樂」曲：「養子防備老」など元曲に多數例がある。

①⑨ 良田萬頃、莫養長頸。鷺也。

(譯)

美田がどんなにたくさんあっても、長い首を飼うな。鷺鳥のことである。

(注)

(1) 鷺也——次の條も鷺鳥についてであるが、なぜ鷺鳥を飼うといけないのか分からない。あるいは「鷺」は「娥」に通じ、女性を指す隱語であるかもしれない。『酷寒亭』雜劇第三折に、妓女出身の「蕭娥」を「燒鷺」と言った例がある。

②⑩ 與人不和、勸人養鷺。

(譯)

仲が悪い人には、鷺鳥を飼うよう勧めよ。

②⑪ 遺子黃金滿竈、不如教子一經。

(譯)

子供に箱いっぱい黄金を残すよりも、經典をひとつ教えた方がよい。

(關連記事)

1 『漢書』卷七三「韋賢傳」：「鄒魯諺曰、遺子黃金滿竈、不如一經。」

2 『藝文類聚』卷八十三引「韋賢傳」：「鄒魯諺云、遺子黃金滿竈、不如教子一經。」

②⑫ 至樂莫若讀書、至要莫如教子。

(譯)

讀書にまさる樂しみはなく、子に教えることより大切なことはない。

(關連記事)

1 『壽親養老新書』卷三：「家仲本云、至樂莫若讀書、至要莫如教子。」

②⑬ 欲成家置兩犁、欲敗家置兩妻。

身代を作ったかったら犁を二本買え。身代をつぶしたかったら妻を二人置け。

②4 常將有日思無日、莫待無時思有時。

(譯)

いつも有る時には無い時のことを考え、無くなつてから有つた時のことを思い出すようなことのないようにせよ。

(關連記事)

1 『珊瑚網』卷十四「沈啓南雜題絕句墨蹟」：「出入行藏要三思、世情更變斗星移。常將有日思無日、莫待無時思有時。」

2 『圖書編』卷八十八「戸部財用出入揭帖」：「鄙諺云、常將有日思無日、莫待無時思有時。」

②5 有錢須記無錢日、安樂常思病苦時。

(譯)

金持ちになつても貧乏だった時を忘れるな。健康な時はいつも病氣の苦勞を思え。

②6 養男如虎、猶恐如鼠。養女如鼠、猶恐如虎。

(譯)

息子が虎のように勇猛になつてほしいと願つて育てても、なお鼠のような臆病者になつてしまう。娘は鼠のようにおとなしくなつてほしいと願つて育てても、なお虎のような氣の強い女になつてしまう。

②7 飲卯酒一日不快活、多置籠一生不快活。

(譯)

朝酒を飲むと一日中氣分が悪いが、妾をたくさん置くと一生不愉快な思いをする。

②8 家有一心、有錢買金。家有一心、無錢買針。

(譯)

家族の心が一つにまとまっていれば、黄金を買う金もできるが、家族の心がばらばらでは針を買う金すらなくなる。

②9 起家之兒、惜糞如惜金。敗家之兒、用金如用糞。

(譯)

身代をつくる子は、糞でもまるで金のように大切にするが、身代をつぶす子は金をまるで糞のように浪費する。

(關連記事)

1 元・王禎『王氏農書』卷三「糞壤篇」：「所謂惜糞如惜金也。」

③0 莫道家未成、成家兒未成。莫道家未破、破家兒未大。

(譯)

身代がまだできていないと言ふな、それを作る子がまだ育っていないのだ。身代がまだつぶれていないと言ふな、つぶす子がまだ小さいのだ。

(關連記事)

『袁氏世範』卷上：「諺云、莫言家未成、成家子未生。莫言家未破、破家子未大。」

(十四) 養生警語

① 服藥千朝、不如一夜獨宿。

(譯)

藥を千日のむよりも、一夜ひとりで寝た方がよい。

(關連記事)

- 1 『東坡全集』卷十「次韻王翠獨眠」：「服藥千朝償一宿。」
- 2 『能改齋漫錄』卷八「服藥不如獨宿」：「世所傳道書雜載神仙秘訣有云、服藥千朝、不如獨寢一宵。此最有理。予近讀顧況琴客詩云、服藥不如獨自眠、從他別嫁一少年。乃知古有此語。」
- 3 宋・楊伯岳『六帖補』卷十九「養生」：「彭祖經云、上士別床、中士異被。服藥百顆、不如獨臥。」

② 軟炊飯、爛煮肉、少飲酒、獨自宿。

(譯)

ご飯はやわらかく炊き、肉はじっくり煮、酒は少しだけにし、夜は一人で寝る。

(關連記事)

- 1 『珊瑚網』卷四「蘇玉局養老篇墨蹟」：「軟蒸飯、爛煮肉。溫羹湯、厚氈褥。少飲酒、惺惺宿。緩緩行、雙拳曲。虛其心、實其腹。喪其耳、忘其目。久久行、金丹熱。」

③ 莫飲卯時酒。^①昏昏直到西。夜飲減一口、壽年九十九。

(譯)

朝酒を飲むな、夕方までずっとすっきりしないままだ。晩酌を一口へらせば、九十九まで長生きできる。

(關連記事)

- 1 宋・楊伯岳『六帖補』卷十九「養生」：「莫飲卯時酒、莫食申後飯。避風如避箭、避色如避賊。」

(注)

- (1) 莫飲卯時酒——白居易「卯時酒」詩に「佛法贊醍醐、仙方諺

沆瀣。未如卯時酒、神速功力倍」とあり、まったく反対のことを述べる。

④ 避色如避讐、避風如避箭。莫喫空心茶、莫餐申後飯。

(譯)

仇を避けるように女色を避けよ。矢を避けるように風を避けよ。空腹の時に茶を飲むな。夕方以後は飯を食うな。

(關連記事)

- 1 宋・胡仔『漁隱叢話』前集卷五十四：「高齋詩話云、國初有名人作座右銘云、避色如避讐、避風如避箭。莫喫空心茶、少餐中夜飯。有驛舍壁間題詩云、逢橋須下馬、遇夜莫行船。此語可爲道途之戒。」
- 2 宋・陽昉『字溪集』卷九：「先正有作座右銘云、避色如避讐、避風如避箭。莫喫空心茶、少餐中夜飯。」

(十五) 應世警語

① 欲得寬、先了官。

(譯)

ゆったりした暮らしがしたければ、まず役人をやめることだ。

② 若要好、問三老。^①

(譯)

ものごとをうまくやりたいと思うなら、見識のある老人に聞け。

(關連記事)

- 1 明・陸容『京園雜記』卷二「諺云、事要好、問三老。」

(注)

(1) 三老——古代に地方の教化をつかさどった役目の老人。『禮記』「禮運」に「故宗祝在廟、三公在朝、三老在學」、また『漢書』「高祖紀上」に、「舉民五十以上、有脩行、能帥衆爲善、置以爲三老。鄉一人、擇鄉三老一人爲縣三老、與縣令丞尉以事相教」とあり、かならずしも一人とはかぎらない。

(3) 敬穀得飽、敬老得壽。

(譯)

穀物を大切にすれば餓えることはない、老人を大切にすれば長生きできる。

(關連記事)

1 宋・張耒『柯山集』卷四十三「求畫觀音像偶」：「是故一切當供養、如人知飽必敬穀。」

(4) 助祭得食、勸鬪得傷。

(譯)

祭禮の手助けをすれば食べ物にありつき、喧嘩の仲裁をすれば怪我をする。

(5) 良田萬頃、不如薄藝隨身。

(譯)

美田をたくさんもっているより、つたない藝でも身につけた方がましだ。

(關連記事)

1 『顏氏家訓』「勉學篇」：「諺曰、積財千萬、不如薄伎在身。」

2 元・李治『敬齋古今叢』卷五：「諺曰、積財千萬、不如薄技在身。則今人所謂良田千頃、不如薄藝隨身也。」

(6) 施恩勿求報、與人勿追悔。

(譯)

恩を施して見返りを求めるな。人に物をやった後で後悔するな。

(7) 逢橋須下馬、有路莫行船。

(譯)

橋を渡る時は馬からおりよ。ほかに道があるなら船に乗るな。

(關連記事)

1 宋・趙令時『侯鯖錄』卷六：「宗弟鵬舉言、見一驛壁上有詩云、逢橋須下馬、過渡莫爭船。」

また養生警語4を参照。

(8) 日行方便、時時發善心。

日々に人のために方便をおこない、いつも善心を發揮せよ。

(9) 口說不如身逢、耳聞不如目見。

(譯)

口で言うことは實際に身をもって経験するのに及ばない。耳で聞いたことは實際に見るのに及ばない。

(關連記事)

1 『舊唐書』卷一〇一「辛替否傳」：「口說不如身逢、耳聞不如眼見。」

2 『通鑑』卷二百十：「口說不如身逢、耳聞不如目觀。」

3 『記纂淵海』卷六十一：「口說不如身逢、耳聞不如目親。」

⑩ 三春不博一秋、潤種不如狹收。

(譯)

收穫のない春の三か月は收穫のある秋の一月にかなわない、色々植えて收穫がないより、少ない種類で少しでも收穫があった方がよい。

(關連記事)

宋・陳勇『農書』卷上「財力之宜」：「諺有之曰、多虛不如少實。廣種不如狹收。」

⑪ 一日之計在於寅、一年之計在於春。

(譯)

一日の計畫は朝立て、一年の計は春に立てる。

(關連記事)

1 宋・周孚『蠹齋鉛刀編』卷三十「勸農文」：「古語有之、一日之計在寅、一年之計在春。」

⑫ 優游之所勿久戀、得意之處勿再往。

(譯)

餘裕のある境遇にいつまでも未練をもってはいけない。得意になったところへは二度と行くな。

(關連記事)

1 宋・章定『名賢氏族言行類稿』卷十一：「優濟之所勿久戀、得志之處勿再往」

2 宋・陳錄『善誘文・趙清獻公座右銘』：「得便宜處莫再去。得失

無常、事不可必。」

⑬ 近山不得枉燒柴、近河不得枉使水。

(譯)

近い山では無駄に薪を焼いてはいけない。近い河では無駄に水を使ってはならない。

⑭ 終身讓路、不失一步。終身讓畔、不失一段。

(譯)

一生人に道を讓っても一步も損をするわけではない。一生人に田んぼの畦を讓っても、自分の土地が少しでもなくなるわけではない。

(校)

○北大本はこの條を缺く。

(關連記事)

1 『新唐書』卷一一五「朱敬則傳」：「敬則兄仁軌、字德容。隱居養親、嘗誨子弟曰、終身讓路、不枉百步。終身讓畔、不失一段。」

2 『白孔六帖』卷二九、「海錄碎事」卷七上、「小學」卷五「嘉言第五」、「戒子通錄」卷一にも引用される。

⑮ 見事莫說、問(聞)事不知。閑事莫管、無事早歸。

(譯)

見たことを人には話すな。人づてに聞いたことは知らないことにせよ。關係のないことにかかわるな。用事がなければ早く歸れ。

(關連記事)

1 『漁隱叢話』前集卷五十四：「世閒俚語往々極有理者、如聞事莫

説、聞事不知、閑事莫管、無事早歸。若能踐此言、豈不省事乎。」

(注)

(1) 問——關連記事1によって「聞」に改める。

⑩ 讀一句要行一句、進一步思退一步。了一事便省一事、要一錢不見一錢。

(譯)

書物の一句を読んだら、その一句に書いてあることを實行しようと思え。一歩進んだら一歩退くことを思え。一つのことを終えた一つのことは省くことを考えよ。一錢がほしい時には一錢もないものだ。

⑪ 官不必高、願衣冠不絶、世爲善士。家不必富、願衣食常足、可以及人。

(譯)

官位は高くなくともよい、教養ある家柄が絶えず、代々善行を積む士人でありたい。家は金持ちでなくともよい、衣食が常に足りて、それを人に及ぼせるようでありたい。

(關連記事)

1 宋・費衮『梁溪漫志』卷九「何秘監語」：「官不必高、但願衣冠不絶、而常爲士類。家不必富、但願衣食粗足、而可以及人。」

(十六) 結交警語

① 酒逢知己飲、詩向會人吟。

(譯)

酒は自分の理解者と飲むもの、詩は分かる人に吟じるもの。

(關連記事)

1 『五燈會元』卷十七「隆興府文準禪師」：「酒逢知己飲、詩向會人吟。」

2 『小孫屠』戲文第十齣も同じ。

3 『西廂記』雜劇三本四折「聖樂王」曲：「何須詩對會家吟。」

② 結朋須勝己、似我不如無。

(譯)

自分よりすぐれた人と友人になるべきで、自分と同じような友人ならいない方がましだ。

(關連記事)

1 『朱子語類』卷二十一：「趙兄問、無友不如己者。曰凡人取友須是求勝己者、始有益。」

③ 門内有君子、門外君子至。

(譯)

門の中に君子がいれば、(だまっていたも)門の外から君子が訪ねてくる。

(關連記事)

1 明・魏校『莊渠遺書』卷二「論語講義」：「諺云、門内有君子、門外君子至。門内有小人、門外小人至。」

④ 隣里欲高牆、親情欲遠方。

(譯)

隣との塀は高いほどよく、親類は遠くにいるほどよい。

⑤ 相識滿天下、知心能幾人。

(譯)

知り合いが世界中にいっぱいいても、その中に心の知れた人が何人いるだろう。

(關連記事)

1 『五燈會元』卷十五「渾州雲蓋繼鵬禪師」：「相識滿天下、知心能幾人。」

2 『張協狀元』戲文第五十一齣も同じ。

⑥ 路遙知馬力、事久見人心。

(譯)

道が遠いと馬の力がわかる。つきあって時間がたつと人の心がわかる。

(關連記事)

1 『爭報恩』雜劇第一折徐寧云：「路遙知馬力、日久見人心。」

⑦ 莫信直中直、須防人不仁。

(譯)

正直なうえにも正直な人がいるからと言ってみんながそうだと
思っているはいけない。人はよからぬものと思って用心せよ。

⑧ 相識圖相益、濟人須濟急。

(譯)

人と知り合いになるなら互いに利益になるようにせよ。人を助けるならその人の急場を助けよ。

⑨ 美茶不如薄酒、近親不如遠友。

うまい茶よりまずい酒、近くの親戚より遠くの友。

⑩ 糟糠之妻不下堂、貧賤之交不可忘。

(譯)

苦勞をともにした妻を追い出さない。貧乏な時の友達を忘れない。

(關連記事)

1 『後漢書』卷二十六「宋弘傳」：「糟糠之妻不下堂、貧賤之知不可忘。」

2 『東觀漢記』卷十三「宋弘」：「貧賤之交不可忘、糟糠之妻不下堂。」

⑪ 求人須求大丈夫、濟人須濟急時無。

(譯)

人に助けを求めるなら立派な人に求めよ。人を助けるならその人が急場でないにもなく困っている時に助けよ。

(關連記事)

1 『張協狀元』戲文第十九齣：「求人須求大丈夫、濟人須濟急時無。」

⑫ 逢人且說三分話、未可全拋一片心。

(譯)

人に逢って話をする時はとりあえず少しだけ話し、思っていることすべてを話してはいけない。

(關連記事)

1 『五燈會元』卷十五「明州育王山大覺禪師」：「逢人只可三分語，未可全地一片心。」

2 『朱子語類』卷二十一「如今俗語云、逢人只說三分話、只此便是忠。」

⑬ 在家不會迎賓客、出路方知少主人。

(譯)

家で旅人を歓迎しない人は、旅に出ではじめて自分をもてなしてくれる人のいないということを知るのであろう。

⑭ 富不親兮貧不疎、此是人間大丈夫。富則進兮貧則退、此是人間眞小輩。

(譯)

金持ちと親しくせず貧乏人をおろそかにしない、それこそ世の中の立派な人間だ。金持ちとは進んで交際し、貧乏人からは身を退く、それこそ世間のつまらない輩だ。

(十七) 居官警語

① 食淡精神爽、心清夢寐安。

(譯)

粗食をすれば氣持ちはさわやか、心が清ければ夢見こちがよい。

② 吏無官不立、官無吏不行。

(譯)

胥吏は官人がいなければ成り立たない。官人は胥吏がいなければやってゆけない。

③ 國正天心順、官清民自安。

(譯)

國の政治が正しければ、天の心もしたが、役人が清廉であれば民は自ずと安らぐ。

(關連資料)

1 『虎頭牌』雜劇第三折旦云：「法正天須順、官清民自安。」

④ 官清人吏瘦、神靈廟祝肥。

(譯)

官人が清廉であれば胥吏は瘦せ、神が靈驗あらたかであれば神主は肥える。

(關連記事)

1 『鐵拐李』雜劇第一折「金盞兒」曲：「他這官清司吏瘦、俺道家富小兒嬌。」

2 『張協狀元』戲文第十六齣末云：「我個神道靈。」淨云：「可知道靈。」末云：「廟祝甚年會肥？」

⑤ 爾俸爾祿、民膏民脂。下民易虐、上天難欺。

(譯)

なんじらの俸祿は、人民の血と脂だ。下民は虐げやすいが、天は欺けぬぞ。

〔關連記事〕

1 宋・張唐英『蜀檣机』卷下：「廣政四年五月、（孟）昶著官箴、頒於郡國曰、……下民易虐、上天難欺。……爾俸爾祿、民膏民脂。」

2 『景定建康志』卷四：「太宗皇帝御製戒石銘曰、爾俸爾祿、民膏民脂。下民易虐、上天難欺。」

3 『容齋隨筆』續集卷一「戒石銘」に考證がある。

（十八）爲吏警語

① 智過十人、方爲一吏。

〔譯〕

智惠が十人並み以上で、はじめて胥吏になれる。

② 人心似鐵、官法如爐。

〔譯〕

人の心が鐵のように堅くとも、官の法律は火爐のようにそれを融かしてしまふ（どんなに意志堅固な犯人もかならず罪を白狀する）

〔關連記事〕

1 宋・鄭清之『安晚堂集』卷十「家園卽事十三首其十二」：「人心似鐵、爐猶在世。」

2 『小孫屠』戲文第十一齣、『救孝子』雜劇第三折「四煞」ほか元曲に多數みえる。

③ 爲人莫爲吏、爲吏莫爲推。

〔譯〕

せつかく人となつたのに胥吏などになるものではない、胥吏になるなら推官にはなるな。

〔關連記事〕

1 元・王惲『秋澗集』卷三十三「送韓推官之任廣陵」：「歷試諸難貴遠期、休言爲吏莫爲推。」

④ 懼法朝朝樂、欺公日日憂。

〔譯〕法をおそれて暮らしていれば毎日氣が樂だが、お上を欺いては日々心配ばかりだ。

〔關連記事〕

1 『善誘文・趙清獻公座右銘』：「懼法朝朝樂、欺公日日驚。」

⑤ 一階伏事一階、草履伏事麻鞋。

〔譯〕

ひとつでも位が下の者は上の者につかえる。草鞋は麻のぞうりにつかえるのである。

〔關連記事〕

1 『大學衍義補』卷九十八「治國平天下之要・徒隸」：「臣按、人有十等、自王公而下、數而至於臺極矣。諺所謂一階服事一階、卽此意也。」

⑥ 事無大小、有錢便了。事無小大、無錢便壞。

〔譯〕

事の大小にかかわらず、金があれば萬事うまくゆく。事の大小に

かわらず、金がなければ萬事ぶちこわし。

⑦ 得人錢財、與人消災。得人錢穀、與人作福。

(譯)

人の金をもらったら、その人の災いをなくしてやる。人の錢、穀物をもらったら、その人のためになるようにしてあげる。

(関連記事)

1 『灰蘭記』雜劇第二折淨云：「常言道、得人錢財、與人消災。」

⑧ 看經未爲善、作福未爲願。莫若當權時、與人行方便。

(譯)

お經を讀んでも善行を積んだことにはならない。施しをしたとて願いがかなうわけではない。それより權力をにぎっている時に、人のため便宜をはかってあげることだ。

(関連記事)

1 『小孫屠』戲文第六齣：「當權若不行方便、如入金山空手回。」

(十九) 禪機警語

① 一朝權在手、堪作令行人。

いずれ權力をにぎったなら、命令をくだす人になれるだろう。

(関連記事)

1 宋・陸游『老學庵筆記』卷四：「今世所道俗語多唐以來人詩……一朝權入手、看取令行時。朱灣詩也。」

2 『全唐詩』卷三〇六朱灣「奉使設宴戲鄉籠筆」詩：「一朝權入手、看取令行時」

3 『五燈會元』卷十六「廬山圓通居訥祖印禪師」：「(僧)曰、一朝

權在手。師便打。」

② 世上無難事、人心自不堅。

(譯)

世の中になしがたいことなどない。ただ人の心が堅固でないだけだ。

(関連記事)

『西遊記』第二回：「世上無難事、只怕有心人。」

③ 根深不怕風搖動、樹正何愁月影斜

(譯)

根が深ければ風が搖さぶるのもこわくない。木がまっすぐであれば月影が斜めにさそうが關係ない。

④ 但願五湖明月在、不愁無處下金鉤。

(譯)

ただ五湖に明月さえあれば、金の針をおろして釣りをするところがなくなる心配はない。

(関連記事)

1 『張協狀元』戲文第十五齣：「但願五湖風月在、不愁無處下絲綸。」

2 元・陸泳『吳下田家志』(『說郛』卷七十五上)：「但得五湖明月在、春來依舊百花香。」

⑤ 有名豈在鑄頑石、路上行人口是碑。

(譯)

立派な名聲があれば、それを硬い石にきざむ必要などどこにあらう。道行く人の口がみな碑文である。

(關連記事)

1 宋・俞琰『書齋夜話』卷四：「有名何在鑄頑石、路上行人口是碑。」

⑥ 紅粉易爲端正女、無錢難作耍兒郎。

(譯)

化粧をすれば簡単にきれいな女になれるが、お金がなければ遊び人になるのはむずかしい。

(關連記事)

1 『大慧普覺禪師語錄』(大正藏九九八)卷二：「紅粉易爲端正女、無錢難作好兒郎。」

⑦ 無求到處人情好、不飲從他酒價高。

(譯)

人に求めることがなければ、どこへいっても人情は厚い。酒を飲まなければ酒の値段が高かろうが關係ない。

(二〇) 道家警語

① 道高龍虎伏、德重鬼神欽。

(譯)

道術は龍虎を降服させるほど高く、人徳は鬼神もうやまうほど

重々しい。

(關連記事)

1 宋・張伯端『悟真篇』卷上：「可謂道高龍虎伏、堪言德重鬼神欽。」

② 酒中曾得道、花裏遇神仙。

(譯)

酒によって道を體得し、花の中で神仙にあう。

(關連記事)

1 明・王燾『青城山人集』卷八「桃源圖」：「錯教花裏遇神仙。」

③ 飽暖生淫慾、飢寒發善心。

(譯)

腹いっぱいめでなくぬくしていれば淫欲がおり、餓えと寒さは善心を起させる。

④ 碑文窮帳設、韭菜小開齋。

(譯)

碑文には調度の贅をきわめ、にらでちょっと精進おとし(?)。

(注)

(1) 帳設—『夢梁錄』卷一九「四司六局筵會假貨」に帳設司があるように、野外での宴會などに用いるテントや調度品をいう。しかし本條の意味は解し難い。

(二二) 通用警語

① 一人道好、千人道好。

(譯)

一人がよいと言うと、みんなよいと言う。

② 不因一事、不長一智。

(譯)

一つのことを経験すれば、それについての智慧がつく。

(關連記事)

1 宋・莊季裕『鷄肋編』卷下：「陳無己詩多用一時俚語、……如經事長一智。」

2 宋・趙長卿「賀新郎」詞：「經一事、長一智。」

③ 得人一牛、還人一馬。

(譯)

人から牛をもらったら、その人に馬をあげることでお返しをする。

(關連記事)

1 『五燈會元』卷十六「東京慧林懷深禪師」：「待人一牛、還人一馬。」

④ 寧逢狂虎、不逢善軍。

(譯)

善良な軍隊に逢うより、猛虎に逢った方がまし。

⑤ 社公不語、猪頭自來。

(譯)

祈禱師はなにも言わずとも、お供えの豚の頭はちゃんとやってくる。

⑥ 泥多佛大、水長船高

(譯)

泥が多ければ、それで作る佛は大きく、水かさが増えれば船は高くなる。

(關連記事)

1 『禪林僧寶傳』卷三十「黃龍佛壽清禪師」：「泥多佛大、水長船高。」

2 『五燈會元』卷九「群州芭蕉山繼徹禪師」：「水長船高、泥多佛大」

⑦ 人窮計拙、馬瘦毛長。

(譯)

人は困窮すればうまい智慧が浮かばなくなる、馬は瘦せると毛が長くなる。

(關連記事)

1 『五燈會元』卷十九「斬州五祖法演禪師」：「人貧智短、馬瘦毛長。」

2 『看錢奴』雜劇第三折「聖葫蘆」曲：「我人貧志短、你才高語壯。」

3 『警世通言』卷三一：「鳥瘦毛長、人貧智短」

⑧ 人離鄉賤、物離鄉貴。

(譯)

人は故郷を離れると價值がなくなるが、物は産地を離れると値がある。

(関連記事)

1 『合同文字』雜劇第一折「混江龍」曲：「俺則爲人離鄉賤、強經營生出這病源。」

2 『書畫跋跋』卷一「文太史三詩」：「諺云、物離鄉貴。」

⑨ 入山擒虎易、開口告人難。

(譯)

山に入って虎をつかまえるのはたやすいが、口を開いて人に自分の氣持ちを伝えるのはむずかしい。

(関連記事)

1 『張協狀元』戲文第十八齣：「信道入山擒虎易、方知開口告人難。」

2 『存孝打虎』雜劇第二折「賀新郎」曲：「入山擒虎易、又手告人難。」

⑩ 無錢方斷賭、臨老去看經。

(譯)

金がなくなつてやつとばくちをやめ、年をとってからようやくお經を読む。

⑪ 一皮較一皮、孫子不如兒。

(譯)

一皮(一世代)ごとに差がでるもので、孫は息子ほど可愛くない。

⑫ 人道添一年、我道減一歲。

(譯)

人は一年ごとにひとつ年をとると言うが、私は残りの年が一年へると言う。

⑬ 貧居鬧市無相識、富在深山有遠親。

(譯)

貧乏だとにぎやかな市中に住んでいても知り合いがないが、金持ちは深い山の中にさえ遠い親戚と稱する人がある。

(関連記事)

1 『張協狀元』戲文第六齣：「貧居鬧市無相問、富在深山有遠親。」

⑭ 貧無達士將金贈、病有閑人說藥方。

(譯)

貧乏でも金を恵んでくれるような氣前のいい人はいないが、病氣になるとなんのかかわりもない閑人がきて、藥の處方を説明してくれる。

(関連記事)

1 朝鮮・金禮蒙等編『醫方類聚』(人民衛生出版社排印本 一九八一年)卷十三「諸風門・管見大全良方・中風證治」：「古人云、貧無達士將金贈、病有閑人說藥方。」

(金)